

「セクシー田中さん」

調査報告書

(公表版)

令和 6 年 (2024 年) 5 月 31 日

日本テレビ放送網株式会社

ドラマ「セクシー田中さん」社内特別調査チーム

日本テレビ放送網株式会社

ドラマ「セクシー田中さん」社内特別調査チーム

委員/責任者	山田	克也
委員	早稲田	祐美子
委員	國松	崇
委員	谷田	哲哉

本報告書は、ドラマ「セクシー田中さん」について、その報告を行うものである。

目次

第1 特別調査の概要	1
1 経緯と目的	1
2 当調査チームの構成	1
(1) コアメンバー	1
(2) 調査補助者	2
3 事実調査の方法	2
(1) ヒアリング調査	3
(2) メール、LINE 等の電子データ	3
(3) 社内のドラマ制作関係者のアンケート調査	3
第2 前提となる事項	4
1 日本テレビにおけるドラマ制作	4
(1) 日本テレビのドラマ放送枠	4
(2) ドラマの制作体制	5
(3) チーフプロデューサー(CP)とプロデューサー(P)の関係	5
(4) ドラマの脚本制作における原作者との関係	6
(5) プロット・脚本について	6
2 本件ドラマストーリー概要及び主な登場人物	7
(1) ストーリー概要	7
(2) 登場人物	7
第3 認定された事実	9
1 ドラマ化についての日本テレビと出版社との交渉過程	9
(1) A氏の本件ドラマの企画立案	9
(2) ドラマ化に向けての小学館との打合せ	9
2 ドラマ制作過程	11
(1) キャスティング、脚本家、制作スタッフの選定作業	11
(2) 本件脚本家への依頼	11
(3) 制作過程総論	12
(4) 制作チームと原作者との関わり	15
(5) 全体構成案について	15
(6) 1～3話(2023/5/1～2023/8/11)	16
(7) 小学館からタイアップ宣伝についての提案	17

(8) 10月期日曜ドラマとして初回放送日や話数等の正式決定.....	17
(9) 小学館D氏からの連絡(2023/6/9、2023/6/10).....	18
(10) 4話.....	20
(11) 5～7話.....	22
(12) 2話追加台本について.....	24
(13) リテイク（撮り直し）の発生.....	25
(14) 原作コミック第7巻の本件原作者のメッセージ.....	26
(15) ドラマオリジナル部分である9,10話及びそれに向けての8話.....	26
(16) その他の原作サイドとのトラブル.....	32
3 脚本家に関するクレジットタイトル問題.....	33
(1) 本件脚本家とA氏のコミュニケーション.....	33
(2) 日本テレビによる、本件原作者・本件脚本家間の要望の調整.....	33
(3) 法的見解を踏まえた日本テレビ・本件脚本家間の交渉.....	34
(4) 日本テレビによる最終調整.....	36
4 脚本家と原作者のネット投稿.....	38
(1) 2023年12月24日、2023年12月28日 脚本家のInstagramへの投稿.....	38
(2) 2024年1月26日原作者のブログへの投稿及びXでの拡散.....	41
5 本件原作者ブログ掲載事項と日本テレビ制作サイドの認識.....	44
(1) 本件ドラマ化のスタート時期について.....	44
(2) 3月29日時点及び6月上旬に、本件ドラマ化の条件がB氏、A氏に伝えられていたか.....	45
(3) 本件原作者の「要望」についての日本テレビ制作サイドの認識.....	50
第4 本件の分析・検証.....	54
1 総論（本件の分析・検証の対象）.....	54
2 各論.....	54
(1) 検証対象A：なぜ制作・放送過程における関係者の認識齟齬やミスコミュニケーションが生じたのか.....	54
(2) 検証対象B：制作段階において、具体的にどのような点が原作者と制作サイド間の信頼関係が失われる要因となったか.....	60
(3) 上記(1)・(2)が招いてしまった決定的なトラブルについて.....	66
(4) 日本テレビの制作体制等に関する問題意識.....	73
(5) その他（本件ドラマは原作者の意向にそぐわないものであったか）.....	76
3 総括.....	77
(1) 本件の状況まとめ.....	77

(2) 日本テレビが本件を振り返る上で重要な視点について.....	77
第5 今後へ向けた提言.....	82
1 原作者や脚本家等との信頼関係を構築するための方策	82
(1) 原作の改変について相互理解を図る	82
(2) ドラマ化にあたっての思いの事前説明	82
(3) 原作者と制作担当者との直接面談を要請	83
(4) 脚本家との向き合い	85
(5) 撮影前に最終話までの構成案を用意.....	85
(6) 時間的な余裕を持った企画決定	86
2 ドラマ制作におけるトラブル回避のための方策.....	87
(1) 契約書の早期締結	87
(2) SNS の利用における留意点の共有	88
3 制作/組織体制における諸課題の解決策.....	89
(1) プロデューサーの業務量・人数についての見直し.....	89
(2) コミュニケーションの重要性の再認識	90
(3) ドラマ班の人材育成とフォロー体制の強化.....	90
(4) 上長によるチェック体制の構築	90
4 相談窓口の活用	91

公表する報告書においては外部有識者の委員の了解のもと、個人のプライバシーへの配慮の観点から、匿名化処置及び部分的な非開示措置を施している。報告書本編において A ないし S については以下の通り表している。

【匿名化された個人の所属等】

A 氏	日本テレビドラマ制作関係者
B 氏	日本テレビドラマ制作関係者
C 氏	小学館関係者
D 氏	小学館関係者
E 氏	日本テレビドラマ制作関係者
F 氏	日本テレビドラマ制作関係者
G 氏	日本テレビドラマ制作関係者
H 氏	日本テレビドラマ制作関係者
I 氏	日本テレビドラマ制作関係者
J 氏	日本テレビドラマ制作関係者
K 氏	日本テレビ関係者
L 氏	日本テレビ関係者
M 氏	日本テレビ関係者
N 氏	日本テレビ関係者
O 氏	日本テレビ関係者
P 氏	日本テレビ関係者
Q 氏	小学館関係者
R 氏	小学館関係者
S 氏	小学館関係者

第1 特別調査の概要

1 経緯と目的

日本テレビ放送網株式会社(以下「日本テレビ」という。)が2023年10月期(10月22日～12月24日)にドラマ「セクシー田中さん」全10話(以下「本件ドラマ」という。)を毎週日曜日に放送すると、同年12月24日以降、脚本家(以下「本件脚本家」という。)及び原作者の漫画家芦原妃名子氏(以下「本件原作者」という。)が本件ドラマ制作の背景等についてSNSに投稿を行った。これがネット上で誹謗中傷を含め、様々な取り上げ方をされるなか、2024年1月29日に栃木県内で本件原作者の死亡が確認された。日本テレビは、一連の事実(以下「本件」という。)を厳粛に受け止め、同年2月15日、ドラマ制作部門から独立したドラマ「セクシー田中さん」社内特別調査チームを設置することを公表した。

当調査チームは、原作者、脚本家、番組制作者等が、より一層安心して制作に臨める体制を構築するために、以下の事項を目的として調査、分析及び検討を行った。なお、本件原作者の死亡原因の究明については目的としていない。

目的

- イ) ドラマ化の企画から原作者の最後のネット投稿に至る事実関係の調査
- ロ) ドラマ制作の全過程とネット投稿への対応に関する問題点の洗い出し
- ハ) ドラマ化の条件・過程に関する原作サイド(原作者・小学館担当者など)及び制作サイド(日本テレビ担当者・脚本家など)の認識の分析
- ニ) 上記(イ)～(ハ)により判明した問題点を踏まえた今後へ向けた提言の検討

2 当調査チームの構成

(1) コアメンバー

① 外部有識者

- 早稲田 祐美子 (東京六本木法律特許事務所 弁護士 元日本弁護士連合会副会長・元第二東京弁護士会会長)
- 國 松 崇 (東京リベルテ法律事務所 弁護士)

両名とも、本件の調査以外には、現在日本テレビ及びそのグループ各社との間に取引関係も利害関係もなく、独立性・中立性が担保されている。

早稲田弁護士は、著作権法分野において豊富な経験と識見を有するほか、複数の

上場企業の社外監査役・社外取締役を務めるとともに第三者委員会の実務経験もあり企業統治にも詳しい。國松弁護士は、他のテレビ局の社内弁護士を経て多数の番組(ドラマ、脚本等)の法律監修、考査及び契約法務等に携わり、メディア・エンタメ関係の実務に幅広い知見と実績を有する。それゆえ、両名とも本調査において求められる専門性を備えている。¹

② 社内メンバー

- 山田 克也 (取締役執行役員コンプライアンス推進室長)
※当調査チーム責任者
- 谷田 哲哉 (木挽町総合法律事務所 日本テレビ顧問弁護士)

谷田弁護士は、2003年以降、日本テレビの顧問弁護士として番組制作上の法律問題、名誉棄損訴訟、関連会社の著作権ライセンス事業等に関与し、企業統治、調査委員会に関する知見と経験もある。なお、当調査チーム設置前は本件ドラマに関与していない。

(2) 調査補助者

① 社外の調査担当弁護士

- 中村 仁恒 (弁護士法人ロア・ユナイテッド法律事務所 弁護士)
- 結城 優 (ATOZ 法律事務所 弁護士)
- 佐藤 公紀 (池田・國松法律事務所 弁護士)
- 木下 駿 (東京六本木法律特許事務所 弁護士)

上記の4名は、独立性・中立性を担保するため、現在日本テレビグループとの間に取引関係も利害関係もないこと、及び相応の法律知識と調査スキルを有することを条件として、上記の外部有識者2名に選定を一任した。

② 社内の事務局担当者

日本テレビ社員7名(所属は制作部門以外)

3 事実調査の方法

当調査チームは、2024年2月23日から5月30日までの間、以下の方法により調査を

¹ 両名及び後掲の各弁護士の報酬は、いずれもタイムチャージ方式による。

行うとともに計 17 回の全体会議を実施し、事実関係の確認、本件の分析・検証を行い、今後へ向けた提言とともに、一連の調査結果を本書にとりまとめた。

(1) ヒアリング調査

事実関係の解明のため、本件に関与した日本テレビ関係者計 13 名、本件脚本家を含む社外の関係者計 3 名に 2024 年 3 月 7 日から 5 月 10 日にかけて、計 18 回ヒアリングを実施。また小学館の関係者計 4 名には書面によるヒアリングを行った。一方、今後へ向けた提言の検討のため、社外の有識者・関連団体の関係者計 14 名やドラマ制作に知見を有する日本テレビ従業員計 4 名及び元従業員 1 名にもヒアリングを実施した。ヒアリングは計 39 名（書面回答含む）に行った。

(2) メール、LINE 等の電子データ

本件ドラマの制作のため小学館の担当者、本件脚本家その他の関係者と連絡を取り合っていた日本テレビのドラマ制作関係者ら計 8 名から本件ドラマ制作に関する電子メール及び LINE 等の電子データについて、任意に提出を受けた。

(3) 社内のドラマ制作関係者のアンケート調査

全てのドラマ制作に関わる人々が、より安心して制作に臨める体制の構築について検討するため、日本テレビコンテンツ制作局のドラマ制作担当者全 38 名及び株式会社日テレアックスオン（以下、「AXON」という）のドラマ制作担当者全 39 名を対象にアンケート調査を実施し、合計 71 名から回答を得た。

第2 前提となる事項

1 日本テレビにおけるドラマ制作

この項では本報告書を書くにあたって前提とした日本テレビのドラマ制作に関する事項等を、なるべく多くの方が理解しやすい形で読み取れるように配慮し、記載するものである。なお、特段の断りがない場合は本件ドラマの放送期である2023年10月期における状況を記している。

(1) 日本テレビのドラマ放送枠

日本テレビでは以下の枠でドラマを放送していた。

① レギュラードラマ枠

ア. ゴールデン・プライム帯(19時～23時) ※放送尺はいずれも約60分

- A) 水曜22時枠 ※2024年4月期より土曜21時に枠移動
- B) 土曜22時枠
- C) 日曜22時30分枠

※本件ドラマはC)の枠で放送された。

イ. 深夜帯

- D) 月曜シンドラ枠 24時59分～(30分) ※2024年3月で終了
- E) 金曜ドラマDEEP枠 24時50分～(30分) ※2024年4月から火曜日に枠移動

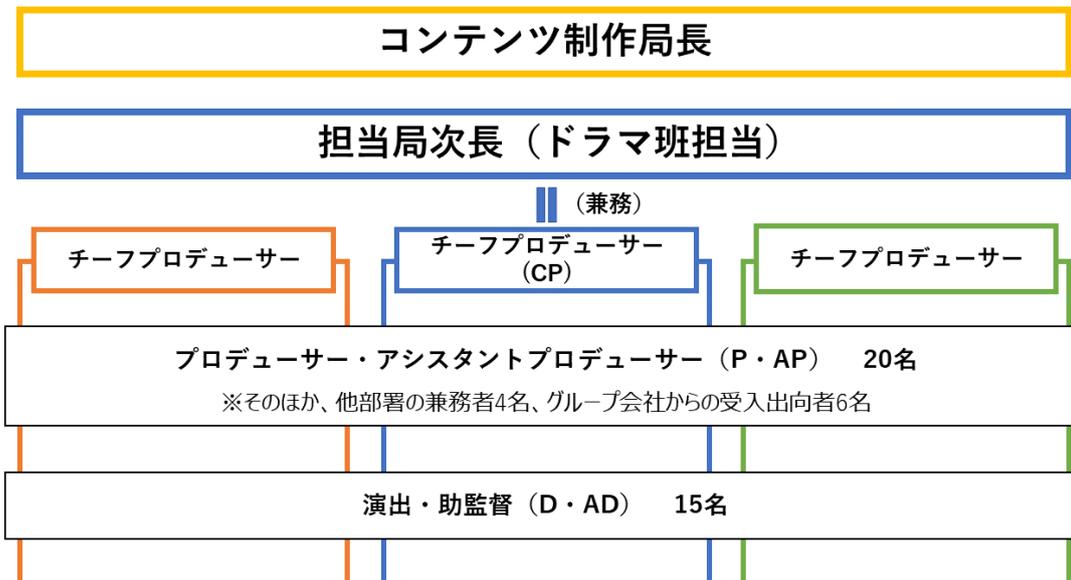
このうち、A)、B)、C)、及びD) 枠をコンテンツ制作局のドラマ班が担当していた。

② 単発・スペシャル枠

単発・スペシャルドラマは不定期に放送している。ゴールデン・プライム帯のレギュラードラマの最終回から、次のクールドラマの初回放送日までの間、いわゆる“端境期”と呼ばれる時期に放送されることが多い。

(2) ドラマの制作体制

<コンテンツ制作局ドラマ班について> ※2023年6月時点



ドラマ制作を主務とする社員は38名。そのほか、グローバルビジネス局スタジオセンターの兼務者4名、AXONからの受入出向社員6名がドラマ班に所属していた。

(3) チーフプロデューサー(CP)とプロデューサー(P)の関係

コンテンツ制作局ドラマ班にはチーフプロデューサー(CP)が3名おり、チーフプロデューサーによって担当する曜日枠が明確に決まっているわけではない。労務管理上、ドラマ班主務の社員は特定のCPグループに結びつけられているが、ドラマ制作の体制においては、企画決定の経緯等によって担当するCP、Pがドラマ班内でその都度決まっていた。Pが発案した企画であればCP間で担当するCPを決め、CPが主導して決めた企画はCPがその企画にふさわしいPを選ぶなどしている。ローテーションなどでその枠のPが決まる運用にはなっていなかった。

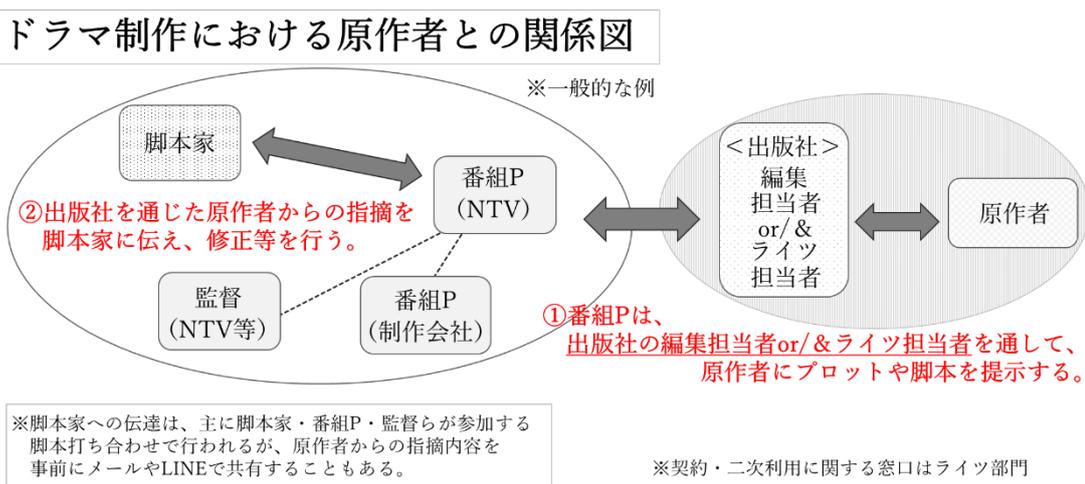
主演などのメインキャストのキャスティング、脚本家・制作会社の選定など大枠の体制は、CPとPで協議する。CPが主導することもあるが、Pの提案をCPが承認する形をとることもある。経験豊富なベテランPになるほど、Pの裁量が多くなり、CPの関与は少なくなる傾向がある。

脚本家の選定については、CP主導、P主導で行うかはケースバイケース。脚本制作では、CPの関与は比較的少ない。CPは第1回放送に向けた脚本打ち合わせに参加することはあっても、基本的に2話以降はプロットや脚本を読み、Pに指摘やアドバイスをすることが多い。一方で、若手Pは脚本の進行具合や内容について都度CPに相談することもある。CPが撮影現場を訪れる機会は少ない。メインキャストのクラン

クインやクランクアップ、トラブルがあった場合などに出向く。CP は先々の企画の調整やキャスティング作業を行うなど複数のドラマに同時進行で関わっているため、制作体制の大枠が決まると、CP が制作現場に直接関与する機会は徐々に少なくなる。

(4) ドラマの脚本制作における原作者との関係

脚本制作において、プロデューサーは出版社の編集担当またはライセンス担当、あるいはその両者を通じて原作者の意向を確認する。あらすじ・構成・主なセリフを書いたプロットやそれを元にした脚本ができあがるたびに出版社側に送って原作者の確認を取り、指摘を受けた箇所を修正するという作業を何度か繰り返し、最終的に承諾を得た脚本を決定稿にする。決定稿になる直前の準備稿ができた段階で出版社に送り、おおまかな確認程度で済ませる場合もある。どのようなやりとりで脚本を制作するかは様々であるが、出版社側に原作者の意向を確認して進めることが多い。



原作利用許諾契約(原作者または出版社と交わす契約書。ドラマ化し地上波放送することについての対価や、その後の配信等の二次利用に伴う追加報酬の詳細等の条件が書かれているもの)については、制作体制がある程度整ったところで出版社からドラフトを提示され、出版社と日本テレビのライセンス担当者間で交渉に入る。両社間で合意済みの原作契約の「雛形」がある場合は放送前に締結することがあるが、「雛形」がなく、ドラフトの条件等の交渉が難航するような場合は、放送後に締結されることが多い。

(5) プロット・脚本について

ドラマの制作にあたっては、以下のような「プロット」と、これをもとにした「脚本」「台本」が作成される。

① 『プロット』

ドラマの構成・あらすじ・主なセリフが書かれたもの。横書きが多い。構成やセリフが詳しく書かれたものを『詳細プロット』と呼ぶこともある。

② 『脚本』『台本』

ドラマの設計図。ト書き(いつ、どこで、誰がどんな状況にあるかの説明や登場人物の行動に対する指示等)と、各登場人物の具体的なセリフを縦書きで記したものを『脚本』と呼び、それを印刷し、出演者・スタッフ・関係者に配る冊子を『台本』と呼ぶ。

2 本件ドラマストーリー概要及び主な登場人物

(1) ストーリー概要

地味で友達も恋人もないアラフォーOL、経理部の田中さん。しかし彼女の裏の顔は…超セクシーなベリーダンサーだった！一方、同僚の派遣OL朱里は、一見愛され女子だが、「若くて可愛い」ことにしか自分の市場価値はないと焦り、合コンに明け暮れるものの、虚しさ生きづらさを感じていた。そんな時、朱里は田中さんの“正体”を知り“我が道”を行く生き様に惹かれ憧れていく。正反対な2人の関係性は化学反応を起こし、周りからのレッテルをはね除け、新しい自分を見出していく――。

(2) 登場人物

たなかきょうこ 田中京子(40)	経理部の40歳独身OL。経理部のAIと評されるほど優秀だが、友達も彼氏もできなかったことがない。しかし実はセクシーなベリーダンサーSaliという顔があることは、周囲に隠している。胸を張っていきたいと思いベリーダンスを始め、いつか自分の名前でお客さんと呼べるダンサーになることが夢。毎日のルーティンワークは決して崩さない。主婦力が高く料理もカンペキ。ハムスター「真壁くん」を愛する。
くらはしあかり 倉橋朱里(23)	派遣OL。23歳。愛され女子でありながら「本当に好かれたことがない」と感じ、モヤモヤした生きづらさを抱える。「若くてかわいい」ことにしか自分の市場価値はないと焦り、手堅く無難な「普通の幸せ」を望むが、田中さんに出会うことで、自らの無難な生き方が変化する。
しょうのこうすけ 笙野浩介(36)	商社マン。女性に失礼なことを言う天才で、女性に対する偏見まみれの昭和の脳を持つ。そのため、ちゃんとしてそうなのに、全然女性にモテない。結婚願望が強く、将来堅実で温かい家庭を築くの

	が夢。
こにしかずき 小西一紀 (35)	笙野の会社の同僚。朱里にぞっこんで、チャラそうな見た目で調子がいい。あまり他人とぶつからないタイプで、ひょうひょうとしていてそつがない。一方で、イマイチ本音が見えない。
なかはらしんご 仲原進吾 (23)	学生時代からの朱里の友人。朱里と3年前に一度だけ関係をもってしまう。入社してからずっときつかった会社を辞められないでいる。
みよしけいと 三好圭人 (48)	ペルシャ料理店「Sabalan」のマスター。既婚者だが、全女性を愛するブレないチャラ男。田中さんがベリーダンスにはまるきっかけを作った張本人。打楽器「ダラブッカ」を演奏する。田中さんが密かに憧れる男性。人を見る目には自信がある、究極の人ったらし。
やまね 山根ふみか	笙野の母が笙野に勧めたお見合い相手の女性。

本件ドラマ HP より引用 (<https://www.ntv.co.jp/tanakasan/intro/>)

第3 認定された事実

※以下、本件報告書における小学館関係者による書面回答結果の記載については、引用箇所の前後部分を相手方当事者に提示、確認の上、引用している。なお、認定された事実について小学館が同意や承認をしているものではないことに注意されたい。

1 ドラマ化についての日本テレビと出版社との交渉過程

(1) A氏の本件ドラマの企画立案

日本テレビでは、定期的にドラマの企画募集があり、また随時企画を出すことができる。A氏は本件ドラマの企画書を日本テレビ編成部及びコンテンツ制作局ドラマ班に提出したところ、内容が評価され、小学館にドラマ化の可否を確認することになった。

2023年2月末頃、A氏は小学館に本件ドラマの企画書を送ったうえで、ドラマ化の打診をした。すると、単行本6巻が発売されたら、これまで巻浅を理由に断ってきたドラマ化について具体的に考えて始めても良いと本件原作者と合意していて、ちょうどそのタイミングであったという回答が小学館からあったため、ドラマ化について日本テレビと小学館との打ち合わせが行われることになった。

企画書には、企画意図、企画ポイント（①自分を縛る“呪縛”から解放された時のカタルシス、②真反対なふたりの女の友情がスゴい！、③9笑って、1グッとくるドラマ、④あらゆる世代に響く！60代専業主婦女性の1歩、⑤田中さんと笙野の恋の行方は！？）、主要想定キャスト等が記載されていた。

(2) ドラマ化に向けての小学館との打合せ

2023年3月9日、日本テレビからA氏、B氏が、小学館からC氏、D氏が出席し、本件ドラマ化について対面で話し合いが行われた。B氏が日テレがやりたい旨言ったところ、小学館からも前向きな話がなされ、小学館が既に企画を提案している他局の状況を確認した上で再度打ち合わせをすることになった。ドラマ化するにあたっては、日本テレビ側が同年10月期か2024年1月期であるという説明をして進捗次第で相談することになった。なお、当調査チームに対しC氏は、本件原作者の原作への想いの強さ、未完の作品なので最終話付近の制作がセンシティブになることを考え、2024年1月期を希望した旨回答している。日本テレビは関係者のスケジュール等を総合的に判断し、2023年4月25日の企画決定会議で同年10月期とすることを決定した。どちらの期であっても原作は完結しないが、A氏によると小学館からは、未完部分はドラマオリジナルのエンドでよい、という話であった。この点、当調査チームに対し小学館は、未完部分は原作に影響を与えないよう、原作者が提案するものをベースにしたドラマオリジナルエンドで良いという趣旨で言ったということである。

また、A氏が送った本件ドラマの企画書が良かったという話があった。

その際、C氏、D氏から本件原作者は以前、漫画のドラマ化で揉めたことがあり「難しい作家」（原作へのこだわりが強い作家）であり、原作に寄り添ったドラマ制作をお願いする旨の発言があった。

なお、当調査チームへのC氏からの書面回答によると、本件原作者は、過去作では製作（ママ）途中で「やっぱりやめたい」と言い出したこと、小学館からはドラマ化するならば原作を大事にしてくれる脚本家の方でないと難しいことを伝えたと述べているが、A氏、B氏はこの時点では条件や注意事項として聞いた記憶がないと述べている。

同年3月9日の話し合い後、A氏は想定脚本家と想定監督を追記した企画書をC氏に送った²。

同年3月29日、再度同じメンバーでオンライン会議が行われた。小学館から、他局からのドラマ化の話を通ったことが説明され、A氏の認識ではこの時、小学館から本件ドラマの企画についての許諾がなされた。これに対し、当調査チームへのD氏、C氏からの書面回答によると、同年3月29日はまだ日本テレビでもドラマ化が正式決定していない段階であり、あくまでも他局の企画案をペンディングして、具体的な条件を詰めていこうという打診に過ぎないということであり、正式に許諾したのは同年6月10日であるということであった。

B氏は、小学館に対し本件原作者とどのような形で進めていくのがよいか尋ねたが、小学館から「できあがったプロット・脚本を見ながら進めていきましょう」と言われたため、この時点で原作者に会わせてほしいとは言わなかった。A氏もこの時点で原作者に会ったほうが良いとは思わなかった³。結局、ドラマ化の作業に入る前のこの段階では、本件原作者とA氏、B氏は顔合わせをしなかった。

A氏は同年3月9日あるいは同年3月29日の会議の席で、C氏及びD氏に対し、本件原作者の意見を無視するような改変はしない、リスペクトをもって取り組むという趣旨の話をした。A氏は、C氏、D氏の本件原作者についての説明を受けて、本件原作者が自己の作品へのこだわりが強い人だと思ったが、こだわりが強い人のほうが良いドラマができると思ったということである。B氏もA氏に対しドラマ化を慎重に進めるようにアドバイスした。

同年3月9日、及び同年3月29日の打ち合わせの際には、2024年1月26日に公表された本件原作者のブログにあるような「必ず漫画に忠実に」「漫画が完結していない以上、ドラマなりの結末を設定しなければならないドラマオリジナルの終盤も、まだまだ未完の漫画のこれからの影響を及ぼさない様『原作者があらすじからセリ

² この企画書修正案の想定脚本家には本件脚本家の名前はなかった。

³ もっとも当調査チームのヒアリング時点では、ドラマ化に入る前に原作者に会っておけばよかったと思っている、ということであった。

フまで』用意する」という条件は小学館からは口頭あるいは文書で提示されていなかった。

なお、この点についての当調査チームの質問について、C氏、D氏は条件として文書で明示しているわけではないが、漫画を原作としてドラマ化する以上、「原作漫画とドラマは全く別物なので、自由に好き勝手にやってください」旨言われぬ限り、原作漫画に忠実にドラマ化することは当然という認識である旨書面回答している。また、2023年4月4日に、B氏が日本テレビJ氏に対し、小学館のD氏からの情報として、本件原作者原作のドラマにおいて、脚本家に対して不満を持ち「自分で書く」と言い出した過去があったことをLINEで伝えていたが、同年4月10日のJ氏へのLINEでは、約10年前に日本テレビが本件原作者の漫画をドラマ化した際⁴の関係者にヒアリングしたところ、大変いい人で問題なかったと言われた旨報告をしていた。

2 ドラマ制作過程

(1) キャスティング、脚本家、制作スタッフの選定作業

2023年3月29日のオンライン会議により、小学館から本件ドラマ化の承諾を得たと考えたため、A氏は、キャスト、脚本家の選定、監督等制作スタッフの選定にとりかかった。

キャストについては、同年4月上旬から順次、A氏からC氏にキャスト候補を連絡し、C氏を通じて原作者の意見を聞いてもらった。原作者がNGといった候補はキャストから外した。

本件脚本家についても同年4月5日にC氏に対し脚本家候補者の1人としてメールで連絡しており、C氏からは電話で問題ない旨の返事があった。

(2) 本件脚本家への依頼

A氏は、本件脚本家に依頼する前に、何名か他の脚本家に依頼したがスケジュール等が合わなかった。2023年4月4日、A氏は、本件脚本家が書いた「ミステリと言う勿れ」の原作もドラマも良かったと思っていたこと、本件脚本家は過去執筆した脚本に生きづらさを抱えた女性を描いたものがあったこと等から本件ドラマの作風にあうと考え、本件脚本家にコンタクトを取った。本件脚本家は当初はスケジュールが埋まっていたものの、スケジュールが変更になりそうとのことであったためA氏から企画書を送り、話を聞いてもらうことになった。その後本件脚本家の要請により原作コミック1巻～6巻も送った。

同年4月15日、A氏と本件脚本家とが対面で打ち合わせを行った。本件脚本家は、日本テレビで脚本を書くのは20年振り以上であり、A氏とも初めて会ったが、原作

⁴ C氏、D氏が言っていた過去に揉めた作品はこの作品とは別の更に古い作品である。

が面白かったことと、A氏は誠実そうであり、かつ本件ドラマ化についての熱意が伝わってきたことから、本件ドラマの執筆を引き受けることにした。本件ドラマは全10話を予定しており、1話～10話までを本件脚本家が執筆する予定であった。本件脚本家は、この時点でA氏から原作の利用許諾がされている旨の説明を受けており、ドラマ化にあたっての諸条件について問題ないと感じた。本件脚本家がA氏に対し、本件原作者のドラマ化に対する姿勢を聞いたところ、A氏は「難しい人」（こだわりが強い人）と聞いている旨述べた。本件脚本家は「難しい人（こだわりが強い人）かー」とは言ったものの、原作が大変面白いので原作を大事に描きたい、こだわりが強い人のほうが良いドラマができると思うのでがんばりましょうという旨述べた。なお、当調査チームに対し、本件脚本家は、この時点でA氏からは雑談で「難しい人（こだわりが強い人）」という話はあったかもしれないが、明確な説明はなかった、自分は原作者との間に揉め事が生じるのは嫌なので、この時点でもし「難しい人」と説明されていたら、必ず「どの程度難しい人なのか」「変更がどこまで許されるのか」等、詳細の確認を求め、その上で執筆を引き受けるか慎重に判断したはずである旨述べている。

ドラマ化にあたって「必ず原作に忠実に」「終盤は本件原作者が脚本を書くこともあり得る」という条件については、A氏自身そのような条件が小学館から出されているという認識がなかったため、A氏から本件脚本家には説明されていない。

B氏は、A氏からの報告を受け、第1回の脚本打ち合わせ（以下「本打ち」という。）に参加して本件脚本家の様子を見ていたが、本件脚本家がしっかりしており、かつベテランであることから本件脚本家に依頼することについて問題ないと思った。

(3) 制作過程総論

① メンバー構成

脚本制作のコアメンバーは、A氏、本件脚本家、E氏、F氏、H氏の5名。2023年7～8月頃からI氏が入った。B氏が基本的にはコアメンバーのメンバー構成を考え、A氏のサポートのため、ベテランであるE氏をつけ、過去にB氏と一緒に仕事をして信頼のあるF氏をつけた。

② 本打合せとプロット・脚本制作

本件ドラマの脚本制作は、まず原作を基にドラマ化するためのプロットを作成してC氏を通じて原作者に提出し、原作者の修正意見を基に修正プロットを作成する。何回かのやりとり（以下、このやりとりを「ラリー」という。）の後、原作者から修正プロットにOKが出たら、脚本作成に進むが脚本段階でもC氏を通じて原作者に提出し、原作者の修正意見を基に修正脚本を作成し、何回かのラリーの後、原作者から修正脚本にOKがでたら決定稿とするという流れであった（但し、後述

するとおり 9, 10 話は異なる)。プロット・脚本の本件原作者への提案、及びその後の完成台本の最終承認は A 氏の責任であった。

これらのプロットや脚本の制作は、コアメンバーでアイデア出しを行い、話し合いをする場である本打ち主体で進む。原作を読んでコアメンバーで話し合った内容をホワイトボードに記載していき、それをもとに、本件脚本家がプロットや台本におこした。本打ちは、2 時間以上の話し合いになる事が多く、合計で 30 回程度行われた。

B 氏は第 1 回本打ちのみ参加し、原作への姿勢を含めてコアメンバー間の方向性に問題がなかった事から次回以降は本打ちに関しては A 氏に任せることになった。B 氏は、A 氏、F 氏、E 氏には何かあったら報告するよう伝えていた。

③ コアメンバーの原作への姿勢

A 氏は、本件原作のキャラクターが不器用だけど生きづらい世の中で変わっていくところに惹かれており、このキャラクター像を失わないようドラマ作りを心掛けた。本件脚本家も原作漫画がしっかりしているので、大きく変える必要はないという意見だった。コアメンバーの間では「原作を大切にしよう」という話は当初からされていた。本件脚本家の記憶では、最初の本打ちの際、本件ドラマ全体の方針や軸となる部分について協議し、本件脚本家から女性 2 人（朱里・田中さん）のシスターフッドの要素を取り入れることが提案され、それを一つの軸とすることになった。本件ドラマの方向性としては「原作のいいところを活かしながら、ドラマとして成立できるところを探る」というところに落ち着いた。A 氏は、原作を大事にしようという思いを持ちつつも、ドラマ化にあたっては、尺、撮影、連続ドラマとしての 1 話ごとの盛り上げ、実写化するにあたり実在する俳優の演技・セリフ、実写化にあたってのロケや予算等の制約、スポンサーへの配慮等による原作の改変は発生すると考えていた。当調査チームへの C 氏の書面回答によると、過去にドラマ化経験がある本件原作者もそれらは理解していた、ということであった。

また、A 氏は、原作をドラマ化するにあたっては映像化のプロである制作サイドと本件原作者との間で意見のやりとりを続けて、よりよいドラマを作っていこうと思っていた。

なお、後述のとおり、キャラクターのうち、特に朱里、進吾という内面の難しい点を抱えたキャラクターについては、制作サイドが作成したプロット、脚本に対し、本件原作者が原作のセリフ、エピソードに戻してほしいという修正意見をいうことが多かった。

制作サイドは本件原作者に対し、キャラクター表があれば見せてほしいと要望したがキャラクター表は作っていないということであった。そこで、制作サイドは

各人が本件原作を読み込んで本打ちで議論する等⁵して把握しようとしていたが、原作者の意見と完全に合致することは難しかった。

④ 制作サイドでの原作者側とのやりとり

本件原作者とのやりとりは、A氏がC氏を通して行っていた。メールのやりとりには、一部のメールを除いて、CCとして日本テレビ側はF氏が、小学館側はD氏が含まれており、2023年10月以降は日本テレビ側にB氏が追加された⁶。原作者からの修正意見は、原作者によるその理由の説明が付されており、当初は、指摘の数自体は少ないが丁寧なものであった。

コアメンバーの中では、本件原作者が譲れない点については意見のとおりプロット及び脚本を修正しており、本件原作者の許諾がないまま放送したシーンはなかった。

本件原作者からの指摘は、C氏が文面を整えたり、失礼な物言いになる部分は表現を調整したりしていたが、実質的な内容を一切変えることなくWordデータの添付ファイル及びメール本文に記載することでA氏に送り、その後電話で補足等をして伝え、A氏がコアメンバーにWordデータをグループLINEに送付、またはメールの内容を転送することで共有されていた⁷。もっとも、同年6月14日のメールでは、C氏は本件原作者の指摘内容をそのままA氏に送った。一般には、プロデューサーが原作サイドとのやりとりをそのまま脚本家に伝えることは少なく、プロデューサーが咀嚼してから脚本家を含めた制作サイドに伝えることが多いこと⁸、及び本件原作者の指摘はC氏が言葉遣いを柔らかくしたものであっても、本件脚本家にとっては厳しい口調であってそのまま読むのはつらくなったことから本件脚本家は同年9月11日頃、A氏に対して本件原作者からの指摘をそのまま送るのではなく、伝えるべきものを咀嚼してから伝えるよう依頼した。そこで、その後はA氏は伝えるべき情報を咀嚼して本件脚本家に伝えるようになった。少なくともA氏は本件原作者の修正点の指摘やその理由等伝えるべき情報はすべて本件脚本家には伝えている認識であり、本件脚本家を除いたコアメンバーに対しては、その後もこれまで通りWord文書を転送する形ですべて伝えていた。

また、本件原作者の本件脚本家に対する評価が厳しくなった際には、A氏はC氏に対し、プロットや脚本はコアメンバーの意見を基に本件脚本家が執筆しているのであって、本件脚本家だけの意見ではないことを繰り返し説明していた。

⁵ 進吾のキャラクターについて制作サイドで3日間かけて議論したこともあった。

⁶ その他、日本テレビ側ではL氏、小学館側ではR氏が追加されることもあった。

⁷ なお、F氏がCCに入っていた場合は、F氏はメール本文、添付ファイル双方を読んでいた。

⁸ 本件調査において、当調査チームが外部の8名の脚本家にヒアリングしたところ、ほとんどの脚本家が原作サイドの意見を直接伝えられることはなく、プロデューサーを介して脚本家に伝えられているということ、脚本家は当然、プロデューサーから原作者の意見を正しく伝えてもらっていると思っているということであった。

(4) 制作チームと原作者との関わり

当調査チームへの C 氏の書面回答によると「原作者である作家には色々なタイプの人がある。対面だと委縮していいことが言えなくなってしまう人もいる。改変を気にしない作家もいる。(本件原作者の)先生も、自分の意思に沿う改変なら OK と常々おっしゃっていた。つまり、「原作者の意思」が最優先事項であり、それを尊重するのがすべて」と述べている。

本件ドラマにおいて前述のとおり、2023年3月29日に小学館と日本テレビと最初の話合いが一步前進した際、B氏はC氏に対して、本件原作者とどういう形で進めていくのがよいかを尋ねたところ、とりあえず紙ベースでやり取りをしましょうという趣旨の回答がされた。

当調査チームへの C 氏の書面回答によると、ドラマ化の初期段階で、プロットへの本件原作者の指摘が修正されずに制作サイドから戻ってきたため、C氏が本件原作者に対し、本件脚本家に直接会って伝えるかと聞いたところ、本件原作者は実際に脚本家に会うと言いたいことがはっきり言えなくなってしまうから会いたくない、と答えたということであった。同年7月16日、ベリーダンスのディナーショーを見に行った際に、A氏とF氏は本件原作者と初めて会ったが、プロットや脚本について細かい内容を話すことはなかった。

同年9月18日、本件原作者が撮影見学及び日本テレビのメイク担当へのインタビュー実施のため生田スタジオ内の撮影現場を訪れ、A氏は本件原作者と会った。

その後、同年11月に入って9、10話について揉めていたころ、A氏はC氏に、本件原作者と会って話したい旨申し入れたがC氏から断られた。当調査チームへのC氏の書面回答によると、撮影上の都合やスポンサーの関係などで「やむを得ない箇所以外は変更しないしてほしい」という要望を既にA氏に伝えており、その前提で本件原作者が10話を執筆中であったこと、また、本件原作者が連載原稿執筆中で非常に多忙な状況にあったことから、ひとまずA氏の面会希望を本件原作者へ伝えることを延ばしたこと、その後電話で本件原作者に伝えたところ、本件原作者からは「会いたくない」という回答であったので断ったということであった。

(5) 全体構成案について

前述のとおり、本件原作は完結しておらず、ドラマ9、10話についてはドラマオリジナルになることが予想されていたため、ドラマ化にあたっての方向性を考えるため、制作に入る際に、制作サイドはC氏に対し、どのような結末を予定しているのか、問合せをしていた。

それに対し、2023年4月24日、C氏からA氏に対し「ドラマセクシー田中さん構成案についてご提案」というA4 1枚が添付されたメールが送付され、こちらをベー

スにまとめて戴けたら、でもマストではないので、ご提案があれば随時お聞きしたい旨述べられていた。

全体構成案には、三好と田中さんについて、笙野とふみかについて、田中さんのダンス留学、田中さんと笙野の関係がそれぞれ数行で説明されていた。

A氏はC氏に対しイメージが共有できて大変ありがたい旨礼を述べ、コアメンバーと構成案を共有した。

(6) 1～3話 (2023/5/1～2023/8/11)

① プロットについて

A氏は、C氏に対し、2023年5月1日に1話のプロットをメールにて送った。1話プロットでは、前述のとおり、原作漫画をドラマ化するにあたっては尺の関係や撮影の都合等もあり、登場人物の職場の変更⁹、ドラマオリジナルエピソードの追加やエピソードの順番の入れ替え、エピソードの一部改変等も行った。同年5月2日にC氏を通じて本件原作者の意見がメールにて返ってきた。意見は朱里のキャラクターについて、ただの可愛くて軽い女に見えないようにしてほしい等であった。制作サイドは本件原作者の指摘を受け1話プロットを修正し、その後同年5月17日までの間に1話修正プロット、2～3話のプロットと10話ラストに向けたドラマ版構成案を送った。10話ラストに向けたドラマ版構成案は、同年4月24日にC氏から送られてきた全体構成案を基にコアメンバーで考えたものであった。

同年5月19日、C氏から、A氏に対し、2話、3話のプロットについて、エピソード順番の入れ替えによって、チグハグになってしまっており、大きな流れ及び構成が気になっている旨の本件原作者の意見と共に、「キャラクターを好きになってもらうために、各エピソードが綿密に構成されているので、やむを得ない場合以外はできるだけ、原作の流れを崩さないで頂けたら…」とメールがあった。これに対して、A氏はC氏に電話でドラマ化にあたってはやむを得ない部分はあるということの説明し了承を得た。上記C氏のメールでの指摘があったものの、A氏とE氏は修正箇所自体は通常のドラマよりもむしろ少ないと感じ、原作へのこだわりが強い作家と聞いていたわりには心配していたほどではなかったという話をしていた。一方で、H氏は最初から指摘箇所が厳しいという印象を持っていた。また、制作サイドが作成した「10話ラストに向けたドラマ版構成案」についての本件原作者の意見も同年5月19日にメールで返ってきたが、朱里の将来がメイクの道に進むこと、ドラマ制作サイドが提案したダンスインストラクターに進む道は、朱里が田中さんに依存に見えてしまうのは絶対に避けたい、というコメントがあった。

⁹ 笙野と小西の勤務先は、原作は都市銀行と広告代理店であったが、ドラマ化ではドラマ内で両人が頻繁に顔を合わせても不自然ではないように、同じ職場(商社)とした。

② 脚本について

C氏を通じて本件原作者から1話修正プロットについて了承を得たため、制作サイドは脚本執筆に取り掛かり、A氏はC氏に対し2023年5月27日に1話脚本を送付した。1～3話の脚本は、5月末から6月にかけて順次A氏からC氏に送付された。脚本についてもC氏を通じて本件原作者の意見が返された。本件原作者の意見に基づく修正を加え、A氏とC氏との間で何回かのラリーが行われた。同年8月3日にC氏を通じて本件原作者から1～3話脚本の修正意見がきて、一部には「丸っと入れ替えて戴けたら」というコメントがついていた。

同月9日に、A氏はC氏に1～3話の修正した脚本をメールで送り「半分以上そのまま修正致しましたが、こちらも修正したくない箇所もあり、その箇所は先生の修正意図を汲み取りながら修正させて頂いております。『全部抜いて』『丸っと入れ替えて』などではなく、今回の方向性で判断して頂きますと幸いです。」とのメッセージを添えた。

本件原作者はこの修正脚本について制作サイドの提案を受け入れた点と原作者が譲れない点をC氏のメールを通じて伝えた。本件原作者が譲れない点については同月10日に制作サイドで修正した脚本を送ったところ、同日C氏からA氏に「OKです。」とのメールが来た。

(7) 小学館からタイアップ宣伝についての提案

2023年6月1日、C氏からA氏に対し、10月期で実現した場合の小学館の宣伝展開案の提案があった。

その後、後述のとおり、日本テレビの10月期日曜ドラマとして初回放送日や話数等の正式決定の連絡、ドラマオリジナル部分についての本件原作者からの詳細プロットの提案の合意を踏まえ、同年6月10日に再度、C氏からA氏に対し出演俳優の所属事務所提出用宣伝企画書が送付されてきた。この企画書は宣伝展開案として、雑誌の表紙にドラマキャスト写真の掲載、5号連続カラーグラビア記事掲載、6誌横断カラーページ！ドラマPR掲載、「セクシー田中さん」及び原作者の既刊コミックの帯掛け、原作者の撮影見学レポート等が提案されていた。A氏はキャストの所属事務所の承諾を得てこれらの提案が実現できるように手配した。

(8) 10月期日曜ドラマとして初回放送日や話数等の正式決定

日本テレビ内部で、本件ドラマが「10月期日曜ドラマ枠」ということで初回放送日と放送話数が正式決定し、2023年6月8日、A氏はC氏に「日テレ内で『10月ドラマ枠』で正式決定いたしました。」とメールした。A氏の認識では、ドラマ化自体と放送枠は決まっていたが、初回放送日がこのタイミングで決まった。

(9) 小学館 D 氏からの連絡(2023/6/9、2023/6/10)

B 氏と D 氏は、小学館原作のドラマ化を通じて約 8 年程度の面識があり、ドラマ化について両氏の連絡が行われる状況であった。詳細時期は不明であるが、2023 年 4 月中旬以降、D 氏から B 氏へ本件ドラマ化について電話があり、本件原作者と本件脚本家の相性について懸念点の話があったようである。もっとも、B 氏はドラマ化に当たっての原作者と制作サイドとの齟齬ほどのドラマであっても多かれ少なかれ発生することであって、本件ドラマ化に特有の深刻な問題であるという認識はなかった。

当調査チームの質問に対する D 氏の書面回答によると、ドラマオリジナル部分は原作にない部分を描くため、本件原作者にとって非常にセンシティブであること、本件原作者の過去のドラマ化の経験から本件原作者から提案したほうが良いであろうこと、提案の形態は、プロット若しくはロングプロット（なるべくセリフを多めに書く）とし、本件原作者が作成して本件脚本家が読み込んだ上で、本件原作者の意図を最大限汲んだ形で巧妙に脚本化できればベストであること、ただし、脚本化の過程で本件原作者の了承がどうしても得られない場合は、本件原作者自ら脚本を執筆する可能性があること、これを実施すると、専門の脚本家の方に大変失礼であるので、予め了承を取っておいてほしいことを述べ、B 氏も了承したということであった。

もっとも、B 氏によると、ドラマオリジナル部分については本件原作者がロングプロットで提案することは言われたが、脚本化の過程で本件原作者の了承がどうしても得られない場合は、本件原作者自ら脚本を執筆する可能性があること、これを実施すると、専門の脚本家の方に大変失礼であるので、予め了承を取っておいてほしいことは、この時点では言われた記憶はない、ということであった。B 氏は同年 6 月 10 日の D 氏からのメールに至るまでに、D 氏から『書き起こし』のようになることも考えられるので、ベテランよりも経験の浅いそのまま全部言うことを聞いて書いてくださる脚本家さんの方がよいのではないかと。ベテランにそのようなことをお願いするのは恐縮である」といった旨言われた記憶はあるが、「テレビドラマとして本件原作者のプロットが通用するかどうかは実際にみてからでないといけない」と旨回答し¹⁰、本件脚本家の執筆したものでラリーをさせてほしいという旨伝えたということであった。A 氏もこの時点で本件原作者の了承がどうしても得られない場合は、本件原作者自ら脚本を執筆する可能性があることについて本件脚本家に了承を取っておいてほしいことは言われたことはなく、もし言われたのであれば、この時点で本件脚本家に伝え、ベテランでもある本件脚本家は本件ドラマの脚本から降りたであろう、ということであった。

D 氏から B 氏への連絡を受け、B 氏は A 氏に対し、小学館から、ドラマオリジナル部分については本件原作者からロングプロットの提案をしたい旨連絡があったがそ

¹⁰ 漫画もプロットを作成するが、生身の人間が現実空間で演ずるドラマのプロットとはかなり内容が異なる。

れでもよいか旨確認をし、A氏はそれでよい旨B氏に回答し、B氏からD氏に伝えた。

同月10日、D氏からA氏に対し、シナリオ進捗状況に関しても良い流れで進んでいると感じている、編集部・本件原作者とも最終判断をどうするか話をし、結果このまま進めてほしいが、9、10話のドラマオリジナル展開に関しては、原作者から脚本もしくは詳細プロットの体裁でご提案したい旨メールがあった。同氏は、そのメールで「許諾の条件という程ではありませんが、はっきりとした要望としてご検討頂けますと幸いです」、と述べていた。

既にA氏はB氏からドラマオリジナル部分については原作者がロングプロットの提案をしたい旨D氏から連絡があった旨告げられていたので、D氏のメールを受けてD氏へ「9話あたりからのドラマオリジナル展開に関して原作者の先生の方から、脚本もしくは詳細プロットの体裁でご提案頂く点も承知しました。原作者の先生の原作の世界観もあると思いますので具体的に頂けるほうが良いと思います。こちらからもそのご提案を受けて、案だしもさせて頂ければと思いますが、その方向で進めさせてください。」とメールで返信し、D氏からもA氏に対し進め方はC氏と相談しつつお願いしたい旨の返信があった¹¹。

A氏は、脚本は本件脚本家が書くものだと思っていたため、D氏のメールにある「脚本」という点が引っ掛かった。そこで、同日夜C氏と電話で話をして詳細プロットで提出してほしい旨確認した。この電話での協議を受けて、C氏からはA氏に対し、9、10話に関しては、原作者にプロットを書いて頂く方向で進められたらと思う旨メールにて回答した¹²。同月11日にC氏に対し本件原作者が詳細プロットを提案することを本件脚本家も了解した旨伝えており、ここでもドラマオリジナル部分も本件脚本家が執筆することが当事者の前提となっていた。もっとも、C氏は当調査チームへの書面回答において、本件原作者が脚本を執筆する可能性があることは従前初期から約束されており、この時点であえて「脚本」だけ条件から外した覚えはない、まずはプロットを提案し、それを忠実に脚本に起こしていただけるものならば、という前提である旨述べている。

このように、A氏の認識では、ドラマオリジナルである9、10話は本件原作者から詳細プロットの提案を受け本件脚本家がこれを脚本にするということであって、本件原作者が脚本を書くあるいは本件原作者が書いた脚本に一字一句変えないという認識はなかった。「ご提案を受けて、案だしもさせて頂ければと思います」と回答しているのは、制作サイドからの意見も出し本件原作者とすり合わせをしてよいドラマを作るという従前からのスタンスである。B氏も、D氏から本件原作者が脚本を執筆することもあるということと言われたことはなかったということであった。

A氏は、詳細プロットを本件原作者が提案するという事について本件脚本家を含

¹¹ これらのメールにはC氏、R氏、F氏もCCで入っていた。

¹² このメールにはD氏、R氏、F氏もCCで入っていた。

むコアメンバーに伝え、コアメンバーはドラマオリジナル部分のプロットを原作者が提案してくれることは、原作者の思い等があるので制作サイドが作成するよりも助かるという趣旨の話をした。なお、コアメンバーも本件原作者が提案する詳細プロットに対し案出しをするつもりであった。また、B氏も同様の認識だった。実際、同年7月11日、コアメンバーで協議した上で本件脚本家がまとめた『『セクシー田中さん』ラストへ向けて、それぞれの流れ』と題するアイデアメモを、C氏に送付している。

なお、同年6月15日以降、日本テレビと小学館が本件ドラマ化についての契約書締結交渉を始める。同年6月15日にA氏が小学館にドラフト作成を依頼。同年7月28日に小学館から契約書ドラフトが日本テレビに届き、契約書内容が過去作品から大幅な変更があり、検討に時間を要したため、日本テレビの回答は同年9月27日であった。結果的に、放送前には締結に至らなかった。

(10) 4話

4話のプロットについては、制作サイドでエピソード入れ替えを含むプロットの提案をしていたが、2023年6月11日、C氏からA氏に対して、

エピソード順番を入れ替える度に、毎回キャラの崩壊が起こってストーリーの整合性が取れなくなってるので、エピソードの順序を変えるならキャラブレしないように、もしくは出来る限り原作通り、丁寧に順番を辿って行って頂けたらと思います。

漫画とドラマは見せ方が違って当然なので、本来なら、ドラマはドラマのアレンジを加えてより良い物にして頂くのが1番と承知しておりますが、まだキャラクターや物語の核になる物が共有しきれていないせいか、アレンジが加わった部分から崩壊していきまがちな気がしていますので、何卒宜しくお願い致します。

(2023年6月11日C氏からA氏へのメール内の原作者の意見とされる箇所)

と、原作者が言っている旨のメールが送られた。これに対し、A氏は1話～3話でもエピソードの入れ替えがあったにも関わらず、4話プロットでエピソードの入れ替えによるキャラブレを指摘されたため、原作者の意図が分からず困惑した。

制作サイドは、さらに修正プロットを提案して本件原作者とラリーをした。その際、A氏がC氏への電話での打合せの際に、何回も修正のラリーをして本件原作者は大丈夫ですか。蓄積しないですか。と聞いたことがあるが、C氏からはそのようなことはない旨の回答があったため、安心してラリーを続けたということであった。この点について、当調査チームへの書面回答によると、C氏は、「この会話自体は記憶にないが、もしそう言ったのであれば、原作に忠実になるまでとことん直すというのが本件

原作者の意思であったし、誠実に修正の理由を制作サイドに伝えれば理解してもらえると信じてラリーを繰り返していた、疲れていようと修正を諦めるという選択肢は本件原作者にはなかったのも、もし、C氏がA氏に「そのようなことはない」旨言ったのであれば、それは本件原作者が納得いくまで直しますので大丈夫であるという趣旨で話していると思う」旨述べている。3話においては、本件原作者の修正意見に対し、制作サイドの提案に本件原作者が納得したこともあったため、A氏はラリーを続けることによって着地点が見つかるものと思っていた。

しかし、4話については、同年7月1日、C氏からA氏にメールで、本件原作者からエピソードの入れ替えについて許可されなかった旨及び本件原作者が作成したその理由と代替案についてメールで連絡があり、制作サイドもこれ以上のやりとりは困難であると考え、当該部分については本件原作者の要望どおりドラマ化にあたってのエピソードの入れ替えは行われなかった。A氏の認識では、ここが最初に大きく制作サイドと本件原作者で揉めたやりとりである。

A氏は本件原作者がプロットに不満を持ったまま制作を進めると今後うまく進行しないと、C氏に対し本件原作者の懸念点を教えてほしいと依頼したところ、同年6月14日、4話のプロットについてのやりとりをしている中で、C氏からA氏に本件脚本家に読んでもらうには少々憚られる内容であるが、推敲するとわかりづらくなってしまいそうなので、というコメント付きで「脚本懸念点について」というタイトルで本件原作者の言葉通りそのままWord文書にしたものをメールで送ってきた。そのWord文書では、オリジナルのセリフやり取りが挟まっている点について、冗談とはいえ、ふつーに感じ悪いなと思ってしまう、一連のセリフの流れが意味不明、こんな短いシーンでも理論立てて説明できないキャラの言動の不一致が起ってしまう、他人をディスる言葉の扱い方¹³と、文脈やキャラの言動の破綻が気になる、切り貼り挿入も前後の意味が繋がっていない等と指摘のうえ、「原作があるうちは、失礼だと思いつつ事細かに指摘して修正してもらうことも可能だけど…、オリジナル展開の9話10話で、收拾つかなくなっちゃうんじゃないかと、不安に感じてます。」と記載されていた。この時、A氏は、C氏が今までは表現を柔らかく変えて本件原作者からの指摘を自分に送ってきていたことを認識した。このWord文書の各指摘点については既にプロットで修正済みであったこと、本件脚本家に対しかなり厳しい表現であったため、A氏はこのWord文書は本件脚本家には共有しなかった¹⁴。しかし、コアメンバーに対し、本件原作者がキャラクターがブレることについてコアメンバーが思っているより、気にしているとの趣旨の話はしていた。

¹³ 原作でも朱里その他が他人をディスる言葉はあるが、その発言対象・条件には本件原作者のこだわったルールがあるようであり、ドラマ化にあたって本件原作者から指摘を受けることがあった。後にA氏はどのようなルールがあるか教えてほしいとC氏にメールしている。

¹⁴ コアメンバーのうち、F氏はC氏からのメールのCCに入っていたため共有された。

(11) 5～7話

① 5～7話のプロットのやりとり

2023年7月4日、A氏がC氏に6話のプロットをメールにて送付したところ、翌5日に基本的な流れは大丈夫だが、今回も原作をアレンジしている部分が不自然だったり、キャラの言動が幼すぎたり、今後の流れに影響するからNGだった箇所があるというコメント付きで具体的な部分について本件原作者の修正意見がメールにて送られてきた。制作サイドは本件原作者の意見をもとに6話のプロットを修正した。

同月10日、A氏がC氏に7話のプロットをメールにて送付したところ、同月16日、C氏からA氏にメール添付のWord文書にて長文で本件原作者の指摘が送られてきた。A氏の認識では、本件ドラマ7話中の小西と朱里の喧嘩のシーンを盛り上げるか盛り上げないか（制作サイドはドラマ的に盛り上げたい）、朱里が田中さんにメイクをしたが老けメイクとなり失敗するシーンをカットするか（制作サイドでは、該当女優の肌がきれいすぎるため映像ではうまく表現できない等の理由でカットしたい）等で制作サイドと本件原作者でせめぎ合いがあった。本件原作者によると、小西と朱里の喧嘩のシーンは、相手をdisる言葉がいつも極端に無神経すぎて、幼いし大人としてくだらなさ過ぎるように思うということであった。また、メイク失敗（老けメイク）シーンは、「物理として超えられない年齢の壁」があるにもかかわらず、いくつになっても変われる、自分らしく生きられるという本件原作のテーマであること、朱里が将来メイク関係の仕事に夢を持つ大切なエピソードなので、出来れば端折らないで欲しいということであった。

なお、7話のプロットのラリー中の同月16日に、本件原作者からA氏に対し、ベリーダンスのショー観覧の誘いがあり、本件原作者、C氏、A氏、F氏が同席した。本件原作者とA氏はここで初めて会ったものである。もっとも、この時はベリーダンスショーの観覧に終始し、プロットについての話はでなかった。

メイクをめぐる同月30日、C氏からA氏らに宛てたメールにて、キャストイングの段階で、該当女優に40歳の田中さんを表現できるのかが最も懸念事項だったがA氏が「メイクと演技で大丈夫」と言ったので、ぜひとも実現してほしい旨述べている。これに対し、A氏はもし当初から懸念が示されていたとすれば、必ずキャストイングの前に実際にメイクを試しているはずであって、キャストイング時にそのような指摘はなかったとして、双方の見解には隔たりがある。

この後、制作サイドでも、修正できない箇所について説明を加えるなどしてC氏を通じて本件原作者との間でラリーが行われたが、本件原作者の同意を得られなかったため、制作サイドではこれ以上ラリーを続けても本件原作者から同意を得ることができないという考えになり、「老けメイク」も実現の目途が立ったことから、同年8月6日頃本件原作者の意見を尊重することで決着した。

その結果、7話を修正するとともに、朱里の田中さんへのメイク失敗のエピソードは8話前半に入れることになった。A氏の認識では、7話が2回目の制作サイドと原作者とで大きくもめたポイントだった。

② 本件原作者の指摘の伝え方の変更と本件原作者の反応

A氏はC氏に対し、2023年8月31日、7話の台本をメールにて送付した。一般には、プロデューサーが原作サイドのやりとりをそのまま脚本家に伝えることは少なく、プロデューサーが咀嚼してから脚本家を含めた制作サイドに伝えることが多いこと、及び本件原作者の指摘はC氏が言葉遣いを柔らかくしたものであっても、本件脚本家にとっては厳しい口調であってそのまま読むのはつらくなったことから、本件脚本家はA氏に対して、本件原作者の指摘はA氏が咀嚼したうえで伝えてほしいと依頼した。A氏はC氏に対し、ここだけの話として、本件脚本家が本件原作者の指摘を直接読むことができないと言っているので、以後は自分が咀嚼して本件脚本家に伝えるということと話した。しかし、C氏は自身の判断で本件原作者に対し、本件脚本家が本件原作者の指摘を読めないという話を穏便に伝えたということであった。A氏はC氏に対し原作者には伝えないでほしかった旨メールした。また、本件脚本家には本件原作者が知ってしまったことについてA氏から伝えられていなかった。

同年9月11日、本件原作者からは、6話、7話の脚本の再修正の指摘の際に本件脚本家が読めないというのであれば、今までのようにきちんと理論的に理由を伝える必要はなくなり、自分もそのほうが楽である旨のコメント付文章がC氏を通じてA氏にメールで送られた。A氏は、折に触れプロットや脚本は本件脚本家だけの意見ではないことを繰り返し説明していたにもかかわらず、本メールの文章から本件原作者が本件脚本家に怒っていると感じた。また、同メールには7話の再修正案の指摘の箇所に「散々説明して来たつもりなので、流石にもう堂々巡り、なのでもうこれ以上のやりとりはしたくない」旨の本件原作者コメントが付されていた。

また、同メールには「修正について」と題する本件原作者作成のWord文書が添付されていた。内容は以下のとおりであった。

漫画とドラマは媒体が違うので、本当はドラマ用に上手にアレンジして頂くのがベストだって事は、私も良く理解してるんですよ。

(中略)

でも、ツッコミどころの多い辻褄の合わない改変がされるくらいなら、しっかり、原作通りの物を作って欲しい。

(中略)

これは私に限らずですが…

作品の根底に流れる大切なテーマを汲み取れない様な、キャラを破綻させる様な、安易な改変は、作家を傷つけます。悪気が全くないのは分かってるけれど、結果的に大きく傷つける。それはしっかり自覚しておいて欲しいです。最終的に意にそぐわないモノが出来ても、多くの作家は公に文句が言えません。莫大な数の役者さんスタッフさん達が、労力や時間を使って関わってくださってる事を知ってるので。その事に対しては、本当にとっても感謝をしているので。なので、闇雲に原作を変えるな！と主張しているわけではなく、よりよいドラマになるように、自分を守るために、現段階で出来るベストを尽くしているつもりです。

宜しくお願い致します。

(2023年9月11日、C氏から原作者の意見としてA氏に送付されてきたWord文書より。)

C氏は同メール中で、本件原作者が書き下ろした8～10話に関しては撮影の都合などの理由以外ではできるだけ改変しないでほしいというのがこちらの希望であると述べていた。このメールに対し、A氏はC氏に電話をして原作をベースにして脚本として再構築する上で必要なセリフ変更は発生する、今までどおり進めさせてほしい旨説明し、C氏ももちろんわかっている旨回答した。

なお、これらの本件原作者の意見については、A氏はコアメンバーに対してはそのまま伝えたものの、本件脚本家に対してはドラマ化については本件原作者の不満が高まっているという温度感のみ伝えた。一方で本件脚本家は、8話のやりとりあたりから本件原作者の語調が強く、こだわりが強いという印象を抱き始めた。

(12) 2話追加台本について

2023年9月14日頃、撮影が進行する中で2話の尺が足りないことが発覚し、本件脚本家が追加脚本を作成し、同日C氏にメールにて送付した。翌日、C氏からは「基本的には問題ありませんが、先生より『出来れば』リクエストがありましたのでお伝えします。」との返答がメールにてあった。制作サイドは本件原作者のリクエストを検討したが、2話冒頭のレッスンシーンが長くなり冒頭のテンポが悪くなってしまうこと、レッスンに興味がない視聴者は冒頭のレッスンシーンが長いとドラマから離れてしまうため、取り入れることは難しいと判断した。A氏によれば、A氏がC氏に対し電話でその理由も説明し、C氏も「出来れば」であるから大丈夫である旨述べて承諾した。

追加脚本でも尺が足りずさらに追加が必要になったため、A氏が追加の修正案をC氏にメールにて送ったところ、C氏から、これはちょっと厳しい、本件原作者が代筆

したいと言っている旨の返答がメールにてあった。同月 21 日、C 氏から本件原作者が考えた 2 話の追加脚本がメールにて送られてきたが、当初の追加脚本で本件原作者から一度 OK がされた箇所も修正されていた。A 氏としては、本件原作者が一度 OK したものを修正するのはルール違反であると思った。

しかし、同月 24 日、C 氏から、自分個人としては、本件脚本家、監督がここまで歩み寄っているので譲歩すべきだと思うが、初めの時点で言ったとおり本件原作者は「難しい」作家であり、これ以上押せば全てをひっくり返す騒ぎになりかねないこと、本件原作者が本件脚本家の書くものが耐え難い、別途 Hulu で配信予定だったスピンオフ作品も取りやめると言い出していること、2 話追加台本の修正のことで 8～10 話も一言一句絶対に変えないでと更に強固になってしまったので、何とか折り合いをつけてほしい、コントロールが効かず、大変不甲斐ない話ではあるが、追加シーンを入れなくても成立していた脚本であり、内容的にマストではないのなら、他の手段の対処でお願い出来ないか、とメールで言われ¹⁵、A 氏も同意せざるを得ず、C 氏にその旨メールにて返信した。その際、A 氏は C 氏に対し、「8～10 話一言一句変えないのは無理ですので、その点は何卒よろしくお願ひします。もちろん C 氏はご理解頂いていることは重々承知ですが。」とメールした¹⁶。その結果、2 話追加台本については本件原作者の意見どおりに修正した。

(13) リテイク（撮り直し）の発生

2023 年 10 月上旬、ドラマ撮影時に撮影シーンを巡って本件原作者が A 氏に対して不信感を抱く事案があった。A 氏は、C 氏より送付された本件原作者の意向に従って当該撮影内容としたつもりであったが、本件原作者はそのような趣旨では依頼していない認識であったため、C 氏に確認を依頼した。

C 氏を通じた本件原作者の撮影シーンに関する問い合わせに対し、A 氏は既に当該シーンは撮影済みである旨回答を行ったが、実際の撮影は 5 日後に予定されており、そのまま予定通り撮影が行われた。その後、これらの経緯を本件原作者が知ることになった。A 氏によると、まだ撮影していない旨を回答すると本件原作者から撮影変更を求められるのは確実であると思ったが、A 氏は当該撮影シーンは客観的にも問題ないものだと思っていたこと、及び当該シーンの撮影のために 2 か月にわたってキャスト・スタッフが入念に準備を重ねていたため、撮影変更はキャストを含め撮影現場に多大な迷惑をかけるので避けたいと思って咄嗟に事実と異なる回答をしてしまった。このことは反省しているということであった。

この事態は同年 10 月後半に当該シーンをリテイクすることで解決したが、既に従前からの経緯により、本件原作者の制作サイドへの信頼は損なわれつつあったとこ

¹⁵ なお、このメールは A 氏宛のみであり、D 氏、F 氏への CC は入っていなかった。

¹⁶ このメールも A 氏、C 氏だけのメールであり、D 氏、F 氏への CC は入っていなかった。

ろに、この撮影をめぐる事態の発生により、本件原作者は「制作サイドから何を言われても信用できない」という思いを抱いた。なお、この問題は撮影内容をめぐって主に本件原作者と A 氏との間で生じたものであり、本件脚本家には関係がなかった。

(14) 原作コミック第 7 巻の本件原作者のメッセージ

2023 年 10 月 10 日に、原作コミック第 7 巻が発売され、巻頭に 8/31 付けという記載のある原作者のメッセージが掲載されていた。

田中さんがドラマになりますよー。

(中略)

まだまだ連載半ばの作品なので、賛否両論あると思いますがキャラやあらすじ等、原作から大きく逸れたと私が感じた箇所はしっかり修正させて頂いてるし、(恐らくめちゃくちゃうざかったと思います…。) 物語終盤の原作にはまだないオリジナル展開や、そこに向かう為に必要なアレンジについてはあらすじからセリフに至るまで全て私が書かせて頂いてます。恐らく 8 話以降に収録されるはず。

(「セクシー田中さん 7 巻 4 頁」2023 年 10 月 15 日発行小学館プチコミックフラワーコミックス α より)

(15) ドラマオリジナル部分である 9, 10 話及びそれに向けての 8 話

① 当初のやりとり

8 話まででドラマが原作に追いつき、9, 10 話は、原作にないドラマオリジナルになるため、ドラマ化についての小学館と日本テレビとの打ち合わせ当初から、9, 10 話についてはどのようなストーリーにするかは話には上っていた。

前述のとおり、2023 年 4 月 24 日、C 氏から A 氏に、本件原作者の現状の最新話以降の流れがメールにて送られてきた。メールには、原作はもっとずっと尺がある予定なので、この流れとは異なりますが、こちらをベースにまとめて戴けたらというコメントがあった。

② 6 月のやりとりとコアメンバーの認識

第 3, 2(9) で述べたとおり、2023 年 6 月 10 日に、D 氏から 9, 10 話に関して A 氏、B 氏に連絡があったが、制作サイドは本件原作者が詳細プロットを提案していただけなのであれば、むしろありがたいと考えていた。制作サイドは、本件原作者の提案する詳細プロットについては制作サイドでも案出しを行って、より良いドラマを作っていければと思っていた。

③ 7月のやりとりとコアメンバーの認識

2023年7月11日、A氏は、コアメンバーで協議した上で本件脚本家がまとめた『セクシー田中さん』ラストへ向けて、それぞれの流れ」と題するアイデアメモを、C氏に送付した。

同月20日、C氏から本件原作者が作成した9,10話の「ざっくりプロット」がメールにて送られてきた。当該メールには、本件原作者が疑問点やリクエスト、ドラマの都合のことなど、遠慮なく仰ってほしい旨記載されていた。

これを受けて、制作サイドにおいて、本件原作者の9,10話「ざっくりプロット」を検討した結果、同月22日、A氏はC氏に対して、上記9,10話プロットについて制作サイドの意向をまとめたWord文書を添付してメールで送り、先生にお伝え頂く際これは現段階で言わない方がいい、こういう伝え方のほうが良いなどありましたらご指摘、ご修正お願いしたい旨のメールを送った。

しかし、翌日、C氏から、リクエスト頂いたことの殆どはやはり難しい、となってしまう旨の回答があり、本件原作者の考える「難しい」理由と代替案がA氏にメールにて送られてきた。その中には王道過ぎるベタ展開が好きじゃないので、いつもわざとそこを少しずつずらして描いてること、(制作サイドと本件原作者の)お互い面白いと思ってる事があまりに違うなら、なかなか難しい、完全に寄せるのは無理だと思うが、出来る限りそちらに寄せるよう頑張ってみる旨の本件原作者の意見があった。

A氏はこれを受けて、コアメンバーに「やっぱりプロットですのでニュアンス微妙なところもあり、一旦こちらの意図もう一度伝えつつもう少し詳細プロットを8月上旬目指して頂こうと思います。」とLINEメッセージを送って共有した。23日の本件原作者の指摘を受けたコアメンバーは最終的にはやむを得ないという印象だった。A氏は、もう一回希望を出したところで変わらなそうというイメージではあったものの、詳細プロットを本件原作者からもらった時点で脚本家の手に移るため、理由を添えて直すことも考えていた。

④ 8月のやりとりとコアメンバーの認識

2023年8月3日、C氏からA氏に8¹⁷～10話の詳細プロットがメールにて送られてきており、以下のとおりA氏とC氏のやりとりがあった。

・8月3日、C氏からA氏へのメール

「ネタバレギリギリのライン探りながらバランス見ながら書いてるので、アレンジやエピソード順番入れ替え、セリフの変更は、基本、しないでほしいです。尺とか、撮影的に難しいとか、これはどうしても厳しいので変更できな

¹⁷ 8話は、ドラマオリジナル部分である9,10話に向けてという意味合いのある部分であるが、基本的には既刊コミック6巻と同様の内容でありドラマオリジナル部分ではない。

いか?とか、そういうのは勿論、ご相談ください。8,9,10 話の分量配分とかも、もちろん。暫定的なので。」

↑と、伝言預かりました。ですがご相談点ある場合はまず C には何でも仰ってください。

(8月3日 C 氏から A 氏へのメール。「 」の中は本件原作者からの意見とされる部分)

・上記メールに対し、8月4日、A 氏から C 氏は以下のとおりメールをした。

一点、本件原作者(先生)の伝言にありました『アレンジやエピソード順番入れ替え、セリフの変更は、基本、しないでほしいです。』というところだけ指差し確認させてください。本件脚本家が台本にする上で、こちらは絶対に発生します。もちろんこのご提案プロットをベースに致しますが、尺、撮影、実写化するにあたり必要なこと、スポンサー、ドラマとしての1話ごとの盛り上げ、役者とのすり合わせ、諸々取り入れて台本にしていきます。第5話までの台本も、原作をベースにアレンジやエピソード順番入れ替えをさせて頂いてきたと思います。それで本件原作者(先生)のご意向と違った場合は、先生が絶対に譲れないところは原作に戻し、あとは毎回すり合わせで着地点を探させてきて頂いたと思っております。8~10話も同じ形で進めさせて頂きたいです。

(8月4日 A 氏から C 氏へのメール)

・上記 A 氏のメールに対し、8月4日、C 氏から A 氏へ以下のメールの回答があった。

こちらについては勿論、承知いたしております。一応、本件原作者(先生)のお言葉はそのままお伝えしましたが、一切の変更を許さないということではありません。脚本に関してはこちらは素人なので、物理的なことは理解不足なまま描いていますし、失礼を承知ながらも、本件原作者(先生)がどうしても譲れない箇所は修正をお願いしてきたと思いますので、今後も同様に擦り合わせさせて頂きたいです。まずはドラマサイドとしてのご監修をお待ちしております。

(8月4日 C 氏から A 氏へのメール)

A 氏は、1~7 話において制作サイドの提案を本件原作者が受け入れることもあったため、このときは、本件原作者も絶対に譲らない人ではないと考えており、すり合わせで8話以降も作っていきたいという思いだった。

⑤ 9月のやりとりとコアメンバーの認識

第3、2(11)で述べたとおり、2023年9月11日、C氏からA氏に、6,7話の脚本の修正文書、及び「修正について」と題する文書がメールにて送付され、そのメール本文には本件原作者が書き下ろした8~10話に関しては、撮影の都合などの理由以外では、出来るだけ改変しないしてほしい旨述べられており、A氏はC氏に対し電話でドラマ化の上で改変は発生するので、今まで通りやらせてほしい旨回答した。

第3、2(12)で述べたとおり、同月24日、第2話の追加台本のやりとりの際、C氏から本件原作者が8~10話について一字一句絶対変えないでほしいと言っていることに関して、A氏は無理である旨メールにて回答した。A氏は同日のC氏とのやりとりについては、本件脚本家以外のコアメンバーにはそのまま伝え、本件脚本家には温度感のみ伝えた。

同月30日、A氏が、本件原作者の詳細プロットをもとに制作サイドで作成した8~10話の脚本をC氏に送付したところ、C氏から「このままでは本件原作者に見せられない」旨の返答がきた。A氏は、この前にC氏から「一言一句絶対変えないで」という話がきていたが、それは無理である旨C氏にも伝えてあるし、C氏に送った脚本はドラマ化にあたって必要な改変であり許容されると考えていた。A氏は8~10話は7話までと同じスタンスで作成した脚本と認識している。

⑥ 10月以降の制作サイドと小学館とのやりとり

2023年10月2日、C氏からA氏に、「ご相談」というタイトルで

- ・ 本件原作者が描き下ろした8~10話は基本的に変更無しで使用してほしい、という話が本件脚本家に伝わっているか、D氏からB氏にその旨電話をしたのだがA氏に伝わっているか、
- ・ 8話以降は、今までとは根本的に違い、ドラマとして必要な変更以外は基本的にしないほしい、
- ・ ドラマとしての効果的な組み立てや長すぎるセリフのカット等は大丈夫であるが、セリフを少し変える、など本件脚本家の「創作」となるが、8~10話に関しては「創作」は入れないでいただきたい

というメールがあった¹⁸。

A氏の認識では、この時初めて「創作するな」という話がC氏から言われた。A氏はこの時点でもこれまで同様ラリーを続けて本件ドラマを作っていくのがよいと考えていた。

上記C氏のメールに対して、同月4日、A氏が小学館を訪れ、C氏、D氏と8、9話については本件原作者に見せられるよう一つ一つ確認して修正し、A氏はその結

¹⁸ このメールには、CCが入っていないかった。

果を本件脚本家にフィードバックして本件脚本家が8話脚本、9話プロット、9話脚本を修正した。

同月6日、A氏がC氏に対し、修正した8話脚本をメールにて送付し、C氏が確認後本件原作者に渡してほしい旨連絡した。

同月8日、A氏がC氏に対し、同じく修正した9話プロット、同9話脚本をメールにて送付した。同月13日、C氏からA氏に対し、9話の脚本はまだ原作者に見せないほうがよいので、C氏から返事をする旨メールで連絡が来た。同月17日頃、D氏からB氏に、9、10話は本件脚本家を完全に外してほしい旨電話があった。B氏は、A氏に確認したところ、最後まで本件脚本家と走り切りたいという思いがあったことから、本件原作者の意を汲むように本件脚本家と制作サイドで打ち合わせをするので、最大限努力させてほしいという趣旨の返答をした。

同月17日、C氏とA氏との間で9、10話の脚本について電話で話し合いを行った。C氏はA氏に対し、オリジナルで挿入したセリフをマストでなければ削除してほしいと言ったところ、A氏は、それでは本当に本件原作者が書いたとおりに起こすだけのロボットみたいになってしまうので本件脚本家も受け入れられないと思う旨答えた。

その話し合いの後の夜10時過ぎに、C氏からA氏に、

- ・ 残り9、10話に関しては「ロボットの脚本起こし」をお願いする、それができなければ、脚本家を変えてほしい、とD氏からB氏に伝えたはずである。それくらい今はギリギリの状況である、
- ・ 10話はドラマ制作側が作ったオリジナルが大量に入っているので、このままでは原作者に見せられないので、プロットのやりとりに戻してほしい、原作者が書いたプロットにどれくらい尺が足りないかを明示してほしい

旨のメールが来た¹⁹。このメールの数時間後、A氏は、自分の伝え方が悪かったが、本件原作者の納得頂けるものを完成したいという気持ちは同じである、10話はあくまで参考台本であるので、C氏の提案通りプロットのやりとりに戻したい旨返答メールを送った。なお、同月19日、A氏は本件脚本家に対し、C氏がこれなら本件原作者に見せてもいいと納得してくれたので、9話4稿からの改訂脚本と10話の再改訂プロットを本件原作者に提案することになったと述べた。本件脚本家は10話の再改訂プロットを同月19日に提出し、フィードバックを待っていた。A氏は同日、10話の再改訂プロットをC氏にメールで送付した。

同月21日、C氏からA氏を外してB氏に本件原作者が以下概要のとおり言っているというメールによる連絡があった²⁰。

- ・ 脚本家は今すぐ替えていただきたい。

¹⁹ このメールには、CCにD氏、B氏、F氏が入っていた。

²⁰ D氏がCCに入っていた。

- ・ 最初にきちんと、終盤オリジナル部分は本件原作者があらすじからセリフまで全て書くと、約束した上で、今回この10月クールのドラマ化を許諾した。
- ・ この約束が守られないなら、Huluも配信もDVD化も海外版も全て拒絶する。
- ・ 本件脚本家のオリジナルが入るなら永遠にOKを出さない。度重なるアレンジ²¹で何時間も修正に費やしてきて限界はとっくの昔に超えていた。
- ・ B氏が間に入ったというのを信頼して今回が最後と思っていたが、また同じだったので、さすがにもう無理である。

これに対し、B氏はC氏に対し、本件原作者が書いたセリフどおりにするがそれでも脚本家を変えなければならないかをメールで問い合わせたが、本件原作者の意向は覆らなかった。また、その際、B氏は上記お約束に沿う形で進めて参りたい旨述べていた。

上記経緯を受けて、B氏はA氏にこのままだと本件原作者の許可が下りず放送できないため、創作することをやめるよう警告し、A氏はここから、原作者が書いた脚本でドラマ化するという事で本件脚本家を説得することに決めた。この時点でA氏は、本件原作者が納得する脚本は本件原作者以外書くことができないと考え、別の脚本家にする事はせず、原作者の脚本の体裁をA氏が整えることにしようと思った。

同月29日、C氏からA氏に本件原作者が作成した9,10話の脚本がメールにて送付された。同年11月1日A氏はこれを本件脚本家に見せ、制作サイドで作成した脚本は認められないこと、自分も大変憤っているがこれをのまないと放送できない旨を伝えた。本件脚本家にとっては青天霹靂のことであり驚愕したが、A氏にこれを受け入れないと本編放送及び二次利用についてもすべて差し止めると小学館から言われているので受け入れてほしいと懇願され、本件脚本家はやむを得ず、A氏に対し9,10話の脚本を降りる旨告げた。

これ以降は、C氏を通じて送られてくる本件原作者執筆の脚本についてA氏が演出上の理由や尺の関係から必要最小限の修正要望を出してそれに従って本件原作者が脚本を加筆し、それをA氏が撮影できるように整え、最終的に9,10話の脚本が完成し、その脚本を基にした本件ドラマが放送された。

本件ドラマの放送が終わった後、D氏を通じてB氏が聞いたところによると、本件原作者は本件ドラマのキャストやスタッフに対する感謝の意を表していたとのことであった。また、当調査チームへのC氏の書面回答にも、「最終的に本件原作者のご意向をすべて反映していただき、原作者としてご納得のゆくドラマにさせていただいたと思っております。」ということであった。

²¹ 既述のとおり、ドラマ化にあたっての変更は本件脚本家だけが行ったわけではなく、コアメンバー全員で行ってきたものであり、かつ、最終責任はプロデューサーにある。

(16) その他の原作サイドとのトラブル

① 海外予定の取りやめ

2023年10月22日から本件ドラマの放送が始まり、翌23日から海外での番組販売が予定されていたが、同年10月17日に、小学館から、脚本の9,10話を書き上がるまでは、二次利用についてOK出来ないのでは海外の番組販売については許諾しない旨連絡があったため、日本テレビは本件ドラマの海外の番組販売を取りやめた。なお、国内配信については予め了承を得ていた。

② TVerでの曲の差し替えについて

第5話について、TVer(Hulu・日テレ無料でも同様)で曲が一部差し換えられた。音源の中には放送では使えても、配信において別途権利処理が必要な音源がある。本件ドラマ5話のダンスのシーンで使われた音源は、配信許諾が取れていなかったため、配信で使用出来る別の音楽に差し替えた。しかし、セリフで「シャー・ルク・カーンの『マルジャーニ・マルジャーニ』!!」と笙野が叫んでおり、セリフはすでに収録していたため、差し替えることが出来なかった。そのため音楽とセリフの不一致が生まれた。2023年11月22日頃、TVerで放送を見た本件原作者はその不一致に気づき、C氏を通じて、A氏に問い合わせがあり、予め本件原作者に連絡がなかったことについて不信感を抱いた旨伝えられた。A氏へのヒアリングによると、C氏の指摘にA氏は配信の許諾が取れなかった旨説明したという。

③ Huluの本件ドラマページのクレジットに関するトラブル

2023年12月4日、日本テレビ側のミスでHuluの本体ドラマのキャスト・スタッフ欄に原作者の表記が一切されていないことが発覚した。日本テレビは急いで修正し、A氏とB氏が小学館に謝罪のメールを送った。

④ サントラのクレジットについて

2023年12月、本件ドラマのサントラ音楽を日本テレビのグループ会社であるVAPから販売するため、小学館に連絡したところ、小学館からデザイナーデータの提出を求められ提出した。その際、サントラ盤のジャケットに©NTVと記載されていたところ、小学館から本件ドラマのサントラ盤でありドラマの要素を使用しているにもかかわらず、©NTV(日本テレビ)のみのクレジットであることはおかしい。販売を延期してほしいという要求があった(CDの中にあるブックレットには本件原作者名を記載していた。)

既に、本件ドラマ化において、本件原作者と制作サイドが微妙な関係になっていた時点であり、日本テレビとしてはこの時点でサントラ盤の販売を強行すると、本

件ドラマの放送に影響が出る可能性に鑑み、結局、同月 15 日既に出荷された分の回収を図り、本件ドラマのサントラ盤の販売を中止した。

3 脚本家に関するクレジットタイトル問題

(1) 本件脚本家と A 氏のコミュニケーション

本件脚本家と A 氏とは、本件ドラマ化に関して、本打ちだけでなく、LINE や面会、オンラインミーティングなどを通じて必要なコミュニケーションをとっていた。コアメンバーはグループ LINE を作っており、本件原作者の意見については、Word 文書をそのまま添付する形やメールの内容を転送する形で伝えられ、それをもとに本打ちで議論が行われた。また、本件原作者の指摘が厳しくなつてからは、本件脚本家に本件原作者の言葉をそのまま伝えることはしなかったが、A 氏は、基本的に情報は全て本件脚本家を含むコアメンバーには伝えていたという。ただ、本件原作者の本件脚本家に対する厳しい口調については言葉尻などに限って変更したものを伝えていたという。

一方、2023 年 10 月に脚本家を変えるよう要望があったことは、今後のモチベーション低下につながるため、本件脚本家に伝えていなかった。そのため本件原作者が書いた脚本は本件脚本家にとっては突然見せられる形になった。

(2) 日本テレビによる、本件原作者・本件脚本家間の要望の調整

2023 年 10 月 29 日、C 氏から A 氏に原作者執筆の 9, 10 話の脚本が送付された際、9, 10 話クレジットについては、『本件原作者』『新しい脚本家さんのお名前』のみ併記する形でお願いできないかとメールで伝えられた。

第 3、2(15) 記載のとおり、同年 11 月 1 日 A 氏は本件原作者が執筆した脚本を本件脚本家に見せ、制作サイドで作成した脚本は認められないこと、これを飲まないで放送できないことを伝えたところ、本件脚本家はいきなりの話であつて驚愕したものの、A 氏から、「これを受け入れないと本編放送及び二次利用についてもすべて差し止めると小学館から言われているので受け入れて欲しい」と懇願され、やむなく 9, 10 話の脚本から降りる旨伝えた。その際、本件脚本家は、あまりに突然のことにショックを受け、9, 10 話に関しては最終的には執筆しないためクレジット表記をしなくていいという話だった。しかし、A 氏はここまで本件ドラマを一緒に作ってきた本件脚本家をクレジットに入れる方法を続けて模索することとした。

上記にかかわらず、同月 8 日、本件脚本家から A 氏に、やはり 9, 10 話に本件脚本家のクレジット表記をしてほしい旨伝えられた。本件脚本家によると突然本件原作者が脚本を書くという話を告げられ降板ということになったため、そのときはショックでクレジット表示をしなくてもよいと言ったが、冷静になって、脚本を書くこと

を生業とするすべての人たちの権利を守るためにもクレジットは守らなければならないと思い直したということである。これに対し A 氏は、「原作・脚本 本件原作者」「脚本 本件脚本家」で検討していることを本件脚本家に告げた。

翌日、D 氏から B 氏に 9, 10 話のクレジットについて尋ねられ、脚本クレジットについての回答がないと本件原作者が 10 話の脚本を渡してくれない旨電話連絡があった。

同月 10 日、A 氏と B 氏とで本件脚本家のクレジットを表記するパターンを 5 つ考え、B 氏から D 氏に送付した。翌日 D 氏から、本件原作者の意志が固く、これ以上説得できないということと、本件原作者が拒絶する理由が、視聴者に対しても、今後実写化に関わる著者へも本件脚本家が 9, 10 話に係わったかのように誤解されたくないことであると伝えられた。

同月 13 日、再度 B 氏から D 氏に、10 話にオールスタッフクレジットとして最後に本件脚本家を表記する案を提案したところ、翌日 D 氏から、本件原作者から了承を得られた旨連絡があった。

同月 14 日、A 氏から本件脚本家に対し、10 話のみオールスタッフクレジットでの表記という内容で本件原作者から許諾が得られたこと、ただし、本件脚本家の名前を出すときは 1～8 話と明示すること、という条件が出ていることを打診したところ、本件脚本家からはクレジットの約束²²が守れないのであれば 9, 10 話で本件脚本家のアイデアを一切使わないでほしい、それができないのであれば 8 話までの私の脚本を使わないでほしい旨、回答された²³。また、その後下記概要のメールが本件脚本家から A 氏に送られた。

- A 氏の立場を鑑み、またキャスト・スタッフに迷惑をかけたくないと思ったから、できるかぎり本件脚本家がつくった構成を生かす形に戻すこと、クレジットは並列ではなく『原作・脚本 本件原作者』『脚本 本件脚本家』にすることを前提に仕方なく了承したこと。
- これが本件脚本家にできるギリギリ限界の譲歩であったが、その最低限の権利も守られないのであれば、本件原作者が書き換えた脚本ではなく、9, 10 話も本件脚本家を書いた脚本に戻して撮影・放送するようお願いすること。
- 本当はこんなことを言いたくないし、ずっと我慢して来たが、本件脚本家が本件ドラマの放送を完遂するためにどんな思いで自分の信条を曲げて譲歩して来たか、それを理解の上、今週中に日本テレビとしての見解を示していただきたい。

(3) 法的見解を踏まえた日本テレビ・本件脚本家間の交渉

B 氏は日本テレビのライツ部門に状況を共有し、同部門の顧問弁護士である P 氏に

²² 9 話及び 10 話で「原作・脚本 本件原作者」「脚本 本件脚本家」と表記すること

²³ 本件脚本家は、9, 10 話も本件脚本家のアイデアが含まれている旨主張していた。

本件脚本家の「クレジットの約束が守られないのであれば 9, 10 話で本件脚本家のアイデアを一切使わないでほしい、それができないのであれば 8 話までの私の脚本を使わないでほしい。」という発言の法的根拠について確認を依頼した。P 氏の見解は、この時点で脚本利用契約が未締結であるので、脚本家は原著作者であるため二次利用の差し止めは可能であるということであった。

2023 年 11 月 18 日、A 氏が本件脚本家に電話をかけたところ、弁護士と相談して、9, 10 話に本件脚本家のアイデアが使われているので、クレジットの約束が守られないなら、放送・配信の差し止めを法的に要求するという趣旨の警告がされた。

同月 19 日、本件脚本家と A 氏とで直接話し、A 氏は本件脚本家から、キャスト・スタッフのために放送の差し止めや差し替えを強行するつもりはないが、クレジットについては譲れないので、譲歩した形で小学館と調整を行ってほしい旨伝えられた。また、その後 LINE にて「クレジットはまずは脚本協力ではなく、脚本（連名可）として探っていただきたいです。」とメッセージが送られ、A 氏は「法務的な観点から、しっかり脚本（とクレジットすること）から探らせていただきます。」と回答した。

日本テレビは本件脚本家への回答について P 氏と相談した。そのうえで、同月 23 日、A 氏は本件脚本家と電話で話したうえで、メール添付ファイルにて、顧問弁護士に相談した結果の日本テレビの見解として、「（結論としては）…クレジットに関しては、9, 10 話本件原作者の主張するノークレジットが妥当だがこちらの想いとして通すことに成功した 10 話においての『オールスタッフ』形での脚本クレジットが限界と考える」と記載し送付した。本件脚本家は A 氏に対し、法律のことは詳しくないので、本件脚本家も日本テレビの見解について弁護士と相談してみるということだった。

同月 24 日、本件脚本家は弁護士同士の面談はひとまず留保するとして、以前 A 氏から提案を受けていた 9, 10 話については「原作・脚本 本件原作者」、（その次に単独で）「監修 本件脚本家」（あるいは総合監修）、10 話はこれに加えて別途オールスタッフ表記として「脚本（1～8 話）本件脚本家」のクレジットが可能かどうか確認依頼のメールをした。A 氏は、社内確認が必要なので時間が欲しい旨返事をした。

同月 26 日、出演俳優のクランクアップがあり、本件脚本家は撮影現場に差し入れを持って訪れた。その際、B 氏は本件脚本家にクレジットに関して謝罪をし、クレジットについてはこれからもう一度小学館と交渉する旨述べた。

同月 27 日、本件脚本家と A 氏との間で、電話で話をした。本件脚本家が弁護士に相談したところ、

- ・ オリジナル部分を一緒に作るという最初の約束だったのに、原作側がその約束をなくすことは間違っている

- 10話の本打ちで出たアイデア。構成以外の部分のオリジナル部分は著作物になるのではないか
- 氏名表示権というのは自分の名前を表示する、しないを主張できる権利であって、著作権とは関係のないクレジットに他者の名前が表記されることを阻止する権利は原作者側にはない。それにもかかわらず、放送差し止めを盾に本件脚本家の氏名表示権を侵害するのは権利の濫用もしくはパワハラではないか

と言われたということであるが、本件脚本家としては、日本テレビも誠意を見せてくれているので、9,10話のクレジットが「監修」、やむを得なければ「協力」でもよいので、それが認められれば、本件は終わりにしたい、という話であった。

(4) 日本テレビによる最終調整

2023年11月27日、B氏とD氏で話し合いが行われ、本件脚本家の要望と本件原作者の要望について整理された。

同月28日、B氏からD氏に、「9話のみ『協力』、本件原作者の脚本表示からはかなり離れた位置で、という方向でご提案できればと考えております。」とメールした。

同年12月1日、A氏は本件脚本家に対し電話で、小学館に対し本件脚本家の要望をそのまま伝えたが、本件原作者が「職種が脚本の方の「監修」クレジットは脚本に関わっていると認識されるため認められない、9話のみ、CPと並ぶ位置での「協力」クレジットは本件原作者に相談可能であると小学館から伝えられた旨の連絡をしたが、本件脚本家の回答は、クレジットはどんな位置であれ、単独でお願いする旨であった。

同月5日、日本テレビは小学館に、「協力」クレジットで本件脚本家を表記できないか確認するも、当該提案では9,10話を放送できないとの返答がされた。

同月6日、B氏とA氏で本件脚本家に直接会いに行き、「協力」でのクレジットの表記については小学館から拒絶されたこと、本件原作者が協力クレジットに口を出す権利はないということは小学館もわかっていること、日本テレビとしても本当におかしいと思っており、戦いとしては放送を強行することもありうるが、それでは放送はできても、二次利用や配信は全部ストップしてしまうので、本件原作者の意向に応じざるを得ないことを伝えた。本件脚本家は、今後の自分のためにも、後進の脚本家のためにも応じることはできないと回答し、SNSに原作者さんからの強い要望で最後お預けしました、というような表現で投稿することも考えている、クレジットの件について納得しているという書き方はできない。私がやったこと、嘘のないこと、最後まで協力したということは書く旨伝えた。B氏は本件脚本家の意見を小学館に伝えて再度小学館と交渉する旨述べた。

同月7日、D氏からB氏に、本件原作者が8話についてもプロットを書き足したこ

とを理由に「脚本 本件脚本家 本件原作者」として本件原作者を併記してほしい旨希望していることを伝えられたが、同月 8 日、D 氏から B 氏に当該リクエストは取り下げるとの連絡があった。

同月 11 日、再度 A 氏より本件脚本家に対し、同月 6 日の A 氏、B 氏と本件脚本家の面談結果に基づき再度小学館と交渉したが、8 話についても本件原作者がプロットを書き足したことを理由に脚本クレジットの併記を求めていたが取り下げたこと、9 話については改めて小学館から「協力」クレジットで本件脚本家を表記することはできないと回答があったことをメールにて伝えた。

同月 12 日、本件脚本家から A 氏に対し、9 話のみでも「協力」としてクレジットされるなら不本意ながら皆のために我慢しようと思っていたが、それすら認められないということなら、承諾はできない、原作者の著作権、人格権をまったく侵害していないのに、なぜ原作者が放送差止めの権利があるのか、なぜ一緒に戦ってもらえないのか、教えてほしい旨のメールがあった。A 氏はこれに対し、本件原作者が「協力」クレジットでは「脚本」の協力といった意味合いになることへの抵抗感から本件脚本家の主張を認めなかった、小学館から「9 話 10 話放送の許諾の条件」としてクレジット表記の指示が来ており、日本テレビは 10 話までの放送を完遂するためには小学館の意向を無視することは出来ない旨メールで回答した。このメールに対し、本件脚本家からは「9 話 10 話放送の許諾の条件」の中に本件脚本家の「協力」クレジットを排除するという項目が含まれることそのものが、法的に認められるのかという趣旨の質問のメールが来た。A 氏は、原作者がドラマ化を許諾することが出来る大元の権利を持っている以上、クレジットについて言及する権利について議論するまでもなく、ドラマ化することを止めることが、原作者には出来てしまう旨の回答を行った。同月 14 日、本件脚本家からは A 氏のメールに対し、日本テレビの法務の見解として受け止めるが 9 話だけでもクレジット表記を認めてもらえない場合、ノークレジット（オールスタッフは除く）での 9, 10 話放送、1～8 話の二次利用共に容認することはできない旨回答があった。A 氏は申し訳ないが何卒ご理解いただきたい旨メールで回答した。

なお、このメールのやりとり及びそれ以降の A 氏からのメールに関しては、B 氏、A 氏、日本テレビ法務部門の O 氏、ライツ部門の M 氏、同 N 氏及びライツ部門の顧問弁護士の P 氏で話し合っ内容が検討された。

同月 17 日、9 話が「原作・脚本 本件原作者名」のみで本件脚本家の表記がないクレジットにて放送された。

同月 22 日、本件脚本家から B 氏に、弁護士の見解を添えて再度「脚本協力」でのクレジット表記をするようメールにて申し入れがあった。B 氏は同日、社内確認、法務確認の必要があるため、時間が必要であること、本件脚本家の主張については何度も小学館サイドに説得、説明していたが残念ながら先方の意向は変わらなかったこ

と、一次著作者である漫画家の許諾がなければ映像化及び放送できないことを何卒理解してほしい旨メールで回答した。

同月 24 日、本件ドラマ最終回（10 話）がオールスタッフクレジットで本件脚本家のクレジット表記がなされて放送された。オールスタッフクレジットの中では、本件脚本家のクレジット（1～8 話）が先頭にあり、本件原作者のクレジットがかなり遅れて流れた。B 氏、A 氏としては、これが本件脚本家の要望に応える最大限配慮した表記であった。

4 脚本家と原作者のネット投稿

(1) 2023 年 12 月 24 日、2023 年 12 月 28 日 脚本家のInstagramへの投稿

① 投稿内容

2023 年 12 月 24 日、本件ドラマ最終回放送日に、本件脚本家は下記趣旨で自己のInstagramに投稿した。

- ・ 本件ドラマが今夜最終話放送であること。
- ・ 最後は脚本も書きたいという原作者たつての要望があり、過去に経験のない事態で困惑したが、残念ながら急きょ協力という形になったこと。
- ・ 出演者等素敵の方とご一緒できたこと、感想や応援メッセージをくれた皆様へ心から感謝をこめて。Happy Xmas.

同年 12 月 28 日、本件脚本家は下記趣旨で自己のInstagramに投稿した。

- ・ 本件ドラマ最終回についてコメントやDMをたくさんいただいたこと。
- ・ 本件脚本家が書いたのは 1～8 話で、最終的に 9, 10 話を書いたのは原作者であること。
- ・ ドラマ制作の在り方、脚本家の存在意義について深く考えさせられたこと。
- ・ この苦い経験を次へ生かし、これからもがんばっていかねばと自分に言い聞かせていること。
- ・ 以後、同じことが二度と繰り返されないように。

② 本件脚本家の当時の心境

2023 年 12 月 24 日の投稿については、「9 話の脚本をなぜ書かなかったのか？」という心配のメッセージが本件脚本家のInstagramに届いていたため、何らかの説明をしなければと考えた。その際、本件脚本家は、自分が体調不良やスランプなどで周囲に迷惑をかけたと受け取られるのは困ると思い、状況を書ける範囲

で正直に伝えた。

同月 28 日の投稿については、放送終了後、9, 10 話を本件脚本家が書いたと誤解した視聴者から、本件脚本家に多くのメッセージが届いた。なかには物語の内容に不満を訴える声もあり、本件脚本家は再度自分が書いていないということを明確にする必要があると感じ、インスタグラムに投稿した。また、状況を鑑みて脚本家の権利として商習慣上「脚本協力」のクレジットが表記されるのが当然であり、日本テレビの対応を容認できないと考えていたため、2 度と同じことが繰り返されないようにという思いを書かずにはいられなかった。本件脚本家は、当時は何をどこにどう訴えても届かないことに疲弊し、精神的にも限界だった。

③ 日本テレビの対応

2023 年 12 月 6 日、B 氏と A 氏で本件脚本家に会いに行った際、本件脚本家から SNS への投稿を考えている旨伝えられた。本件脚本家はその際、ドラマのクレジットを決める権利は日本テレビにあるのに、協力クレジットまで原作者が口を出すのはおかしいと憤りを感じていた。日本テレビも同様に感じていると伝えられていた。そして本件脚本家は、「一切名前を出すなというのがやっぱり道理として納得できない」として、泣き寝入りすることはすべての脚本家の尊厳に関わると述べたという。その際、SNS に投稿するとしても、私がやったこと、嘘のないこと、最後まで協力したということは書くという趣旨の発言があった。

B 氏は個人のアカウントの発信を止めると、表現の自由の問題がある上、本件脚本家はクレジット問題に関して法的措置の可能性を示していたことから、その場で投稿を止めるのは逆効果であると考えた。逆に、不満に思っていたクレジットの件を納得頂くことで、SNS の投稿を止めることが得策だと考えたという。その後 D 氏に報告した際、本件脚本家の希望を伝えたが「本件原作者にもう当てることは出来ない」と返事があり、クレジット問題について希望を叶えることは難しくなった。当調査チームに対する C 氏の回答によると、D 氏から B 氏へ「本件脚本家に投稿などさせないように」という電話があったということである、ただし、B 氏によると小学館から本件脚本家を説得して投稿しないようにしてほしいという依頼を明確に受けた記憶はなく、D 氏との間で、「SNS に投稿されるのは嫌ですね」との話になった程度ということである。

その後、本件脚本家の体調が優れず、本件脚本家との電話あるいは対面でのコミュニケーションが難しくなった。なお、メールあるいは LINE での連絡は取れていたが、A 氏、B 氏としてはクレジット問題が解決していない時点でこれらの手段で連絡を取ることは憚られた。本件脚本家の SNS への最初の投稿は、そうしたタイミングで行われた。B 氏は、SNS が投稿された翌日の 12 月 25 日、A 氏から投稿を知らされ、A 氏に本件脚本家と連絡を取るよう指示した。A 氏は同日、放送終了の

お礼を伝えるとともに、SNS 投稿を取り下げてもらいたいとの思いから、本件脚本家に会えないか電話をしたが、つながらなかった。そこで、A 氏は本件脚本家に対し、10 話放送を終え、一緒に作品作りをして頂いた本件脚本家に御礼の気持ちを伝えたいこと、本件脚本家の希望していた「協力」や「監修」のテロップを叶えられず誠に恐縮であるが、エンドロールでのオールスタッフのクレジットの先頭を、本件脚本家の名前を「脚本」という肩書で引っ張っていただくことが自分の気持ちであること、もう一度会って頂くことはできないか、という趣旨のメールを送付した。その際 SNS については触れていなかった。本件脚本家からは、翌 26 日、今は会って話しをするのはちょっと辛いので、落ち着いてからにさせて欲しい旨返信があった。本件脚本家によれば、クレジットを一方的に強行されたため、とても会って話をする心境ではなかったということであった。

一方、同日 D 氏から B 氏に対し、本件原作者が投稿を読み、本件ドラマの今後の作品展開（二次利用を含め）に関して、一旦状況を動かすことが難しくなった旨の連絡が入り、直ちに本件脚本家に当該 SNS を取り下げるよう日本テレビから要請してほしい旨抗議した。しかし、B 氏は D 氏に対し、本件脚本家と会うことが難しい状況であること、連絡が取れたとしても、個人の SNS 投稿を取り下げるよう強くお願いすることは難しいかもしれない旨回答した。

A 氏、B 氏、日本テレビのライツ部門は、本件脚本家の SNS 投稿について協議し、その結果ライツ部門の顧問弁護士である P 氏に相談したが、個人の投稿であるため、日本テレビから取下げを要求することは難しいという見解であった。同月 27 日、D 氏から、本件原作者がトーンダウンしている、この件本件脚本家さんに対して強く当たらなくても良いかもしれない、との連絡があり、一度落ち着いた。これは、関係者から本件原作者に対し本件ドラマが素晴らしかった旨伝えられたことも一因であると考えられる。

同日 B 氏は小学館 S 氏、C 氏、D 氏に対し²⁴、9, 10 話について本件原作者の脚本で映像化することについて本件脚本家に理解をしていただいたこと、一方で「協力」のクレジット表示を断られたことについては理解が得られず、SNS 投稿の件も含め、会って説明したいが、それが出来ない旨メールで報告した。

翌 28 日本件脚本家の 2 回目の投稿があったが、メールや LINE での連絡は可能であったが、電話や対面での連絡はできなかったため、A 氏、B 氏は本件脚本家に会って話すことはできない状況だった。2024 年 1 月 11 日 D 氏から B 氏に対し、本件原作者の様子がまた悪化し、気持ちを文面にまとめている。抑えられれば良いかという連絡を受けた。B 氏は A 氏に改めて本件脚本家に連絡を試みるよう指示し、A 氏から本件脚本家に体調について気遣いをするとともに 9, 10 話の脚本料のお支払いをしたいので一度お会いできないかというメールを送ったところ、本件脚本

²⁴ A 氏にも CC が入っていた。

家から既に日本テレビ宛に通知書を送ってある旨の返事があった。本件脚本家の弁護士から内容証明の形で二次利用において「脚本協力」として本件脚本家の名前をクレジットに入れるよう要望が届いた。この頃、B氏は本件原作者に放送のお礼を直接したい、SNSの件に関してもお詫びをしたいとして、直接話をさせてもらえるよう小学館サイドに伝えたが、実現しなかったという。

なお、本件脚本家は同年1月26日に本件原作者が書いたブログを読むまで、本件原作者がブログに記載するような状況については、日本テレビから伝えられておらず、一切知らなかった。

(2) 2024年1月26日原作者のブログへの投稿及びXでの拡散

① 投稿内容

2024年1月26日、本件原作者のブログにおいて、本件ドラマ視聴者への感謝とともに9,10話の脚本を本件原作者が書かざるを得ないと判断した経緯や事情の説明の投稿が以下のとおり行われた。また、同日本件原作者のXのアカウントにも投稿した。

- ・ 本文章は、小学館と時系列にそって事実関係を再確認し、文章内容も小学館に再確認していること。また、この投稿は本件原作者サイドの投稿であること。
- ・ 本件原作漫画は、自己肯定感の低さ故生きづらさを抱える人達に、優しく強く寄り添える様な作品にしたいという思いが強くあったこと、ベリードンスに纏わる人々の思いにも共鳴しながら、担当編集と共に大切に描いてきた漫画であること。
- ・ 当初の数話のプロットや脚本をチェックしながら、最終的に本件原作者が10月のドラマ化に同意したのは6月上旬であること。
- ・ 本件原作漫画は、連載途中で未完、漫画の結末を定めていない作品であることと、当初の数話のプロットや脚本をチェックした結果として、ドラマ化にあたっての条件として以下を小学館から日本テレビに伝えてもらったこと。
 - ✓ ドラマ化するなら「必ず漫画に忠実に」。漫画に忠実でない場合はしっかりと加筆修正する。
 - ✓ ドラマオリジナルの終盤も、未完の漫画のこれからの影響を及ぼさない様「原作者があらすじからセリフまで」用意する。
 - ✓ 原作者が用意したものは原則変更しないので、ドラマオリジナル部分については、原作者が用意したものを、そのまま脚本化する人を想定する必要や場合によっては、原作者が脚本を執筆する可能性

もある。

- ・ 「この条件で本当に良いか」ということを小学館を通じて日本テレビに何度も確認した後で、スタートしたこと。
- ・ 毎回、漫画を大きく改編したプロットや脚本が提出されたこと。
- ・ 枠にハマったキャラクターに変えないでほしい、本件原作漫画の個性を消されてしまうなら、ドラマ化を今からでもやめたいと、何度も訴えたこと。
- ・ 変更してほしくない理由も丁寧に説明し、粘りに粘って加筆修正し、やっとの思いでほぼ原作通りの1〜7話の脚本の完成にこぎつけたこと。
- ・ プロデューサーが当初「ドラマ化の条件」として小学館から日本テレビに伝えた内容を、どのようにドラマ制作スタッフの皆様に伝えたかは知る術はないこと。
- ・ 当初伝えた「ドラマ化の条件」はどうなったのかという疑問を常に抱えた状態での加筆修正の繰り返しとなって、その頃には相当疲弊していたこと。
- ・ 本件原作者があらずじ、セリフを準備する終盤のドラマオリジナル展開についても当初の条件は守られず、大幅に改変した脚本が制作サイドから提出されたこと。
- ・ そこで、当初の約束通り、とにかく一度原作者が用意したあらずじ、セリフをそのまま脚本に落としてほしい、足りない箇所、変更箇所、意見はもちろん伺うので、脚本として改変された形ではなく、別途相談してほしい旨を、小学館から日本テレビへ申し入れたが、その後も、大幅な改編がされたプロットや脚本が提出され、それを小学館サイドが「当初の約束通りに」と日本テレビに戻すという作業が数回繰り返されたと聞いていること。
- ・ 状況は変わらぬまま約4週間で過ぎたこと。
- ・ 時間的にも限界を感じたので、小学館を通じて9話、10話については、当初の条件として伝えた通り、「原作者が用意したものをそのまま脚本化していただける方」に交代してほしいと、正式に小学館を通じてお願いしたこと。
- ・ 結果として、日本テレビから8話までの脚本家は9話、10話の脚本には関わらないと聞いたうえで、9話、10話の脚本は、プロデューサーの要望を取り入れつつ、本件原作者が書き、脚本として成立するよう日本テレビと専門家で内容を整えるという解決策となったこと。
- ・ 素人の原作者が見よう見まねで書いたため、力不足が露呈する形となり反省しきりであること。
- ・ 本件原作漫画のメ切とも重なり、相当短い時間で脚本を執筆しなければならない状況となり、推敲を重ねられなかったことも悔いること。9話、10話の脚本にご不満をもたれた方もいると思うこと。
- ・ どのような判断がベストだったのか、今も正直正解が分からずにいるが、改

めて、心よりお詫びすること。

- ・ 素敵なドラマ作品にして頂いた、素晴らしいキャストの皆様や、ドラマの制作スタッフの皆様と、本件原作漫画とドラマを愛して下さった読者と視聴者の皆様に深く感謝すること。

本件原作者のX投稿が大手インターネットメディアにも取り上げられ、これにより関係者に対する誹謗中傷のSNS投稿が繰り返される事態に発展した。

② ブログ投稿の経緯

2024年1月16日、本件脚本家の代理人弁護士から、9,10話のクレジットに載せないと配信及び二次利用を差し止める旨の通知書が日本テレビに届いた。同月24日に、日本テレビK氏とG氏が小学館Q氏に対し上記本件脚本家の代理人弁護士からの通知書の内容を示して9,10話に本件脚本家のクレジット表記することについて申し入れた。同月25日、K氏とQ氏で会議が行われ、Q氏から本件原作者が上記申入れを拒絶した旨伝えられた。また、本件原作者は、本件脚本家のSNSは事実と違うため、本件原作者から見た事実を伝えたいので、ブログを投稿したいと述べている旨伝えられた。同月26日午前、本件原作者の投稿の前にQ氏からK氏にも同投稿内容が共有された。K氏はただちに社内に共有した上、A氏とB氏は、原作者ブログが事実と異なる点があると考え、これに対する説明資料の作成にとりかかった。

A氏とB氏で考えた反論をもとに、K氏はA氏とC氏のやり取りを提示した上で、本件原作者の投稿内容が日本テレビの認識と乖離していることを指摘した。しかし、Q氏からは投稿は止められない旨の連絡があり、上記投稿がなされた。

③ 本件原作者の訃報と直前の言葉

本件原作者は本件脚本家の1回目の投稿があった直後の2023年12月25日に関係者と食事をした。食事の際、本件原作者は以下の内容を関係者に話した。

- ・ A氏は最初から本件ドラマについて改変ありきで進めていたのではないかと疑問に思う。
- ・ 1話から8話までは自分が大変な思いをして修正したものであるのに本件脚本家の手柄にされており、自分が脚本として作った9,10話が駄作と言われているのが許せない。

また、本件原作者が2024年1月24日に関係者に会った際、漫画「セクシー田中さん」はまだまだ続く、本件脚本家とのトラブルについては、小学館と対応を進め

ている旨の話を聞いたが、この時上記投稿をするという話には出なかった。

関係者は、本件原作者他とグループ LINE をしていたが、本件原作者の投稿後、本件原作者から「こんな騒ぎにしまして申し訳ありません」というメッセージが来た。関係者が「謝ることはないですよ、言いたいことがやっと言えてよかったですね」というメッセージを送ったところ、本件原作者は「ありがとうございます。」とメッセージを残した。その後、本件原作者はグループ LINE のメッセージを全て消した。

同月 28 日、本件原作者は、X に「攻撃したかったわけじゃなくて。ごめんなさい。」旨投稿した後、ブログ、X の投稿を削除した。

同月 29 日、本件原作者の訃報が報道された。

5 本件原作者ブログ掲載事項と日本テレビ制作サイドの認識

(1) 本件ドラマ化のスタート時期について

A 氏、B 氏が C 氏、D 氏から日本テレビに任せるということを言われたのは、2023 年 3 月 29 日のオンライン会議である。

そして、その後、A 氏は C 氏に対し、キャスティング案、脚本家の選定について適宜連絡を行い、C 氏を通じてキャスティングについて原作者から OK あるいは NG の連絡を受けていた。

また、プロットについても同年 4 月下旬以降、C 氏から「ドラマ全体構成案」の送付を受けた上で A 氏から C 氏に対し 1～3 話までのプロットを順次送付し、そのプロットについて C 氏を通じて本件原作者の意見を聞き、本件原作者の意見に基づきプロットを修正し、更に修正したプロットを C 氏に送付する等何回もラリーを行っていた。

本件原作者のブログによれば、本件原作者が最終的にドラマ化に同意したのは同年 6 月上旬ということであるが、既にそれまでに、本件原作者にも確認の上、主演俳優等のキャスティングは終了し、出演俳優のベリーダンスレッスンも開始され、1～3 話まで原作者の意見を踏まえて修正し原作者の OK が出たプロットができあがっており、それに基づいた 1～2 話の脚本も初稿が C 氏に提出されている。よって、本件ドラマ化のスタートは同年 6 月上旬ではなく同年 3 月 29 日であると推認される。なお、前述したとおり、当調査チームへの D 氏、C 氏の書面回答によれば、小学館が本件ドラマ化を許諾したのは同年 6 月 10 日ということであった。

B 氏は、同年 3 月 29 日に本件原作者ブログ記載の条件を出されれば、ドラマ化は無理である旨きちんと断る、時期的にも 3 月末であるからまだ他のドラマへの切り替えも間に合う、CP が会議と一緒に出るということは条件によってはきちんと断るという意味もある、ということであった。

(2) 3月29日時点及び6月上旬に、本件ドラマ化の条件がB氏、A氏に伝えられていたか

本件ドラマ化のスタートは2023年3月29日であると推認されるが、原作者ブログ及び小学館からの回答にあるように、同年6月上旬に原作者がドラマ化に同意したということであった場合、その時にブログ記載の「条件」が加わったということも考えられるため、これも踏まえて以下、検討する。

① 「ドラマ化するなら『必ず漫画に忠実に』。漫画に忠実でない場合は本件原作者がしっかりと加筆修正すること」について

ア. 当事者の認識

B氏、A氏からのヒアリングでは、2023年3月9日の対面会議又は同年3月29日のオンライン会議において、D氏、C氏から原作者は「難しい作家」という話は出たが、両氏からは原作者ブログにあるような「ドラマ化するなら『必ず漫画に忠実に』」というような条件は伝えられていなかったということであった。当調査チームへのC氏、D氏の書面回答では、条件として文書で明示しているわけではないが、漫画を原作としてドラマ化する以上、「原作漫画とドラマは全く別物なので、自由に好き勝手にやってください」旨言われぬ限り、原作漫画に忠実にドラマ化することは当然という認識であるということである。

また、その後のA氏とC氏、D氏とのメールのやりとりにおいても、「なるべく原作の流れを崩さないようにしてほしい」等の要望は記載されていたが「必ず漫画に忠実に」という言葉がドラマ化の「条件」として出されてはいない。

これは、同年6月10日に、D氏からドラマオリジナル部分についての提案があった時点でも同様である。

イ. 「必ず漫画に忠実に」

もともと、「必ず漫画に忠実に」という文言自体は抽象的であり、エピソードの順番、セリフまで全く変えないという趣旨であるのか、あるいは、本件原作者が本件漫画に対して持っている世界観、キャラクターの性格を変えないという趣旨であるのか、という点が本件原作者ブログからは必ずしも明らかではない。

この点については、ドラマ化にあたっては、尺、撮影、連続ドラマとしての1話ごとの盛り上げ、実写化するにあたり実在する俳優の演技・セリフ、実写化にあたってのロケや予算等の制約、スポンサーへの配慮等による原作の改変は当然発生するものであり、漫画と全く同一にすることは不可能であり、本件原作者を含めて小学館サイドも日本テレビ制作サイドもこの認識は有していた。

本件原作者も、「漫画とドラマは見せ方が違って当然なので、本来なら、ドラマはドラマのアレンジを加えてより良い物にして頂くのが1番と承知しているが」（同年6月11日C氏からA氏へのメールに添付された「6話プロットのお返事611」というWord文書より）旨C氏を通じてA氏に対しメールで伝えており、当調査チームへのC氏の書面回答でも本件原作者もそれは認識していた旨の回答があった。

A氏は、原作をリスペクトしてドラマ化する、本件原作者の意向を無視した改変はしない旨小学館に伝えていたものの、上記のようなドラマ化にあたって必要不可欠な改変は当然発生すると考えており、さらに、ドラマ制作のプロである自分たちがよりよいドラマを作るための提案をし、本件原作者とすり合わせのうえ、よりよいドラマを作っていくと思っていた。

その他、同年6月11日のC氏からA氏へのメール（第3、2(10)）、同年8月3日、4日のA氏、C氏とのメールでのやりとり（第3、2(15)）、同年9月24日のA氏、C氏とのメールでのやりとりでも、ドラマ化にあたって、エピソードの順番やセリフの変更があることがA氏から指摘され、C氏も同意している。

ウ。「毎回、漫画を大きく改編したプロットや脚本が提出された」かについて

本件原作者は、同ブログにおいて、毎回、漫画を大きく改編したプロットや脚本が提出された、その例として、漫画で敢えてセオリーを外して描いた展開をよくある王道の展開に変えられてしまう、個性の強い各キャラクター、特に朱里・小西・進吾は原作から大きくかけ離れた別人のようなキャラクターに変更される、性被害未遂・アフターピル・男性の生きづらさ・小西と進吾の長い対話等、本件漫画の核として大切に描いたシーンは、大幅にカットや削除され、その理由についても納得のいく返事はない、と記載していた。

もっとも改変自体について、当調査チームへの書面回答でC氏は、「メディア化経験豊富な本件原作者はドラマ化に際し、撮影上の物理的事情、スポンサー関係の事情などやむを得ない改変がありうることは承知されていましたが、物事を公平に判断される方でしたので、御自分が納得できる改変であれば受け入れるというお気持ちをずっとお持ちでした。」としている。その一方で具体的な指摘として

- ・ 笙野「そんなに男に見られたいわけ？」はわざと傷つけようとしている感じでキツすぎる
- ・ 3話はエピソード順番入れ替えのせいで流れがわるくなってとても読みづらいです
- ・ 間に朱里&進吾ネタがぶち込まれちゃってるので、流れが途中でブチ切れ

ちゃってて非常に勿体ないです

- ・ エピソード順番入れ替えて切り貼りする事で、キャラ達の絆が自然に深まって行く過程や、それぞれのエピソードの効果的な魅せ方が邪魔されて、チグハグになってしまってる

などの指摘を原作者から受けており、これらは「無視してよいトーンである」という判断には通常は至らないものと思います、とも述べている。

一方、原作に対する考えとして A 氏を含めたコアメンバーは本件漫画を大切にしていこうという意識を常に持っており、本件漫画を読み込み、本打ちでも毎回数時間にわたって議論していたし、性格の把握が難しいキャラクターについては、本件原作者がキャラクター表を作っていれば見せてほしい旨問い合わせをしたり、コアメンバーで数日に分けて何回も議論したということであった。また、ストーリーやキャラクター設定についてはドラマ化のために必要な改変しか行っていないという認識であった。各話について、実際にプロット、脚本を送って見ないと原作者の拘りがどこにあるかがわからないことも多々あり、その際には、改変の理由もメールで記載するだけでなく C 氏に電話で説明していた、何回かのラリーの結果本件原作者がどうしても譲れない点についてはできる限り本件原作者の指摘どおりに修正した、ということであった。上記当調査チームへの C 氏の書面回答の具体的指摘部分についても、本件原作者の指摘を受けて修正されている。

この点は、最後まで制作サイドと本件原作者との認識が一致しなかった。

- ② 「漫画が完結していない以上、ドラマなりの結末を設定しなければならないドラマオリジナルの終盤も、未完の漫画のこれからの影響を及ぼさない様『原作者があらすじからセリフまで』用意すること」²⁵

及び

- ③ 「原作者が用意したものは原則変更しないでほしいので、ドラマオリジナル部分については、原作者が用意したものを、そのまま脚本化する者を想定する必要や、場合によっては、原作者が脚本を執筆する可能性もあること」について

ア. 2023年3月29日～同年6月上旬まで

①で述べたとおり、同年3月29日の会議で、B氏、A氏がD氏、C氏から上記のような条件を言われたことはなかった。

²⁵ B氏の認識では、ドラマ業界において「あらすじからセリフまで」とは詳細プロットを意味し、脚本を意味するものではない。

また、同年4月24日にC氏からA氏にA4 1枚枚程度の全体構成案がメール添付されていたが、こちらをベースにまとめて戴けたら、でもマストではないので、ご提案があれば随時お聞きしたい旨コメントが付されていた。

一方、小学館側はB氏に対し、この時期に「脚本が原作者の意図を十分汲まず、原作者の承諾を得られないときは、原作者に脚本を書いてもらうこともある」と伝えたとの認識を示している。

イ 2023年6月9日、10日について

B氏からのヒアリングによれば、4月中旬以降D氏からB氏に電話があった際も、基本的にはドラマオリジナル部分について本件原作者からロングプロットの提案をしたい、ということであった。

B氏からD氏の提案を聞いたA氏も、ドラマオリジナル部分について本件原作者がロングプロットを出してくれるのであればありがたいと思い、B氏に対し、D氏の提案に応じる旨回答することに同意している。

これを受けて、同年6月10日にD氏からA氏に対し、「ドラマオリジナル展開に関しては、本件原作者の方から、脚本もしくは詳細プロットの体裁でご提案（中略）許諾の条件というほどではありませんが、はっきりとした要望としてご検討いただけますと幸いです」（同月10日、D氏からA氏へのメールより）というメールが来た。ここで、初めて小学館側から、ドラマオリジナル部分については、原作者から脚本もしくは詳細プロットの体裁での提案が出ているが、ここでも「はっきりした要望」とは言っているが「許諾の条件」ではないと言っている。

A氏はD氏のこのメールに対し「脚本又は詳細プロット」を本件原作者が書くことは了解した、こちらからもその提案を受けて、案出しもさせて頂ければという旨の回答をしているが、その後のC氏とのやりとりを通じて、脚本を外し、詳細プロットのやりとりということにしている。実際C氏はその後のメールにて「9,10話に関しましては、本件原作者にプロット書いていただく方向で進められたらと思います」旨返信しており、脚本の文字は外れている。同月11日にC氏に対し本件原作者が詳細プロットを提案することを本件脚本家も了解した旨伝えており、ここではドラマオリジナル部分も本件脚本家が執筆することが当事者の前提となっていた。また、案出しもさせて頂ければというA氏からの回答からも、原作者が用意したものをそのまま脚本化する者を想定することに同意してはいないことが推認される。もっとも、当調査チームへのC氏の書面回答によると、本件原作者が脚本を執筆する可能性があることは前から約束されており、プロットを忠実に脚本に起こしていただけるならば、という前提で「プロットを書いて頂く」としたのであり、この時点で脚本を条件から外したことはないと回答している。

ウ. 2023年8月3日、4日のA氏とC氏とのメールのやりとり

同年8月3日にC氏からメールで送られてきた8～10話の本件原作者の提案したプロットについて、アレンジやエピソード順番入れ替え、セリフの変更は、基本しないしてほしいという本件原作者のコメントが伝えられたが、A氏は、本件脚本家が台本にする上で、こちらは絶対に発生する、もちろんこのご提案プロットをベースにするが、尺、撮影、実写化するにあたり必要なこと、スポンサー、ドラマとしての1話ごとの盛り上げ、役者とのすり合わせ、諸々取り入れて台本にしていくこと、5話までの台本も、原作をベースにアレンジやエピソード順番入れ替え、をしてきたこと、それで本件原作者の意向と違った場合は、本件原作者が絶対に譲れないところは原作に戻し、あとは毎回すり合わせで着地点を探させてきて頂いた、8～10話も同じ形で進めさせて頂きたい旨（同年8月4日、A氏からC氏へのメール）返答し、C氏も「勿論、承知している、一応、本件原作者の言葉はそのまま伝えたが、一切の変更を許さないということではない、本件原作者がどうしても譲れない箇所は修正をお願いしてきたと思うので、今後同様に擦り合わせさせて頂きたい、まずはドラマサイドとしての監修をお待ちしている」旨メールにて返信している（同年8月5日、A氏からC氏へのメール）。

これらのメールからは、同年8月上旬の時点でも、ドラマオリジナル部分の8～10話についても、A氏が、ドラマ化においては、アレンジやエピソード順番入れ替え等、原作に改変を加えることがあることを指摘し、C氏も「本件原作者がどうしても譲れない箇所は修正をお願いする」という条件で、原作に改変を加えることがあることを承知していたといえる。

エ. 小 括

以上から、同年6月10日頃まで、②「本件原作者がドラマオリジナル部分については、あらすじからセリフまで用意する」、あるいは、③「原作者が用意したものを、そのまま脚本化する者を想定する必要や、場合によっては、原作者が脚本を執筆する可能性もある」ということは伝えられてはいたものの、日本テレビでは条件との認識はなかった。その上、あらすじからセリフまで書くということの意味について、日本テレビは脚本ではなく、プロットとの認識で、小学館との間には認識の齟齬がある。

小学館から日本テレビ制作サイドが、イ、ウが実現できなければ、9,10話の放送はさせないと言われたのは、同年10月21日のD氏からB氏の電話、及び同日のC氏からB氏へのメールが初めてである。この時、C氏を通じた本件原作者の言葉として「脚本家さんは、今すぐ替えていただきたいです。最初にキチン

と、終盤オリジナル部分は本件原作者があらすじからセリフまで全て書くとお約束した上で、今回のこの10月クールのドラマ化を許諾しました」とされている。これに対しB氏は「終盤オリジナル部分は本件原作者があらすじからセリフまで全て書くと、お約束した上で、この10月クールのドラマ化を許諾しました」という部分に関しては「お約束に沿う形で進めてまいりたいです。」旨メールで返信している。このB氏のメールの文言からも、終盤オリジナル部分は「本件原作者があらすじからセリフまで全て書く」という約束はあったと推認できる。

しかし、B氏はドラマ化スタートと考えている同年3月の時点にはそのような約束も条件もなかったことを明言していること、既に述べたとおり、同年6月以降であっても、本件原作者が提案したのはざっくりプロット（同年7月20日C氏からのメール）や詳細プロット（同年8月3日C氏からのメール）であって脚本の形ではないこと、A氏はC氏に対し、メール及び電話にて本件脚本家が脚本を書くことを前提にドラマ化にあたってエピソードの入替やセリフの改変があることを再三説明し、C氏もこれを了承している。このため、「終盤オリジナル部分は本件原作者があらすじからセリフまで全て書く」ことは、少なくとも日本テレビにとっては原作者がプロットを提示することであり、脚本を書くことではないという認識であった。また、それがドラマ化にあたっての条件であると提示されたり、日本テレビ制作サイドがこれを了承していたことはなかったという認識であった。一方当調査チームのヒアリングにC氏は別の脚本家、もしくは原作者が脚本を書くことを許諾の条件としたことについて「弊社D氏が貴社B氏にお伝えしております」としているが、B氏は「そのような話はなかった」と否定しており、脚本をめぐる見解には日本テレビと小学館の間で距りがある。

以上のとおり、仮に、本件原作者ブログのとおり、本件原作者がドラマ化に同意したのが、同年6月上旬であっても、上記②ア～ウまでの条件を日本テレビ制作サイドが認識していたことも、同意していたことも認められない。この時点で、この条件について小学館サイドから何回も念を押されたことも認められない。

(3) 本件原作者の「要望」についての日本テレビ制作サイドの認識

① 2023年4月末から10月21日まで

C氏、D氏を通じて本件原作者と制作サイドは、プロット・脚本のラリーを行っていた。当調査チームへの書面回答にC氏は、「メディア化経験豊富な本件原作者はドラマ化に際し、原作の流れを崩さないやむを得ない改変があり得ることは承知していたし、物事を公平に判断する方だったので、自分が納得できる改変であれば受け入れる」と回答している。一方、本件原作者はC氏を通じて、以下のように原作を変えないでほしい旨、制作サイドに伝えていた。

- 5/2 1話プロットについて、朱里のキャラクターについて（ただの可愛くて軽い女に見えないようにしてほしい）の指摘。
- 5/19 2,3話プロットについて、キャラクターを好きになってもらうために、各エピソードが綿密に構成されているので、やむを得ない場合以外はできるだけ、原作の流れを崩さないで頂けたら。
- 6/11 4話プロットについて、エピソードの順序を変えるならキャラブレしないように、もしくは出来る限り原作通り、丁寧に順番を辿って行って頂けたら。
- 7/1 4話修正プロットについてエピソードの順番を原作どおりにする旨指摘。
- 7/5 3話脚本について、セリフにアフターピルをしっかりと入れてくれという指摘。
- 7/5 6話プロットについて、原作からアレンジしてある部分が不自然、キャラの言動が幼すぎる、今後の流れに影響するからNGという指摘。
- 7/15 7話プロットについて、朱里と小西のアドリブセリフは全てアウトの指摘。メイク失敗話を端折らないでほしい旨の指摘。
- 9/10 ツッコミどころの多い辻褄の合わない改変がされるくらいなら、しっかり、原作通りの物を作って欲しい旨のメール

しかし、制作サイドは、前述のとおり、

- 本件原作について、どこまで改変が許されるのか、詳細な確認を取っていなかったこと
- C氏からのメールも「基本的には」「やむを得ない場合以外ではできるだけ」「希望である」という指摘が多く、「創作を入れるな」と明確に指摘しているのは同年10月2日のメールが初めてであること
- 朱里、進吾のキャラクターは把握が難しく本件原作者のキャラブレの認識と制作サイドの認識が一致しなかったこと
- 本件に限らず原作者からの修正要望はよくあることであり、本件原作者の修正要望が特別に多いとは、少なくとも9月頃までは思っていなかったこと
- プロット・脚本のラリーを通じてどうしても本件原作者が譲れない点は原作に戻すことによって、よりよいドラマになると考えていたこと

から、本件ドラマ化にあたっての制作サイドが提案した改変は許されるものと考えていた。

② ドラマオリジナルの終盤

未完の漫画のこれからの影響を及ぼさない様「原作者があらすじからセリフまで」用意する、原作者が用意したものは原則変更しないので、ドラマオリジナル部分については、原作者が用意したものを、そのまま脚本化する人を想定する必要や場合によっては、原作者が脚本を執筆する可能性もあることについて、本件原作者はC氏、D氏を通じて、以下のように制作サイドに伝えていた。

- ・ 6/10 D氏がA氏に対し、ドラマオリジナル部分については脚本及びプロットを原作者が用意することが「許諾の条件ではないが、はっきりした要望」だとメールしている。
- ・ 6/14 脚本家について不安だという本件原作者のメール「オリジナル展開の9話10話で、收拾つかなくなっちゃうんじゃないかと、不安」
- ・ 8/3 本件原作者提案の8～10話のプロットについて、ネタバレギリギリのライン探りながらバランス見ながら書いてるので、アレンジやエピソード順番入れ替え、セリフの変更は、基本しないほしい旨の付記。
- ・ 9/10 本件原作者が書き下ろした8～10話に関しては、撮影の都合などの理由以外では、出来る限り改変しないほしい、という旨のメール。
- ・ 9/14 2話の追加台本の際に、8～10話については一言一句絶対変えないで、と言っている旨のC氏からのメール。
- ・ 9/10頃 D氏からB氏へ本件原作者と本件脚本家の相性が悪いので替えられないか、という相談の電話あり。
- ・ 10/2 C氏から8話以降は、今までとは根本的に違い、ドラマとして必要な変更以外は基本的にしないほしい旨のメール
- ・ 10/10 コミック7巻の本件原作者のメッセージ（ドラマオリジナル部分についてはあらすじからセリフまで）

しかし、制作サイドは、C氏、D氏が明確に絶対的な条件である旨明言していなかったこともあって、ドラマオリジナル部分は原作者が用意したものを原則変更せず、そのまま脚本化することが本件ドラマ化の条件であるとは認識しておらず、少なくとも10月2日のC氏からのメールが来るまでは、ドラマオリジナル部分の本件原作者のプロット提案についても、1～7話までと同様、プロット・脚本のラリーを通じてどうしても原作者が譲れない点は原作に戻すことによって、よりよいドラマになると考えていたため、そのようなプロット、脚本を作成してC氏を通じて本件原作者にメールにて送っていた。C氏は、できあがったドラマは最終的に本件原作者の意向をすべて反映して本件原作者の納得のいくドラマになったと当

調査チームへ書面で回答しているが、改変の程度をめぐる本件原作者と制作サイドの認識の差を埋めることはできず、最終的に本件原作者が脚本を書く事態に至った。

第4 本件の分析・検証

1 総論（本件の分析・検証の対象）

本件ドラマの制作・放送をめぐっては、本件原作者が亡くなる数日前に投稿された本件原作者のブログやXの投稿内容等から、本件ドラマの制作・放送に当たっては、本件原作のドラマ化利用の許諾があった際の本件原作者と制作サイドとの制作進行方法等に関する認識の齟齬や、本件ドラマ制作過程における原作サイドと制作サイドのミスコミュニケーションの存在がうかがわれた。そしてこれらを契機に、とりわけ本件原作者の制作サイド（本件脚本家を含む。）に対する不信感が高まり、ここから上記第3「認定された事実」にある、「9, 10 話の脚本制作の問題」、「本件脚本家名のクレジット問題」が発生した可能性がある。また、こうした流れが、最終的に本件ドラマの本件脚本家及び本件原作者による SNS 等への投稿が行われることと呼び水となったおそれがあり、その結果、インターネット上で、本件ドラマ及びその制作過程に関し、賛否両論ほか多くの意見が飛び交う事態に至ることとなったと考えられる。

当調査チームでは、こうした事態に至った背景を明らかにするため、本件ドラマの制作・放送過程等における各関係者の具体的な対応等を踏まえ、本件の分析・検証の対象について、まず以下の2点を中心に据えることとした。

検証対象A	なぜ制作・放送過程における関係者の認識齟齬やミスコミュニケーションが生じたのか
検証対象B	具体的にどのような点で原作者と制作サイド間の信頼関係が失われる要因となったか

その上で、こうした認識齟齬等により生じたとみられる「9, 10 話の脚本制作の問題」、「本件脚本家名のクレジット問題」、「本件脚本家及び本件原作者の SNS 等への投稿」という問題について検証を進め、さらに、本件を契機に、より実効性の高い再発防止策を考案するため、上記検証した本件の個別の事情のほか、日本テレビの制作体制や組織的構造の中で、振り返るべき点がなかったかどうかの検証も行うこととする。

2 各論

- (1) 検証対象A：なぜ制作・放送過程における関係者の認識齟齬やミスコミュニケーションが生じたのか

① 原作利用許諾にかかる条件の有無等に関する認識齟齬

本件原作者ブログにおいては、原作利用許諾にかかる時期及び条件について、本件原作者の認識が示された上で、当該条件を遵守しなかった制作サイドに対する不満が綴られている。具体的には、本件原作者ブログでは、原作利用許諾すなわちドラマ化許諾の条件として、上記第3・認定された事実4(2)①記載のとおりの内容が示されている。

この点、第3・認定された事実5記載のとおり、制作サイドが小学館（本件原作者）より本件原作の許諾を得たと認識していた2023年3月29日の時点、あるいは、同年6月10日に小学館のD氏からA氏に対して、本件原作者の「要望」が伝えられた時点（すなわち、本件原作者において許諾を出したと認識していたであろう時点）のいずれにおいても、

- ・ 【必ず漫画に忠実に】ドラマ化すること、【漫画に忠実でない場合は本件原作者がしっかりと加筆修正すること】
- ・ ドラマオリジナルの終盤について、【原作者があらすじからセリフまで】用意すること
- ・ ドラマオリジナルの部分について【原作者が用意したものを、そのまま脚本化する者を想定】すること
- ・ ドラマオリジナルの部分について【場合によっては、原作者が脚本を執筆する可能性があること】

といった事項が、制作サイド（A氏、B氏）に許諾の条件として伝えられていたとの事実は確認できなかった²⁶。

そのため、当時制作サイドにおいて、本件原作者ブログに記載されていた事項をドラマ化の条件として提示されていたという認識はなく、また、同様に条件として了承したという認識もなかった。本件脚本家は、原作者のブログに記載されていた事項について、「はじめて知ったことばかりで、何も聞かされていなかった」と2024年2月8日投稿のインスタグラムで述べているが、制作サイド（本件脚本家を除く）の認識としては、上記のとおりであったため、こうした内容が許諾の条件として付されていると本件脚本家に伝えられることはなかった。

この点について小学館の書面回答においては、そもそも本件ドラマ化を正式に許諾したのは2023年6月であるところ、同年4月中旬から6月にかけて、小学館D氏とA氏・B氏との間でドラマオリジナル部分に関して本件原作者が脚本もしくは詳細プロットの体裁で提案することや、ドラマオリジナル部分の脚本に納得が得られない場合は本件原作者が脚本を執筆する可能性があること等は何度も協議

²⁶ 2023年6月10日までは、第3・認定された事実1(2)、2(5)、(6)①、(9)などに記載のとおり、原作サイドからドラマ制作に関する「要望」が伝えられたことはあったが、いずれも許諾の条件として伝えられたものはなかった。

しており、6月にB氏から最終合意が得られたので、合意した条件をC氏から本件原作者に伝え、最終判断として本件ドラマ化を許諾した旨が述べられており、上記制作サイドとの認識とは異なっていることが分かる。

このような認識の齟齬が、その後の様々なミスコミュニケーションやこれを契機とするトラブル（後述）に繋がったことは論を俟たない。本件原作者がいうように、このような事項が「許諾の条件」であると予め明確に制作サイドに伝えられていれば、本件原作者に改変を提案する頻度や内容、あるいは、その際の説明の仕方など、すべての場面に亘ってより慎重な検討を行う契機になったと考えられる。また、そのことが本件脚本家にも伝えられ、本件脚本家がそのような条件で脚本執筆を引き受けるかどうかを、より慎重に検討することもできたように思われる。さらにいえば、そのような項目が条件であったと認識することができれば、そもそもドラマ化は難しく、企画を見直すという選択肢が視野に入っていた可能性もある。

つまり端的に言えば、この認識の齟齬は、この先のあらゆる場面で、制作サイドが本件原作者の意向を的確に把握し、より相応しい対応をとる上での阻害要因になったと考えられる。

② 原作利用許諾時を含む制作初期段階において制作サイドが本件原作者と面会による意思疎通の機会を設けられなかったこと

本件では、原作利用許諾時を含む制作初期の段階において、制作サイドが本件原作者と会っておらず、また、本件原作者と会うことの要望を出すこともなかった事実が認められる。この点について、A氏は「そもそも原作者に会うものだという認識がなかった」と述べているほか、B氏も「基本的には原作者と会うようにしている」と述べているものの、小学館側から面会の要望を受けなかったこともあり、少なくとも制作の初期段階においてA氏に対してそのことを明確に指導するようなことはなかった。

いわゆる原作もののドラマ制作を進める際、基本的なやり取りは出版社の編集担当やライツ担当者を介することとなる（第2・前提となる事実1（4）「ドラマ制作における原作者との関係図」図式参照）ため、原作者と制作サイドが直接クリエイティブな部分に関する会話をを行う機会は限られているという業界の実態がある²⁷。

このような制作実態それ自体に直ちに問題があるといえるかどうかは別途一考

²⁷ 場合によっては、原作者が制作サイドと直接意見を交わす例もある。

を要するところである²⁸が、少なくとも、本件では、固有の事情として上記第3・認定された事実1(2)記載のとおり、制作サイド(A氏、B氏)は、2023年3月から4月にかけて、過去に本件原作者の漫画を原作とするいくつかのドラマにおいて、原作者と制作の間でトラブルに発展したことがあったこと、「難しい作家である」といった情報を小学館から伝えられていた事実が認められる²⁹。そうだとすると、今回は原作者と間接的なやり取りだけに頼るのではなく、より丁寧に本件原作者の意向などを確認する手法を具体的に検討する余地があったといえることができる。

その意味で、原作利用許諾時を含む制作初期段階において、本件原作者本人と面会し、許諾の条件や、本件ドラマの方向性、キャラクターの解釈、今後の原作の展開、ドラマオリジナル部分の構想等々について、より綿密かつ正確なすり合わせを行う機会を持つという手法は有力な選択肢であったといえる。そのような機会があれば、その後も一定程度地固めを行った関係値のもと、より噛み合ったプロットや脚本のラリーが実現できていた可能性があり、その結果、後述するような本件原作者の不信感の高まりを一定程度抑える効果も期待できたと考えられる³⁰。また、上記①記載のような認識の齟齬を解消できた可能性もあった。

したがって、本件固有の状況下においては、早期に本件原作者と直接面会する機会を設けられなかったことが、結果として本件原作者と制作サイドのミスコミュニケーションの呼び水として作用したことは否定できない。

なお、2023年7月16日、ベリーダンスショーにおいて、制作サイドのA氏やF氏が本件原作者と会う機会があったものの、その際は脚本の具体的な内容等について話す雰囲気ではなく、有効な面会とすることはできなかった(本件脚本家は同会合に参加していない)。このベリーダンスショーは、本件原作者からのお誘いであったこと、同日、C氏からA氏に送付されたメールにおいて、7話プロットに関して「今日お会いする際に直接お話しできたら」と伝えられていたこと等から、本件原作者は制作サイドと面会し直接話すことを拒む姿勢ではなかったことがうか

²⁸ この点、ヒアリングにおいては、原作者の中には制作サイド(担当プロデューサー)と会うことを嫌がる者も少なからず存在すること、原作者に会わないまま制作を進めて問題がなかったケースもあること等を複数のプロデューサーが述べていること、また、小学館は色々なタイプの原作者がいて面会を希望するか、また面会したとしても上手く意思疎通できるかは人によると述べていること(C氏、D氏)、あるいは、会うことによってかえって決定的に決裂するケースなどもあったと述べていること(S氏)に留意する必要がある。

²⁹ ヒアリングにおいて、A氏はこの情報を本件脚本家に対して共有した旨回答しているが、本件脚本家は2023年4月15日の時点では「難しい人(こだわりが強い人)」という話があったかもしれないが、明確な説明はなかったと述べている(第3・認定された事実2(2)参照)

³⁰ ベテランのプロデューサー経験者のヒアリングやアンケート結果によれば、原作ものの映像化を取り扱うに際しては、最初に原作者本人と会うようにしているというプロデューサーが多数であった。

がえた³¹³²。

また、9, 10 話の脚本の制作方法について原作サイドと制作サイドの意見が決定的に割れ、その結果、本件脚本家が降板したのち（2023年11月1日以降）、制作サイドは小学館に対し、本件原作者と会って話をさせてほしい旨伝えしたが、小学館（本件原作者）からは断られている。この時点では、すでに制作過程のミスコミュニケーションにより本件原作者の不満が蓄積されていたこと等から実現が難しかったものと思われる³³。このような状況を振り返ると制作サイドは、早期に本件原作者と面会して噛み合った議論を重ねる機会を逃してしまったともいえるだろう。

③ ドラマ化にあたって制作サイドが考えていた根幹的な方向性や物語の軸について、原作サイドとのすり合わせ・示し合せが十分ではなかったこと

ア. 制作サイドが検討した本件ドラマ全体の方針や軸となる部分について

初期の本打ちにおいて、本件原作をドラマ化する中で、変える必要がある部分があるか、本件脚本家も交えて制作サイド内で協議が行われた。

この協議の中で、原作では長い会話が続くシーンが多いため、原作をそのままドラマ化した場合、淡々としたドラマになるが、それはそれで持ち味があってよい、他方で、もう少しドラマとして、より起伏をつける方法もあり得るといった話が出た。協議の結果、まずは、原作の持ち味をなるべく生かしつつも、ただ、ドラマとして成立しづらい部分もあるので、そうした部分をどうするかを探っていく方針となった。その後さらに上記の方針で協議を進めていたところ、制作サイドにおいて、一本の軸があった方がドラマとして見やすいのではないかという話になり、本件脚本家のアイデアで、女性二人（朱里と田中さん）のシスターフッドものの要素を取り入れ、それを一つの軸にする方向となった。

³¹ 過去に本件原作者の漫画のドラマ化を担当した日本テレビのプロデューサーは、本件原作者と制作初期段階で面会することができている。

³² 小学館（C氏）回答においても、本件原作者は制作サイドとプロットや脚本制作のために面会したい旨の要望を述べたことはないものの、2023年7月16日のベリーダンスショーや同年9月18日の撮影見学の際に本件原作者がA氏と会っていることから分かるように、決して本件原作者がA氏と会うことを拒んでいたわけではないと述べられている。ただし、同回答によれば、C氏が本件原作者に対し、脚本の修正について本件脚本家と会って直接話すかと聞いた際には、「実際に脚本家に会うと、言いたいことがはっきり言えなくなってしまうかもしれないから（会いたくない）」と述べていたとのことであるため、本件脚本家とは直接の面談は難しかったと思われる。

³³ 小学館（C氏）回答によれば、「11月5日のご提案については、撮影上の都合やスポンサーの関係などで「やむを得ない箇所以外は変更しないほしい」という要望を既に貴社にお伝えしており、その前提で10話を執筆中であったこと、また、本件原作者が連載原稿執筆中で非常に多忙な状況にあったことから、ひとまず本件原作者へのお伝えを延ばさせていただきました。その後電話で本件原作者にお伝えし、本件原作者からは「会いたくない」とご返答いただいています。お会いする意思があるか否か、というような貴社からの重要なご提案を本件原作者にお伝えしないことはあり得ません。」とあり、このタイミングは本件原作者が10話を執筆中であったこと、また、連載原稿執筆中で非常に多忙な状況であったこと等の事情があったようである。

イ. 上記アについての丁寧な説明やすり合わせ・示し合せが十分に行われなかったこと

制作サイドと本件原作者とのやり取りにおいては、A氏から小学館に対して原作のどこが魅力であると感じているのか、何をドラマとして見せたいのかといったことを整理した企画書が2023年3月9日に送付されたり、原作サイドから全体の構成案を同年4月24日に送付してもらい、それを踏まえて制作サイドが作成したラストに向けての構成案を同年5月17日に返送するなど、双方の認識をすり合わせるための一定のやり取りが認められた。また、原作モノのドラマ制作において、本件では小学館からの提案もあってプロットから本件原作者が確認していること、また、プロット・脚本案のラリーを重ねる過程で、A氏が本件原作者の負担を気遣い「本件原作者は大丈夫でしょうか」とC氏に確認するなどしていたことなどからすると、その点では丁寧なラリーを心掛けようとしていたといえる。

しかしながら、上記アに記載したような、ドラマ制作を進めていく上での根幹的な方向性、すなわち、ドラマとしては淡々としたものになるとしても原作を可能な限りそのままドラマ化するのか、あるいは、より起伏をつけるためのドラマとしての軸を作るのか、また、軸を作るとすればどのようなものにするべきなのか、といった点について、制作サイドの考えや、そこに至る思考過程をきちんと整理・可視化などし、原作サイドに共有・説明した形跡までは確認できなかった³⁴。そうだとすると、本件では、そのようなドラマ化の根幹となる方向性や軸となる部分について、原作サイドと制作サイドで綿密なすり合わせ・示し合せが行われなかった可能性が高い。

こうした、ドラマ制作の根幹となる方向性や軸となる部分についての制作サイドの考えが最初から本件原作者の意向とずれてしまっていると、以後続く各話のプロットや脚本に関するラリーを行っていく上で、例えば何度も同じ指摘を受けたり、根本から反りが合わない指摘を受けるなど、相互に余計なストレスを感じるやり取りに繋がるおそれがある。現に、後述するように、具体的なプロットや脚本のラリーを原作サイドと進めていく場面で、制作サイドが原作のストーリーやキャラクター設定をきちんと理解しているのか本件原作者が疑問に感じている様子がしばしば見られ、また、本件原作者から様々な指摘を受け続ける中で、制作サイドの方も、本件原作者の意向を計りかねて困惑する場面が徐々に見られるようになった。

このような状況から振り返ってみた場合、制作サイドが今回のドラマ化全体の方向性や軸となる部分について、書面で分かりやすく記載するなど工夫した

³⁴ ヒアリングによれば、制作サイドは口頭のやり取りにおいてC氏から確認を貰った旨述べている。

上で説明を行い³⁵、また、これをもとに本件原作者の意向を確認し、すり合わせ・示し合せをするといった段階を丁寧に踏んでいけば、結果として、その後の本件原作者の制作サイドへの不信感の高まりを相当程度抑えることができた可能性があったと考えられる。

(2) 検証対象B：制作段階において、具体的にどのような点が原作者と制作サイド間の信頼関係が失われる要因となったか

① 個別の改変ポイントに対する説明手法の問題

ア．本件ドラマにおける改変提案時の原作サイドへの説明方法

第3・認定された事実2(3)②④記載のとおり、本件では本件脚本家を交えた制作サイドで幾度となく本打ち等を重ねプロット・脚本案を作成し、これをA氏からC氏、D氏にメールで送信するという形で原作サイドに共有がなされていた。基本的にA氏は、メール送信と併せて、C氏に、電話等で、プロットや脚本の趣旨を適宜口頭で説明していた。また、終盤までは基本的に改変の趣旨やポイントに関して詳細に文書化して示すなどはしていなかった。C氏は、A氏から受信したプロット、脚本案を本件原作者に共有するとともに、A氏から口頭で受けた説明を本件原作者に共有していた。

イ．改変提案の趣旨や理由が原作者に十分伝わっていなかったことを示す兆候

本件においては、上記の方法では本打ちメンバーが改変の過程で議論した内容や改変の理由が原作者に十分に伝わっていない可能性があったと考えられる。これは本件原作者自身が、本件原作者ブログにおいて、「毎回、漫画を大きく改変したプロットや脚本が提出されていた」とした上で、具体例を示しつつ、「理由を確認しても納得のいく返事がもらえなかった」と記載していることからもうかがえる（第3・認定された事実5(2)①ウ参照）。

この点、本件ドラマ制作期間中の具体的なやり取りに目を向けても、たとえば以下で例に挙げるように、実際、制作サイドの改変の意図が本件原作者に伝わっていないことがあった。

原作では朱里が短大に進学した設定があるが、本打ちでは、同設定に関して、「短大に進学するよりも専門学校に進学の方が近時の10代、20代としてはリアリティがあるのではないか」、(短大進学の原因となっている)「父親のリストラはドラマとしては重すぎるのではないか」等の議論を経て、高校受験の際に、

³⁵ さらに一步前進した手法として、例えばドラマ化の話を小学館に提案する前後で、オリジナル部分も含めた最終話までの流れや全話構成案等が準備されていけば、なお認識のすり合わせ・示し合せに大きく役立ったと思われる。

父親が勤める会社が不景気になり、母親から「高校は公立でいいんじゃない？」と言われて本当は友達と一緒に制服がかわいい私立校に行きたかったけど、「うん、そうだね」と笑って受け入れたという設定に変更する旨のプロット案を送信した。

2023年6月12日、上記プロット案に対する本件原作者の返事として、かわいい制服の私立高校に行けなくなったことなどは「心底どうでもいい」ことである、原作のジェンダー要素も逃げずに書いて欲しい、制作サイドは短大での設定を避けているのか？といった趣旨の記載がなされた文章が送信された。

その可否は別として、本打ちメンバーが当該原作の設定を変えようと試みたことには、それ相応の議論と積極的な理由があった。しかしながら、本件原作者の上記返信内容をみる限り、本打ちメンバーで議論した内容・意図が十分伝わっているとは思えない状況であったことがうかがえる。

以上は分かりやすい一例であるが、このほかにも、2023年9月11日に小学館(C氏)からA氏に送信されたメールに添付された本件原作者によるものと思われる「修正について」と題する文書(第3・認定された事実2(11)②参照)には、「ツッコミどころの多い辻褃の合わない改変がされるくらいなら、しっかり、原作通りの物を作って欲しい」、「これは私に限らずですが…作品の根底に流れる大切なテーマを汲み取れない様な、キャラを破綻させる様な、安易な改変は、作家を傷つけます。悪気が全くないのは分かってるけれど、結果的に大きく傷つける。それはしっかり自覚しておいて欲しいです」といった意見が綴られていた。

このような文面からしても、本件原作者の受け止めとしては、本打ちメンバーからの具体的なプロットや脚本の提案について、「ツッコミどころが多い辻褃の合わない改変」、「安易な改変」であると感じる部分が一度となくあったということを示している。

ウ. 上記兆候を受けた制作サイドの対応と反省点

制作サイドが提案するプロットや脚本に対する本件原作者の指摘(とりわけ4話及び7話に関する指摘など)には一部厳しいものもあり、その中には、最初から本件原作者の意向にそぐわないものも当然あったと思われる³⁶が、一方で、上記のように、本打ちメンバーで協議した内容や意図、その理由などが本件原作者に十分に伝わっていなかったために受けたと思われる指摘もあった。

³⁶ 本打ちでは、どこが原作の核となる部分か、どの点については改変したほうが良いのか等が話し合われるが、原作の解釈問題でもあり、解釈の方法は一つではないため、結果として、原作者の解釈と差異が生じることは当然あり得る。また、本件原作者は、一定の改変が行われることについて想定してだけでなく、ドラマ化するにふさわしい改変についてはむしろ歓迎する意向があった(「修正について」(第3・認定された事実2(11)②参照)。そのため、プロット・脚本案作成の段階で本件原作者の意向と一致しない点が生じたこと自体は問題ではなかったと思われる。

このような状況が見えてきた時点で、制作サイドとしては、これまで原作サイドと制作サイドで採用していた上記のようなコミュニケーションの手法が、実のところうまく機能していないのではないかと、との疑問を持ち、それだけでなく、より適切なコミュニケーションの方法について C 氏と協議するなどして改善を試みる必要があったように思われる。

具体的には、例えば、この時点で改めて原作者との面談を実現させ意見交換を行うよう試みる、原作から改変したポイントを整理した上で、何故その改変を行った方が良いと考えているのかをきちんと書面にまとめるなどして可視化して伝えるといった方法³⁷が考えられる。いずれにしても、本件原作者から制作サイドの意図が十分に伝わっていないと思われる指摘を受けた時点で、C 氏と改めて本件原作者への説明方法を協議・改善するなどして、制作サイドが協議した内容や意図が本件原作者により正確に伝わるような手を打っていれば、結果として、これまでの提案に対する誤解が一定程度は解けるか、あるいは、少なくとも今後の提案については、「安易な改変」と捉えられることを回避できた可能性があったと考えられる³⁸。

しかし、本件においては、上記のような本件原作者からの指摘を受けてもなお、制作サイドが従来の方法を抜本的に見直し、より適切なコミュニケーションの手法を検討・実践した形跡は認められなかった。その結果、本件原作者の視点からすれば、どうにも噛み合わないプロットや脚本のラリーが続けられることとなり、そのことに対する本件原作者の不满・不信感も解消されず、むしろ余計に蓄積していくことに繋がったと考えられる。

② 撮影現場で発生したリテイク（撮り直し）をめぐる対応

上記のようなプロット・脚本案に関するやり取りの問題とは別に、本件では制作現場においても原作者の不信を買ったことがあった。

第3・認定された事実2(13)記載のとおり、ドラマの撮影を進めていく中、キャスト・スタッフは入念に準備を重ねた上で撮影に挑んだが、このシーンが後ほど適切ではないという理由でリテイク（再撮影）する事態が生じたことがあった。

A氏は、当初予定していた撮影シーンは本件原作者の意向に沿ったもので、また客観的にも問題ないものだと認識して準備を進めており、このような結果（リテイク）に至ったことそれ自体はやむを得ない側面もあった。

しかし、当該シーンの撮影準備からリテイクに至る過程の中で、A氏が、時間と手間を掛けた撮影準備が無駄になり、キャスト・スタッフに多大な迷惑が掛かるこ

³⁷ ヒアリングによれば、日本テレビのベテランプロデューサーの一部はこうした手法を実施しているとのことであった。

³⁸ 原作サイドとしても、制作サイドからの説明が不足していると考えた時点で、説明の程度や方法などについて要望を出すこともあり得たのではないかとと思われる。

とは避けたいとの思いから、原作サイドに対し、まだ撮影前であったにもかかわらず、当該シーンは既に撮影済みである、と事実と異なる説明を行ってしまったことは適切ではなかった。そのことを知った本件原作者は「制作サイドから何を言われても信用できない」という思いを抱いたということであり、この対応が本件原作者の不信を買った一因となったことは明らかである。撮影スケジュールの進行やキャスト・スタッフ等の負担を気にしたA氏の心情は理解できるものの、本件原作者との信頼関係を保つ上で、やはりこのような対応は避けるべきであったといえる。

③ ドラマオリジナル部分の制作方法に関する問題

ア. ドラマオリジナル部分の脚本制作の方法に関するA氏及びC氏の認識合わせ

脚本制作の通常の流れは、第3・認定された事実2(3)②記載のとおりであるが、ドラマオリジナル部分については、本件原作者からの「要望」が制作サイド(A氏)に伝えられ、これを受けたC氏とのやり取りの結果、ドラマオリジナル部分については、本件原作者よりプロットの提案を受け、これをもとに制作サイドで脚本制作を進めるという合意がなされたとみられる³⁹。この点、小学館(C氏)は、「脚本ではなくプロットで」などというのは事実誤認であり、「まずは」プロットをお渡しし、それを忠実に脚本に起こしていただければという前提のやり取りであったことを述べているため、最終的に本件原作者が脚本まで執筆する可能性があるかどうか、という点において、原作サイドと制作サイドの間で、認識の齟齬があったように思われる(詳細は第3・認定された事実5参照)。

これを受けてA氏は、本件原作者からプロットの提案を受け取るということをも本件脚本家にも共有したところ、本件脚本家は、ドラマオリジナル部分についてプロットをいただけるのは助かるという認識を示した。

イ. 噛み合ったやり取りに至らず原作者の不満が蓄積したと思われること

以上のような経緯のもと、本件原作者からドラマオリジナル部分(後の9,10話に相当する部分)についてプロットを受領した制作サイドは、従前同様、本件脚本家も交えて議論を重ね、原作サイドとラリーを行うべく修正プロットや脚本を原作サイドに提案しようと試みた。しかし、第3・認定された事実2(15)記載のとおり、本件原作者はドラマ化に支障が生じる必要最小限の修正のためのものしか認めず、制作サイドの創作の余地をほとんど認めないという対応に終

³⁹ 制作サイドは、本件原作者の提案する詳細プロットについては制作サイドでも案出しを行って、より良いドラマを作っていければと思っていた。実際にも、『『セクシー田中さん』ラストへ向けて、それぞれの流れ』と題するアイディアメモ(コアメンバーで協議した上で本件脚本家がまとめたもの)が小学館に提出されている。

始した。この間のやり取りは、本件原作者、制作サイド（本件脚本家含む）ともに、相当のストレスや困惑を生むこととなったと推察される。そして、ここで生まれた決定的な溝が、本件脚本家の降板要求などの問題に繋がっていくことになったと考えられる。

このような状況に至った理由については、以下2点が考えられる。

i 原作者の「要望」（2023年6月10日）に関する認識の齟齬

以下のとおり、本件ではドラマオリジナル部分に関する本件原作者の「要望」（2023年6月10日）に関し、原作サイドと日本テレビとの間で捉え方の大きなずれがあったおそれがある。

上記のとおり、本件原作者ブログにおいては、原作利用許諾、すなわちドラマ化を許諾した時期について、本件原作者の認識が2023年6月上旬であったことが示されている。また、この見解に関する当調査チームに対する書面回答において、小学館も同様の認識を示しているため、原作サイドとしては、やはり6月上旬に原作の利用を最終的に許諾した認識であったことが認められる。そうだとすれば、この時点で小学館から示された上記原作者の「要望」は、最終的な許諾に当たって日本テレビに守って欲しいと考えていた重要な条件、少なくとも相当程度強い要望のつもりであった可能性が高い。

他方、制作サイドとしては、2023年3月29日に小学館との間のオンラインミーティングにおいて、小学館から、他局からのドラマ化の話を断ったこと、日本テレビに任せたい旨を伝えられた時点で、既に原作利用許諾を得たという認識であった。これは、制作サイドが同年4月～6月上旬にかけて、小学館からも本件脚本家の脚本家起用の了承を得た上で本打ちを開始し、かかる本打ちに基づき作成された1～3話のプロットや1～2話の脚本案が小学館に送付され、これに対し、小学館を通じた本件原作者からの直し（戻し）を受ける等のラリーが既に行われたという事実、そのほか、この時期から主演俳優のダンスレッスンが始められていたといった事実とも整合的である。

3月のオンラインミーティングの時点では、本件原作者の上記のような「要望」は特に示されていなかったほか、その後4月以降に始まった原作サイドとのプロットや脚本に関するラリー、あるいは本件脚本家や出演者の選定に関するやり取りを通じて制作サイドが受けた印象は「思ったほど直しの指摘はなかった」・「順調に進行していた」（A氏）というものであった。このような状況下で2023年6月10日にD氏からA氏に対して上記「要望」が送付されたわけだが⁴⁰、このような時系列、及びD氏メール本文の「許諾の条件という

⁴⁰ そのほか、D氏によると、2023年4月から6月10日にかけて本件原作者ブログに書かれていたような事柄について、A氏・B氏に伝え、何度も協議したと述べているところである。

ほどではありませんが」という文言からして、制作サイドとしては、既に許諾を得て順調に制作が進められている⁴¹最中に、原作サイド（本件原作者）から今後の制作進行に関するリクエスト、あくまでも「お願い」を受け取ったという認識でしかなかった可能性が高い。

以上のことから、本件では、原作の上記「要望」が許諾の条件に等しいレベルの要望であったのか、それとも、単なる今後に向けた「お願い」だったのか、原作サイドと制作サイドの間で認識の齟齬が生じていた疑いが強い。このような認識のずれは、ドラマオリジナル部分に関する脚本制作に関し、スムーズで噛み合ったやり取りがまったくできなかった（その結果、本件原作者の不満が募った）原因になったと考えられる。

ii これまで通りのラリーによって制作を進めようとしたこと

上記「要望」に関する本件原作者との認識のずれの影響は、ドラマオリジナル部分に関する制作サイドと原作サイドとのやり取りの中で、徐々に表面化した（詳細は第3・認定された事実2(15)等参照）。

このようなやり取りの中で出てきた本件原作者の要望については、これまで通り、プロットを基にした双方のラリーの積み重ねによって着地点を探っていきたいと考えていたA氏の意向と大きくずれているものであった。

上記のような本件原作者の意向が伝えられる都度、A氏は本件脚本家が脚本を引き続き書くことを前提に、映像化にあたって改変は必ず生じること、原作サイドの提案をベースにするが、脚本制作に当たっては、尺、撮影、実写化するにあたり必要なこと、ドラマとしての1話ごとの盛り上げ、役者とのすり合わせなどが必要であり、本件原作者が絶対に譲れないところは別にして、オリジナル部分に関しても、これまでどおりすり合わせしていきたい、一言一句変えないということは無理である旨、C氏に対して伝え、同氏の限りにおいては一応の了承を得ていたことが認められる。そして、2023年9月30日、本件原作者のプロットをもとに、本件脚本家が作成し、制作サイドで調整した9,10話の脚本案を原作サイドに送った。A氏としては、これをもとに、従来と同様にラリーを積み上げていく予定であったと考えられる。

ところが、この脚本案にはC氏から、「原作者が書き下ろした8～10話は基本的に変更なしで使用して欲しいという話は本件脚本家に伝わっているのか」、「8話以降は今までと根本的に違い、ドラマとして必要な変更以外は基本的にしないほしい」、「セリフを少し変えるなど含め、脚本家の創作は入れな

⁴¹ この点、小学館の見解なども参考にすると、本件原作者と制作サイドとの間における2023年3月29日～6月上旬に至るまでのプロット・脚本に関するラリーは、原作サイドからすれば、正式な許諾を出す前の条件整理のために行ったあくまでも下準備として捉えていたようであった。

いで欲しい」といった、極めて強い抵抗感を滲ませる返事が来ることになった。

上記のとおり、原作者の「要望」(2023年6月10日)を踏まえて合意した内容の認識に齟齬があったが、それを解消できないまま上記の進め方をしたことによって、結果的に本件原作者の不信を招き、その後、原作サイドから、もはや「ロボットの脚本起こし」をお願いしたい、難しければ脚本家を変更して欲しい、という強い要望を受ける引き金になってしまったことは否定しがたい。

④ その他の事情

ア. 本件脚本家へのネガティブな指摘と制作サイドの対応について

制作サイドは、原作サイドから本件脚本家に対するネガティブな指摘が出る都度、脚本案やプロットは、本件脚本家を交えた制作サイド内での意見交換など協議を経て作成していることを説明し、本件原作者にも伝えて欲しいと要望していた。しかし、結果からみれば、本件原作者において、自らの意向にそぐわないプロットや脚本案は本件脚本家が主導・制作しているものとの印象を拭い去るには至らなかったといえる。

イ. 本件脚本家が本件原作者の指摘事項を直接読めないと述べていたことが本件原作者に伝わってしまったこと

本件原作者が制作サイドのプロット・脚本に対して付けたコメント⁴²を本件脚本家は当初そのまま読んでいたが⁴³、そのまま読むのは辛いと本件脚本家がA氏に対して述べ、そのことについてA氏が、2023年9月11日ころ、C氏限りで伝えたところ、C氏は本件原作者に当該事実を共有してしまったという出来事があった。かかる出来事の後に、本件原作者から制作サイドに届いたプロット・脚本に対するコメントの内容等からすると、かかる出来事も、本件原作者が本件脚本家個人に対して不信感を抱く原因となった可能性がある。

(3) 上記(1)・(2)が招いてしまった決定的なトラブルについて

① 原作サイドによる本件脚本家の降板要求

上述のとおり、ドラマオリジナル部分の制作進行に関し、原作者と制作サイドの間には、決定的に埋められない溝が生じたといえる。このような事態は、2023年

⁴² なお、この点に関して、C氏は、特別調査チームの質問に対し、「(本件原作者の意志内容を変えたことはないが)、本件原作者から、失礼な物言いになっている部分は表現を調整してくださいと言われていた」として、文言を調整していた旨回答している。

⁴³ 第3・認定された事実2(3)④のとおり、原作サイドとのやりとりをそのまま脚本家に伝えることは少なく、プロデューサーを介して脚本家を含めた制作サイドに伝えることが一般的のようである

10月21日のC氏からB氏へのメールに転載された本件原作者による言葉のとおり、本件脚本家の降板要求という形で発露することとなった(メールの詳細は第3・認定された事実2(15)⑥参照)。

上記メールを受けて、制作サイドは、この時点で本件原作者に9,10話の脚本を執筆してもらうことで本件脚本家を説得することに決めた。

その後、同年10月29日に本件原作者が執筆した9,10話の脚本がA氏に送信されたため、これを踏まえて、A氏と本件脚本家が打ち合わせをしたところ、本件脚本家は上記脚本で進めるのであれば、自身は降板する旨述べた。

なお、同年9月30日に本件脚本家制作の8~10話の脚本案が原作サイドに送付されてから、制作サイドと原作サイドは上記のほか、第3・認定された事実2(15)記載のとおりやり取りを重ねていたが、このやり取りのうち、本件脚本家の降板要求を受けていることや、本件原作者が9,10話の脚本を執筆するという話具体的なことについては、事柄の性質上、本件脚本家には共有されていなかった。そのため、本件脚本家からすれば、唐突に本件原作者による脚本案を見せられた恰好となり、驚愕したという⁴⁴。ヒアリングにおいて本件脚本家は、脚本降板はにわかには納得しがたいことであったが、本件原作者の強い意向であると聞かされたことや、これを受け入れないと本編放送及び二次利用についてもすべて差し止めると小学館から言われているので受け入れてほしいと懇願され、自分のせいで制作サイドに迷惑を掛けてはいけない、という思いで、やむを得ず降板することを受け入れたと説明している。

② 本件脚本家名のクレジット問題

ア. クレジット問題の発生及び日本テレビの対応

上記のとおり、2023年11月1日に本件脚本家の降板と、本件原作者による脚本案をもとに制作を進めていくことが事実上決定した。その後、本件脚本家から、その決定は受け入れるものの、9,10話のクレジット表示について、本件脚本家の名前を「脚本協力」あるいは「監修」等と入れて欲しいとの要望がなされた。しかし、これについては本件原作者から反対の声が上がった。制作サイドとしては、9,10話の脚本が交替になったとはいえ、8話まで一緒にやってきた脚本家である本件脚本家の当該要望には最大限応えたいとの考えを持っており、本件脚本家の意向を汲み、「協力」あるいは「監修」等のクレジットを入れられるよう、原作サイドと可能な限りの交渉、協議を行っていた。一方で、本件原作者の意向に沿わない形で事を進めると、最悪の場合、9,10話の放送を認めてもらえない

⁴⁴ なお、本件脚本家の視点では、2023年10月19日の時点で、A氏から、第9話4稿からの改訂脚本及び10話の再改訂プロットがこれなら本件原作者に見せてもよいとの小学館C氏の確認を受けたので、本件原作者に提案されることになったと報告を受け、そのフィードバックを待っていた。

のでは、というリスクにも向き合う必要があった。他方で、本件脚本家からは、1話から8話までの二次利用（配信やビデオグラム化などのこと）について、脚本家としての著作権を行使する可能性を示唆されたことで、状況はより深刻化した。こうして、日本テレビは、クレジット表記をめぐる、いわば原作者の意向と脚本家の意向の板挟み状態になってしまったのである（以下「クレジット問題」という）。

最終的に、日本テレビの判断のもと、原作サイド（本件原作者）の意向に沿う形でクレジット表示となり、日本テレビはこの最終決定を本件脚本家に伝えたが、本件脚本家はヒアリングにおいて、「クレジットに関しては日本テレビに決定権があるはずなのに、日本テレビは最後まで自分を守ってくれなかった」と感想を述べ⁴⁵、9, 10話を降板になったことよりも、このクレジット問題に関する日本テレビの最終判断に強い不満を持ったと説明している。かかるクレジット問題をきっかけに蓄積した本件脚本家の不満が、結果的に後の本件脚本家によるSNS投稿に繋がったといえる。なお、詳細な事実経過及び本件脚本家の心境等については、第3・認定された事実3参照。

イ. クレジット問題に関する反省点

無論、かかるクレジット問題が生じてしまった根本的な原因は、上述してきたような本件原作者と制作サイドとの制作進行の方法等に関する認識の齟齬や、本件ドラマ制作過程における原作サイドと制作サイドとのミスコミュニケーションの存在、そして、これによる本件原作者と制作サイドとの信頼関係の棄損にある。これがなければ、そもそも本件において脚本家の降板という事態にまで至っていない可能性は十分にあったであろう。

したがって、以下では、一定の関連性を認め得るその他の要因について言及を行うこととする。

- i 本件原作者との間で原作利用許諾にかかる契約書が締結されていなかったこと

本来、氏名表示権に基づく表記（今回でいえば、9, 10話の脚本執筆者が本件原作者であること）を除いては、ドラマに関与したスタッフについて、誰を

⁴⁵ 2023年12月6日、B氏とA氏で本件脚本家に直接会いに行き、「協力」でのクレジットの表記については小学館から拒絶されたこと、本件原作者が協 lựcクレジットに口を出す権利はないということは小学館もわかっていること、日本テレビとしても本当におかしいと思っており、戦いとしては放送を強行することもありうるが、それでは放送はできても、二次利用や配信は全部ストップしてしまうので、本件原作者の意向に応じざるを得ないということを伝えていた。協 lựcクレジットについては、本来日本テレビに決定権がある旨日本テレビ自身が説明していたにもかかわらず、結果として日本テレビが本件原作者の意向に沿った判断をしたことも、本件脚本家の「なぜ（日本テレビに）一緒に戦ってもらえないのか」という気持ちに繋がったと本件脚本家は説明している。

どこにどのようにクレジット表記するかは、制作者である日本テレビが判断、決定できる事項であるところ、問題はなぜそのような措置になったのかという点である。

この点、制作サイド及びライツ部門等の日本テレビの関係各所へのヒアリングによれば、制作現場が最終的に本件原作者の意向を優先した背景として、法務部門（ライツ部門の顧問弁護士であるP氏含む。）の見解が相当程度影響したことがうかがえた。すなわち、当時法務部門からは、本件原作者と原作利用許諾契約書が締結できていないことから、原作者の意向を無視した格好になれば、本件原作者から最終的な原作利用許諾は未締結であるとして、地上波放送（9, 10 話）の差し止めがなされる等のリスクは否定できないとの見解が示されていた。つまり、既に原作利用の許諾を得ているという認識・立場に立ちながらも、一方で原作利用許諾契約書が締結されていなかったことが足枷となり、必要以上にクレジット表示について原作サイド（本件原作者）に伺いを立てる方向に意識が向いてしまったのではないかと推察される⁴⁶。

ii 本件脚本家との間で脚本執筆にかかる契約書が締結されていなかったこと

2023年4月には、A氏は本件脚本家に本件ドラマの脚本執筆を依頼し、本件脚本家はこれを受諾した。そして、実際同月から本打ちを開始し、脚本・プロットの作成が始まっていた。

他方で、日本テレビは本件脚本家との間の脚本執筆にかかる契約書を、脚本・プロットの作成開始時点において、また、本件ドラマの放送終了後においても締結していなかった⁴⁷。

ここで日本テレビが雛形として通常使用している「脚本執筆委嘱契約書」を参照するに、これには下記の条項が記載されていた（条項中、甲は日本テレビ、乙は脚本家をいう。）。

- ・ 第4条（話数・放送時間の縮小・延長または本映画の放送中止）
 1. （省略）
 2. （省略）未完成脚本の取り扱い等については以下の通りとします。
 - (1) 甲は未完成脚本を加筆・修正し、完成した脚本に基づき本映画を製作し、この契約に定める利用を行うことができます。

⁴⁶ ただし、当時の状況からすれば、仮に原作利用許諾契約書が締結されていたとすれば、クレジット表示に関する日本テレビの要望について本件原作者が了承する可能性が高まったということまでは言えないであろう。

⁴⁷ 2023年8月23日付け「プロット・脚本発注書（局制）」がA氏から本件脚本家に交付され、本件脚本家は同発注書の署名欄に署名しているが、同発注書にはOA情報や1話あたりの脚本料等の発注概要が記されているのみであり、契約書に記載されるような詳細な条項は記載されていない。

(2) 前号の場合、脚本家の氏名表示については、未完成脚本の利用の程度に応じて甲が判断します。

・ 第9条（二次利用の権利）

甲……は、本映画および本脚本を二次利用……することができます。

（以下省略）

・ 第11条（著作者の表示等）

1. 甲は、本脚本の氏名表示について、本映画および台本において、要綱氏名表示のとおり表示を行います。
2. 前項のほか、乙……は、甲が本映画……を利用するに際して、甲および甲が本映画の利用を許諾した第三者に対して、著作者人格権を行使しないことに同意します。

本件脚本家との間で上記契約条項を含む契約書が締結できていた場合、クレジットに関する要望が聞き入れられなければ、1～8話の配信やビデオグラム化などを認めないとの主張に関し、契約書（上記第9条）に基づく、より説得的な対話を行うことができた可能性がある。そのほか、放送された9,10話について、仮に本件脚本家の関与が一定程度認められるとの立場に立ったとしても⁴⁸、著作者人格権不行使条項（上記第11条第2項）により、本件脚本家の氏名表示（クレジット）の主張を契約上予防できた可能性がある⁴⁹。また、本件脚本家は少なくとも放送された9,10話の脚本自体は執筆していないことから、日本テレビは、本件脚本家が降板前に執筆した途中稿等の創作物は「未完成脚本」（上記第4条第2項）に該当するとして、脚本家の氏名表示（クレジット）について、日本テレビに判断権があることを前提に丁寧な対話を試みる余地が生まれた可能性があった。

この点、日本テレビのライツ部門へのヒアリングによれば、本件脚本家との契約書締結が遅れた（できなかった）理由は、契約書案を作成して提示しようとしていたが、その頃にはすでにクレジット問題等で揉めており、契約書案を提示するような状況ではなかったと説明している。また、脚本料さえ決まっていれば契約書の作成は可能であるが、放送終了後に契約書を締結することが通常となってしまうといったことであった。

しかしながら、前述のとおり、2023年4月時点で脚本・プロットの作成が

⁴⁸ 本件脚本家は、9,10話の脚本は1～8話までの脚本に基づいて創作されており、9,10話についても原著作権者に当たるとの主張や、9話は5稿まで、10話は4稿まで実際に執筆している、本件原作者が執筆した9,10話の脚本の中には自分のアイデアが含まれている、といった主張を行っていた。

⁴⁹ 実際、本件脚本家からA氏・B氏に対して、相談した弁護士の見解として、本件では著作者人格権不行使特約が規定された契約書を締結されていないため、著作者人格権に基づき9,10話についても氏名表示を主張する旨の見解が伝えられていた。

始まっていたこと、発注書が交付された2023年8月頃には脚本料も決まっていたこと、本件脚本家に示す予定であった「脚本執筆委嘱契約書」は日本テレビが雛形として通常使用しているものであったこと等からすれば、遅くとも本件ドラマクランクインの前後である2023年8月～9月頃には、本件脚本家との間で脚本執筆にかかる契約書を締結することは可能であったといえるだろう。

ウ. 小 括

以上のとおり、クレジット問題が生じてしまった根本的な原因は、本件原作者と制作サイドとの制作進行の方法等に関する認識の齟齬や、本件ドラマ制作過程における原作サイドと制作サイドとのミスコミュニケーションの存在、そして、これによる本件原作者と制作サイドとの信頼関係の棄損にある。また、本件原作者及び本件脚本家のいずれとも契約書が締結できていなかったことは、日本テレビの立ち位置を難しくした原因の一つとなったことは否定できない。そして、結果的に本件原作者の意向を優先させたことによって、特に本件脚本家の不満を募らせる結果となってしまった。仮に、本件脚本家の意向を優先し、本件脚本家の「脚本協力」等のクレジット表示をすれば、本件脚本家のSNS投稿自体を防げた可能性はあるものの、その場合、本件原作者による放送や二次利用の差し止め等別の問題が起きた可能性は否定できず、もはやこの時点においては、対処が極めて困難な状況になっていたと言わざるを得ない。

③ 本件脚本家及び本件原作者の SNS 等への投稿

ア. 本件脚本家、本件原作者の SNS 等への投稿

- A) 2023年12月24日、本件脚本家による1回目のインスタグラムへの投稿
- B) 2023年12月28日、本件脚本家による2回目のインスタグラムへの投稿
- C) 2024年1月26日、本件原作者によるブログ・Xへの投稿

(以上の内容は、第3・認定された事実4(1)①、(2)①記載のとおり)。

イ. 上記投稿の経緯

i 本件脚本家の A) 及び B) の投稿について

本件脚本家は、体調不良やスランプによって脚本執筆ができずに迷惑をかけたわけではないことを明らかにする必要があると思ったこと、また、多数の視聴者が自身が9,10話の脚本執筆をしたものと誤解しておりその誤解を解く必要があると考えたことから上記投稿 A) B) を行ったと述べている(第3・認

定された事実4(1)②記載のとおり)。また、上記本件脚本家名のクレジット問題に関する日本テレビの対応は容認できないと考えていたこと（上記「本件脚本家名のクレジット問題」参照）、当時は精神的にもかなり疲弊していたことも投稿の理由であったという。

上記に加えて、本件脚本家は、本件原作者が9,10話の脚本を書くことになったことにも不満を覚えていた⁵⁰。

ii 本件原作者の投稿C) について

小学館（C氏、D氏）の書面回答によれば、本件原作者は、最終的には自身の意向に沿うドラマ作品が作られたと思っていたところ、上記A) B)の投稿により、“原作者のわがままで脚本家が辛い経験をした”という誤った情報が一方的に広められている状況であると認識し、何かしら反論せざるを得ない状況に追い込まれていると感じた。また、関係者のヒアリングによれば、本件原作者は、1話から8話までは、自身が何度も大変な思いをして修正した、にもかかわらず評判が良かったのが脚本家の手柄にされ、9,10話が駄作と言われて自分のせいとなるのが許せないとの気持ちも持っていたという。本件原作者は、上記のような心境で、9,10話の脚本を書かざるを得ないと判断するに至った経緯や事情を説明するべきであると考え、投稿を行ったものと推察される。

ウ. 日本テレビが上記投稿を止めるよう要求できなかった理由と評価について
日本テレビは、上記投稿に関して、概ね以下の対応を行った。

B氏は、2023年12月6日、本件脚本家と面会した際、本件脚本家から、事の経緯についてSNSに投稿することを示唆され、SNS等で制作の裏側を書くのは適切ではないと思ったが、本件脚本家個人のSNSにおける投稿については個人の表現の自由もあり、日本テレビが無理に投稿を制限することはリスクがあると考え、当該投稿を止めるよう依頼することはしなかった。また、上記A) B)の投稿がなされた後も、日本テレビは、法務部門（ライツ部門の顧問弁護士であるP氏含む。）なども交えた検討の結果、あくまでも個人の投稿に対して、日本テレビが削除を求める法的根拠は乏しいのではないかと、また、削除要請をすることが表現の自由の侵害である旨の主張等がなされるリスクもあり、本件脚本家に対して投稿の削除を申し入れることはできないと考えた⁵¹。本件の事実経過を踏ま

⁵⁰ 本件脚本家には、当初から1話から10話までの脚本を執筆するように依頼していた。

⁵¹ 上記A)の投稿がなされた後、D氏はB氏に対し抗議し、直ちに本件脚本家に当該SNSを取り下げるよう要請を行う等、日本テレビとして対応してほしい旨伝えた。しかしながら、日本テレビとして本件脚本家の投稿の削除を求めたり、公式のコメントを出すといった方法については、日本

えると、この時点に限っては、このようなB氏や日本テレビの判断についてはやむを得ない側面もあり、決して不合理であるとまではいえない。

この点、本件脚本家が9,10話の執筆をしておらず本件原作者がその執筆をしたことは公然の事実ではあるものの、脚本執筆委嘱契約書には、当事者間における秘密保持にかかる条項が設けられており、制作途上の関係者とのやり取りの公表については、これに違反するとも考えられる。そのため、形式論でいえば、この契約書が締結されていれば、本件脚本家の投稿 A) B) を事前にやめるよう要請し、また投稿後もすみやかに削除を求めるなどの行動が取れた可能性はあったといえる。

しかしながら、現実論として見た場合、本件が辿った経緯、そして、上記 SNS 投稿がなされた当時の本件脚本家の心情に鑑みると、たとえ契約書が締結されていたとしても、これが本件脚本家の SNS 投稿の抑止力として適切に機能したかは疑問符が付くといえるだろう。本件脚本家もヒアリングにおいて自らの投稿は軽率だったと振り返っているように、本件脚本家が、契約によって禁じられていないという認識・判断のもとで上記投稿を行ったとは考えにくいためである。

したがって、契約書が締結されていれば、本件脚本家が本件 SNS 投稿を行う可能性を一定程度減殺できた可能性がないとはいえないものの、現実的には、その効果は極めて限定的なものにとどまっていたであろうことが推認される。結論としては、このような事態に至る前、つまり、9,10話の脚本制作問題や脚本家名クレジット問題の発生を防ぐべきであったと考える。

(4) 日本テレビの制作体制等に関する問題意識

上記の検証に加え、以下では、ドラマの製作責任を持つ日本テレビにおいて、このような状況に至ることを防ぐ組織的な取り組みが足りていたのかどうかを検証する。

① 制作期間について

本件ドラマの放送期は10月期となることが決まり、その結果、初回放送までの制作期間は、2023年3月末頃から10月22日（初回放送日）の約6か月程度ということになった。

ヒアリングによれば、本件ドラマの制作スケジュールは、日本テレビにおける他のドラマ制作と比較して、特段スケジュールが短かったということはなかったが、他方で、本件ドラマは未完の原作モノであり、終盤に掛けてはドラマオリジナル部

テレビが公に反応を示すことでかえって騒動が拡大する可能性が高いなどの判断により見送られた。なお、この際の詳細な事実経過及び各関係者の心境等については、第3・認定された事実4(1)③参照。

分を準備する必要があったこと、そして、原作サイドの感触も当初から自由に作ってよいというものではなく、一定のこだわりがあることが予測されていた状況でもあった。そうだとすれば、放送期の決定に当たっては、こうした事情を踏まえつつ、通常よりも余裕をもった制作期間を確保するなど、一定の配慮を向けるべきであったように思われる⁵²。しかし、今回放送期を決定する上で、そのような事情を日本テレビとして具体的かつ丁寧に検討した形跡は確認できなかった。

間近に放送日（締切り）が迫り、後戻りが出来ない状況の中では、何か問題が発生したときの対処が非常に困難になるが、今回、制作サイドに本件原作者や本件脚本家を含む、本件ドラマの関係者の意見・意向を丁寧に拾い、より納得感のある差配をじっくり検討・実施する時間的余裕があったかどうかは、やはり疑問がないとはいえない。

後述の社内アンケート結果によれば、回答したプロデューサーの約 75%が制作の準備期間が足りないことが多いと回答し、また、制作準備期間の不足により、現場の労働環境悪化や予算管理不能、クオリティや人間関係への悪影響があるとの声が上がっていることが分かった。こうした現場の声を踏まえても、やはり今回の制作期間が適切であったかどうかは、一考の余地があるといえよう。

② ドラマ班及び制作チームの体制の問題

今回のドラマの局プロデューサーは一人であった⁵³が、いわゆるゴールデン・プライム帯（19～23 時）のドラマのメインプロデューサーを担当するのは初めてで、経験が豊富というわけではなかった。どの程度の経験を持つ人間に、どのような仕事を振るかという事柄は、様々な事情を総合的に考慮して、日本テレビが判断すべきことであるところ、当時ドラマ班では、できる限り若手にチャンスを与えるという方針を取っていたこともあり、そのような差配となったという。このように若手にチャンスを与えるという方針を取る上では、一方で経験不足からくる様々な問題が起きうることも想定し、これをカバーするためのフォローアップ体制を整えておくことが重要となる。その責任は日本テレビにあるところ、このような視点で本件を振り返った場合、そのフォローアップ体制には指摘すべき点があった。

ア. 他のプロデューサーによるフォロー体制

今回、制作担当のプロデューサーを直接フォローする立場にいたのはチーフ

⁵² 調査チームに対し C 氏は、本件原作者の原作への想いの強さ、未完の作品なので最終話付近の制作がセンシティブになることを考え、2024 年 1 月期を希望した旨回答している。

⁵³ チーフプロデューサー職は、先々の企画の調整やキャスティング作業を行うなど複数のドラマに同時進行で関わっている。そのため、制作体制の大枠が決まると、チーフプロデューサーが制作現場に直接関与する機会は徐々に少なくなる。日本テレビ内に 3 名おり、チーフプロデューサーによって担当する曜日枠が明確に決まっているわけではない。本件でもチーフプロデューサーは本件ドラマ以外に複数のドラマを抱えており、基本的なことはメインのプロデューサーに任せていた。

プロデューサーであったが、チーフプロデューサーは直前の7月期のドラマも担当しており、少なくとも9月頃まで、本件ドラマと同時並行でその任に当たっていた。制度上、チーフプロデューサーは複数のドラマを掛け持ちして担当することが当初から想定されているものの、当該7月期のドラマは本件ドラマと同様に別の若手のプロデューサーが一人で担当しており、また制作過程でチーフプロデューサーの対応が必要な問題が発生していたことから、チーフプロデューサーは相当程度7月期ドラマへの対応にも意識を割かなければいけない状況であった。そのため、本件ドラマに関して十分にプロデューサーをフォローできる体制にあったかどうかは疑問が残る。

また、チーフプロデューサーはどうしても他の作品との掛け持ちになることから、作品専従のプロデューサーをサポートで付けるという選択肢もあり得たが、こうした措置は取られなかった。経験の浅いプロデューサーを起用する以上、関係各所との利害調整やリスク管理という側面において、このような判断が適切であったといえるかは、やはり議論の余地があろう。

イ. 他のスタッフによるフォロー体制

本件ドラマの制作スタッフに関しては、若手のプロデューサーをフォローする役割も兼ねて、監督を始め、ベテランで経験豊富な人材が起用されていた。しかし、制作スタッフはクランクインが迫ると基本的に現場から離れられなくなるという制約がある。また、今回のトラブルに関しては、本件原作者や出版社との向き合い、あるいはクレジットやSNSなどといった、本来的に現場制作スタッフ（監督など）の業務とは離れたところで生じたものであったことから、これらの問題に限って言えば、日本テレビが想定していたようなベテランによるサポートという効果はあまり得られなかったといえる。

③ 情報共有やノウハウの伝承・教育に関する問題

どの組織においても、リスクを想定した適切な差配を行うため、あるいは個別の事案に対応する選択肢を準備しておくため、各自の知見や過去のトラブル事例などの検証・共有が重要なことはいうまでもない。この点に関し、日本テレビドラマ班における状況を調査したところ、日本テレビドラマ班では、リスク・トラブル事例を共有化するためのシステムや、そのための研修を開催するなどの事前予防的な対策は取られていなかった。その結果、こうした情報については、基本的には人づてに聞くという手段しかなく、そのため、各人における情報・知見の蓄積に偏りが生じてしまいがちな状況にあった。

一つとして同じ作品、現場はないと言われるドラマ制作に関しては、様々な事情を適切に捌く力を養う上で、いわゆるオンザジョブトレーニング（OJT）による育

成が重要であることは異論がないところであるが、他方で、これに頼り過ぎると、属人的でバランスを欠いた人材育成に繋がってしまうおそれがある。この点に関しては、日本テレビドラマ班、ひいては日本テレビとして、より踏み込んだ検証と実践が必要であろう。

(5) その他（本件ドラマは原作者の意向にそぐわないものであったか）

この点について本件原作者は、「漫画とドラマは見せ方が違って当然なので、本来なら、ドラマはドラマのアレンジを加えてより良い物にして頂くのが 1 番と承知しております…（略）」（2023 年 6 月 11 日 C 氏から A 氏へのメール内の本件原作者の意見とされる箇所）、「漫画とドラマは媒体が違うので、本当はドラマ用に上手にアレンジして頂くのがベストだって事は、私も良く理解してるんですよ。（中略）私だって全とお任せして「ああなるほどそうくるのか！面白い！」と思える脚本が読めるなら、それが一番楽し嬉しいです。」（2023 年 9 月 11 日、C 氏から本件原作者の意見として A 氏に送付されてきた Word 文書より。）等と書面に記載していることから、ドラマ化に当たって改変がなされること自体は理解していた様子がうかがえる。実際、小学館（C 氏）によれば、メディア化経験豊富な本件原作者はドラマ化に当たって一定の改変が生じることは認識しており、自分の意思に沿う改変なら OK だと常々述べていたとのことである。

以上から、原作から一定の改変が生じること、ないし改変の提案を受けること自体は本件原作者の想定範囲内であったといえるであろう。実際、制作された脚本については、すべて原作サイドの了解が得られていたものであったし、さらに、小学館の「原作者である先生にご納得いただけるまで脚本を修正していただき、ご意向が反映された内容で放送されたものがドラマ版『セクシー田中さん』です」（2024 年 2 月 8 日付けプレスリリース「本件原作者のご逝去に際して」より）との受け止めや、「素敵なドラマ作品にして頂いた、素晴らしいキャストの皆さんや、ドラマの制作スタッフの皆様と、「セクシー田中さん」の漫画とドラマを愛して下さった読者と視聴者の皆様に深く感謝いたします」といった原作者の言葉が端的に示すように、今回のドラマ制作においては、最終的な脚本は全て本件原作者の意向が反映されたものであったと当調査チームでは考えている。

その意味で、今回の問題は、制作・放送された本件ドラマの内容がどうであったか、というのではなく、その具体的な制作過程の中で、日本テレビの対応に振り返るべき点があったかどうか、という点にあることを改めて述べておくものである。

3 総括

(1) 本件の状況まとめ

以上を踏まえ、本件の状況を時系列的に分かりやすく総括すれば、以下のようにまとめることができる。

- ① 最初に原作サイドと制作サイドで、脚本制作の進め方、とりわけドラマオリジナル部分の制作手法に関する原作サイドからの「要望」について大きな認識の齟齬が生じ、これが解消されないままプロット・脚本案のラリーが続けられたこと、また、制作途中でリメイクの発生などのトラブルが発生したことなどにより、制作サイドが考えるよりも、原作者の不満が急速に蓄積していった。
- ② このような蓄積された不満が、本件脚本家を含む制作サイドへの不信に繋がってしまい、その結果、やむを得ず原作者としての権利にも言及しながら本件脚本家を降板させる、またクレジットについても、日本テレビの要望を受け付けないという事態を引き起こした。そして、これらの求めに対し、最終話までの放送を守りたい日本テレビとしては、本件原作者の意向に従うという選択をせざるを得なかった。
- ③ 一方、このような日本テレビの判断に対して本件脚本家は不満を持ち、特にクレジットに関しては、ここで自分が折れてしまうとすべての脚本家の尊厳に係わるという危機感を持つに至った。そのため、自分が9, 10話の脚本を書いている事実を周知する趣旨も合わせて、インスタグラムで投稿を行った。
- ④ 本件脚本家の投稿に対して、日本テレビは、さらなる騒動の拡大を避けるため、また、脚本家個人の SNS 投稿を取り下げるよう求めることは法的に難しいのではないかという法務見解もあったため、削除を求める、公式コメントを出すなどの対応はしなかった。
- ⑤ 本件原作者は作品の出来自体には満足している様子が見られたが、本件脚本家の SNS 投稿を目にしたことにより、事の経緯と自分の立場を説明する必要があると感じ、ブログと X に投稿した。これがインターネット上で大きく取り上げられ、賛否両論を含む様々な意見が飛び交う事態に発展した。

(2) 日本テレビが本件を振り返る上で重要な視点について

本件の分析は以上に述べたとおりであり、このような流れになったことにつき、制作サイドの個々の判断にも、またこうした個々の判断の土台となった日本テレビの制作体制にも、振り返って見つめ直すべきポイントがあった。これらの視点は、本件の分析・検証に続く今後に向けた提言を考案する上で重要な指針とすべきものだと

思料される。この点、ドラマ班を含むエンタメ番組制作の責任者である日本テレビのコンテンツ制作局の幹部G氏は、「ドラマという専門性が高い分野に常に遠慮があった」、「人材育成や制作状況などにもっと気を配り、管理するべきであった」とした上で、「今回ゴールデン・プライム帯のメインプロデューサーを一人で担当させることが決まったとき、上長として、サポート体制を整えるよう的確に指示をするべきであった」、「プロデューサーが追い込まれている状況を把握できなかった自身にも責任があった」と振り返っているように、これは決して個人の問題ではなく、日本テレビという組織全体のこととして向き合うべき課題であると当調査チームは考えている。

最後に、今回の直接的な原因とまではいえないが、本件を通じて浮かび上がった小学館と日本テレビの根本的な立場や考え方の違いについても指摘しておきたい。

それは「原作」という作品に対して向ける視点の違いである。

いうまでもなく、日本テレビは、著作権者にあたる原作者（ライセンサー）から、原作の利用許諾を得た上で、新たにドラマを制作・放送するライセンシーという立場である。もっとも、そうではあるものの、今回当調査のヒアリング等を通じ、制作サイドにおいては、原作を映像化するという作業の中で、原作を何ら改変しないことは基本的にないという考え方が標準的であることや、原作をもとに、どのようなエッセンスを加えれば、より視聴者の興味を惹きつけるドラマにできるか、という考えを少なからず持って企画・制作に当たっているということが分かった。これは、ドラマという映像コンテンツはあくまでもテレビ局の作品であるという考え方が根底にあるものと思われる。

この点に関して、小学館S氏は当調査チームの質問に対して、あくまで個人の見解とした上で「ドラマ制作という一面だけを見れば、作家の先生や担当編集部、担当編集者はテレビドラマの制作者あるいは制作協力者ではない。作家の先生、担当編集部、担当編集者は、利用許諾者（ライセンサー）であり、監修者であるから、制作者側（ライセンシー）と必要以上に相互理解を深める必要はない」、「ドラマ制作者の意図や思いといったものは、作家の先生がそれらを受容可能か否かで判断されるべきことであり、双方協議の上、落としどころを調整するようなものでない」、「貴社に限らず、ドラマ制作者側は、ドラマ制作にあたり原作作品を改変するのが当然で、原作作品の設定やフォーマットだけ利用して、ドラマの内容は制作側が自由に改変できると考えているように見受けられた例が多数ある。…ドラマ制作者側のそういった意識の改革が必要」、「原作を利用する以上、必要最低限の改変とすべきだということをドラマ制作者側が認識すべき」といった回答をしている。

このS氏の回答は、小学館の会社としての立場を説明しているものではないが、中にはこうした考えもあるということを制作サイドが理解して制作に当たっていたといえるかどうか、これも本件において振り返るべき重要なポイントではないだろうか。原作をもとに、ドラマとしてより面白いものを作りたいという考え方自体は、ド

ドラマ制作者として確かに間違いではないかも知れない。しかし、仮にそのような思いが、原作者・出版社の方でも当然のこととして、誰もが例外なく受け入れている、あるいは受け入れるべきであるという認識が制作者にあるとすれば、そのことについては、今一度見つめ直す必要があるように思われる。

いずれにしても、各関係者それぞれの立場に配慮しながら、基本的には原作及び原作者、そして脚本家に対するリスペクトを忘れず、より一層丁寧な企画・制作を行っていくべきであり、本調査によって明らかになった状況を踏まえ、そのための実務フローの見直しや組織的な体制作りを進めていくことが極めて重要である。このような取り組みが、すべての原作者や脚本家、番組制作者などがより安心して制作に取り組める体制を構築する、という本調査の目的とも合致した、あるべき将来のドラマ制作の出発点となろう。

(参考) ドラマ化に際して原作からの変更点が生じる理由について

ドラマ化に際してストーリー、エピソードの順番、セリフ、キャラクター等に変更点が生じる(以下、「改変」という。)主な理由として、以下のものがある。

i	放送尺と原作の分量との兼ね合い
	放送尺(本件ドラマでは1回約60分×10話)に対して、原作の分量が少ない場合、ドラマオリジナルエピソードを追加する必要性が生じる。 放送尺に対して原作の分量が多い場合、原作のエピソードからいくつかを削除する必要性が生じる。
ii	1話を構成するうえでの兼ね合い
	ドラマという媒体の都合から、各話を1話の時間(本件ドラマでは約60分)に収める必要がある。そのため、原作の内容をドラマ1話分に丁度よく構成する必要があり、また、各話で起承転結、後半にクライマックスシーンを設けたい等の構成上の理由によって、エピソードの入れ替え、シーンの追加などの必要性が生じる場合がある。また、セリフの追加や削除等によって時間の調整が行われる場合がある ⁵⁴ 。
iii	予算の問題
	限られた予算では、大規模な撮影が難しく、美術セットを多くは作れない。こうした場合には、原作とは場所の設定を変更するなどして撮影が行われることがある ⁵⁵ 。
iv	出演者のスケジュール
	人気がある出演者が多数出演すると、なかなか全員のスケジュールがそろいづらい。そんな中、撮影がスムーズに進むように、出演シーンの場所を変更したり、出演シーンの増減をおこなうことがある。

⁵⁴ 例として、本件ドラマでは、笙野と小西の勤務先を同じ商社にして効率良く撮影が行われている。原作では笙野は銀行、小西は広告代理店であるが、この点は勤務先を商社に揃える旨の提案が制作サイドからなされ、本件原作者はこれについて承諾している。

⁵⁵ 第6話では、予算の関係で進吾及び小西が2人で飲む店をサバランに変更したい旨の提案が制作サイドからなされたが、本件原作者は、「予算の関係で、進吾&小西が2人で飲む店をサバランに変えたい件は、絶対NGです」と指摘したため、2人が飲む店をサバランに変更するという提案は実行されていない。

v	<p>コンプライアンスやスポンサーへの配慮</p> <p>地上波では、残虐なシーン・過激な性表現等に配慮が必要なため、原作のシーンやセリフのカットや変更等が必要になる場合がある⁵⁶。</p> <p>また、放送枠の提供スポンサーや出演者が契約している企業の商品・サービスに競合する、あるいはマイナスイメージを与える表現・演出は避ける場合がある。</p>
vi	<p>より面白くしようとするための改変</p> <p>上記とは別に、ドラマをより面白くしようという観点から、ストーリー、キャラクター、セリフの改変を行う場合がある。なお、改変の中には、上記の要素を複合的に持つものも少なくない。例えば、各回の見せ場を作るために改変を行うものは、上記 ii と vi の要素を併せ持っている。</p>

⁵⁶ 本件ドラマでは、第3話において、原作では朱里が「アフターピル飲んだ方がいいかも・・・」と発言する箇所があるが、制作再度が作成した当初のプロットでは上記セリフが削除されていた。制作サイドは、日曜午後10時30分という放送時間帯を考慮すると、アフターピルというセリフは好ましくないのではないかと判断して、上記削除をおこなった。これに対しては、本件原作者が原作通りのセリフを希望したため、上記改変は実行されず、最終的には原作に準拠したセリフになっている。

第5 今後へ向けた提言

第4を踏まえ、今後、漫画や小説を原作としてドラマを制作するにあたり、全ての原作者、脚本家、番組制作者等が、より一層安心して制作に臨める体制を構築するため、業務フローや体制を見直し、これを実行していく必要がある。当調査チームとして以下、提言する。

1 原作者や脚本家等との信頼関係を構築するための方策

(1) 原作の改変について相互理解を図る

漫画や小説を原作とするドラマ制作にあたっては、原作と同じ設定や画角で、同じセリフを話せば成立するものではない。役者が演じることで感情表現の見せ方も原作と同じにはならず、たとえ原作と同じセリフを言ったとしても、読者が想像するイメージと実際に役者が話すものとは読者、視聴者の受け取り方はおのずと異なる。したがって、ドラマ化するための演出の都合等によって、改変が必要となってくる。事実、ドラマ制作関係者へのヒアリングでも「映像もあるし、俳優のセリフもあるから、コミックとドラマは構成が違う。原作通りにはいかない」（元フジテレビドラマプロデューサー）との意見が出ている。一方、小学館関係者は「原作者である作家には、色々なタイプの人がいる。対面だと委縮して言いたいことが言えなくなってしまう人もいる。改変を気にしない作家もいる。本件原作者も、自分の意思に沿う改変ならOKと常々言っていた。つまり、『原作者の意思』が最優先事項」と述べている。このため、改変について制作サイドの考えを丁寧に原作サイドに伝え、理解を得る必要があるといえる。

(2) ドラマ化にあたっての思いの事前説明

制作・放送過程において、関係者の認識の齟齬やミスコミュニケーションを防ぐ第一歩は、制作サイドの思いを原作サイド、とりわけ原作者本人にできるだけ正確に伝えることである。当調査チームのヒアリングでも「自分がちゃんと作品に惚れこみ、心から映像化したいということをわかってもらう必要がある」（元テレビ東京ドラマプロデューサー）との指摘もあった。

日本テレビでは今後、制作者が原作に対する世界観を理解し、その上でドラマの構成・演出を考えていることを原作サイドに理解してもらうため、なるべく早いタイミングで、企画書の他に、映像化するに際しての全体構成案・演出などが書かれた「相談書」を作成し、企画書に添付するなどして原作サイドに示すことが望ましい。原作サイドとの交渉時期やその交渉内容によって「相談書」に記される内容は様々であるが、その時点における制作サイドの考えを最大限書面化し、段階に応じ交渉を重ねブラッシュアップすることもありうる。「相談書」を提示する際は、漫画や小説を映像

化（ドラマ化）するという点において、少なからず改変が生じるということとその内容を丁寧に説明し、原作者の作品の根幹と制作サイドの認識の乖離をできるだけなくすとともに、プロデューサー、監督、脚本家だけでなく、アシスタントプロデューサー、助監督等、ドラマ制作関係者が同じ意識を持ってドラマ制作にあたるよう提言する。

「相談書」ではドラマ化にあたって番組責任者が原作の世界観を分析し研究し、どれだけ原作を理解したかを詳細に説明した上で、映像化されたものが魅力的な作品となることをより具体的に解説する。原作の世界観、アピールポイント、人物像などについて、「相談書」を読むことで、原作サイドが映像化についてイメージし共感できるものとする。記載する内容の例として下記のような点が挙げられる。あくまで一例でありこの限りではない。

- ・ ドラマ化にあたってのテーマ
- ・ 原作をどう理解しているか、魅力的なポイント、共鳴した点、他作品と異なる点
- ・ その時点で想定する全話の構成（特に作品が未完の場合はできるだけオリジナル部分について原作者サイドとイメージが共有できるようにする）
- ・ 原作を映像化する上で必要と考える改変、改変を必要とする詳細な理由
- ・ 世界観の説明（どういう雰囲気か、衣装のイメージ、美術イメージ、年代、会話のイメージなど）
- ・ 主なキャラクターのイメージ

制作サイドは、ドラマ化の承諾を得るときに速やかに「相談書」を持って、原作サイドとの初回の打ち合わせに臨むこととする。当該打合せに原作者が出席していない場合は、必ず「相談書」を出版社などから原作者ご本人に渡していただき、原作者と制作サイドにおいてドラマ化のイメージを共有する必要がある。

(3) 原作者と制作担当者との直接面談を要請

本件ドラマ制作をめぐっては、個別の改変ポイントに対する説明の仕方、原作サイドとの意見の相異点が生じた際の対応など、原作者と制作サイドとの信頼関係の構築に課題があったと分析した。ドラマ制作においては、原作者と制作サイドとの間に出版社が入ることで、お互いの意図が正確に伝わらないことも考えうる。当調査チームのヒアリングでは「完結していない原作をドラマ化する際、トラブルを防ぐためには、原作者がその作品でやりたいことを理解して大事にすること。そのために原作者に会うのが重要」（日本テレビプロデューサー）、「プロデューサー、出版社の編集担当、原作者が対面で議論するのがいいドラマを作る秘訣」（元 TBS ドラマプロデューサー）、「原作者とはなるべく会った上で、出版社も含めていい距離感を保てる関係が

取れるのが形としてはいい」(元日本テレビドラマプロデューサー)との意見があった。一方で、『原作者と会うこと』がルールになると、それがプレッシャーになる原作者もいる。誰とも会いたくない人もいる。そこで、まずは制作側から『膝を突き合わせてお話ししたいのですがいかがですか』と申し出ることは基本としてあっていい」(漫画家・里中満智子氏)、「最初や途中で原作者とミーティングすること、ずれが生じた場合には編集者が入ってもいいから直接話す機会をもらえませんかという話をすること、会えるかどうかは別として申し出ることが大切。私は過去にドラマ制作のコアメンバーとLINEグループをつくり、グループには出版社担当者も入れ、LINEで直接相談を受けた」(漫画家・東村アキコ氏)との声も聞かれた。

これらの意見を踏まえ、以下を原則とするよう提言する。

- A) 制作サイドは出版社の理解と協力を得ながら、できるだけ早い段階で原作者に直接会うことを要請する。
- B) その場には、CPとPが参加することを原則として、「相談書」に書かれた内容を、直接伝えた上で、原作者のご意見、ご質問、ご要望や譲れない点などをお聞きする。
- C) その後、各話について具体的に進める際も、改変や演出の意図は、書面等で文書化したものを原作サイドへ送付し、丁寧に説明し原作者へ正確に伝わるようにする。
- D) さらに重要な局面では、その都度原作者に直接面会する機会を作る努力をする。
- E) ただし、原作者が面会を望まない場合は、面会を強要しない。また、出版社の意向も尊重し、最善の方法を双方で協議する。
- F) 原作者と直接会えない場合も、オンラインミーティングやメールなどあらゆる手段を尽くし、直接コミュニケーションを図る努力を惜しまない。

ここで作品のテーマや魅力的だと思うポイント、全体の話の流れ、キャラクターのイメージなどその時点で説明しうるドラマの世界観について原作サイドに説明し、原作者に、制作者が原作をどれほど愛しているのか理解してもらい、「この人ならドラマ化を任せられる」と思ってもらうことが重要である。また、こちらから一方的に説明するだけでなく、登場人物の裏設定や原作に書かれていないテーマが、制作サイドの理解の他にあるかなどを原作者に聞くことが必要と考える。

ヒアリングでも、「その作品が好きだから、別の味わい方をさせたいという意欲があって映像化すること、それが最低条件だと思う」(里中満智子氏)、「すべては原作にあるので、何度も何度も読む。その上で改変することが見えてくるし、原作者とドラマ制作者がお互い納得いくまでやり直すことが大切」(日本テレビプロデューサー)との意見がある。特に原作にないキャラクターを登場させる場合や、原作にないスト

一り展開を考えている場合は、より丁寧に説明し、原作者に理解してもらうことが不可欠だ。こうした話し合いの場には、見解の齟齬を最小限にするため、原作サイド、制作サイド双方が複数参加することとする。この場で話し合われたことは、議事録として残す。原作者が最初の話し合いに参加できない場合は、出版社等を通して必ず原作者本人に「相談書」の内容を伝え、理解を得られたことを、確認の履歴が残るメールなどの形で出版社側に確認する。その際、制作の開始時期についても、出版社側に確認する。合意が得られない場合は、作品を諦めることも視野に入れることを提言する。

なお、ドラマ化の条件を超える想定外の事態が起きた場合は、経験豊富なプロデューサーや上長に客観的な視点でアドバイスを即座に求め、必要に応じたジャッジを得る。事態の内容によっては、放送継続に係る判断を要する場合もある。

(4) 脚本家との向き合い

漫画や小説を原作に脚本を執筆した経験がある脚本家へのヒアリングでは「事前に原作者にこういう方向でこういう理由でこう変えたいということを予め丁寧に説明することが必要」との指摘がある。そのため、面会時、制作サイドに脚本家が同席していない場合は、原作者の意向を速やかに脚本家と共有し、脚本家の理解を得ることが重要である。特にオリジナルの部分については、キャラクターや世界観にブレが生じないように、原作者が望まない、やってほしくないポイントを細かく脚本家の執筆前に共有し理解を得ることを重ねて行う。執筆中も原作者の要望はスピード感をもって共有することが必要である。脚本家はクリエイターであり、その尊厳は尊重されるべきである。同時に原作の改変において、最終的な責任は脚本家ではなく日本テレビ側にある。

(5) 撮影前に最終話までの構成案を用意

原作者と制作サイドで齟齬が生まれない最も有効な手段は、撮影前に最終回までの台本が完成していることである。そうすることで、原作者は映像化にあたり、制作サイドが描こうとしている全体像を正確に知ることができる。また、制作サイドも原作者が合意した台本に基づいて演出できるため、双方の納得感が得られることになる。ヒアリングでも「最終話まで脚本を作って撮影に臨んだ方が役者も安心ではないか」（日本テレビ制作幹部）、「早めの企画決定やプロット作成、準備期間を設けることは重要」（日本テレビプロデューサー）等の声があがっている。近年、ドラマはリアルタイムで視聴されることに加えて、事後に配信で見られることも少なくない。視聴者の生の反応を見てドラマの構成を変えていった時代は変わりつつある。

それゆえ原作のドラマ化にあたっては、最終話までの全体の流れが理解できるような構成案を原作サイドと合意の上で、撮影に臨むことを提案する。特に連載中の作

品は、完結するまで待つことが望ましいが、ドラマ化する場合は、最終回までの構成案を完成させ、原作にはないオリジナル部分の内容を明確にすることが望ましい。

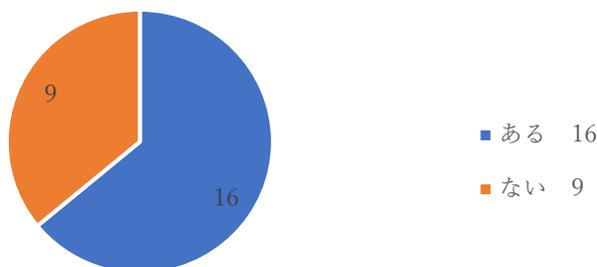
(6) 時間的な余裕を持った企画決定

台本や構成について早めに原作者と合意するためには、ドラマの企画決定をなるべく早くすることで、十分な制作期間を確保する必要がある。2024年3月30日時点の日本テレビ社員でドラマプロデューサー、プロデューサー補の経験を有する25名に行ったアンケートによると、制作の準備期間が足りないと答えたのは7割に上った。さらに、準備期間が足りないことでトラブルが起きた経験があると答えたプロデューサーは6割を超え、打ち合わせの時間がとれない、無理なスケジュールで体調を崩す人が出てくる、納得のいく内容にならない、突発が起きたときの対応が難しいとの指摘が出ている。また、制作期間や準備期間の設定については9割が改善すべきと答えており、改善すべきと答えた21人中13人が企画の決定が遅いと指摘する。

制作の準備期間について



準備期間が足りないことで
トラブルが起こった経験がありますか？



制作期間や準備期間の設定について
改善すべき点があると思いますか？



これらを未然に防ぎ、ドラマ制作現場をより一層安心してドラマ制作に臨めるためにも、制作開始となる企画決定時期を早めることで、構成や脚本について早めに原作者と合意することが可能となり、十分な交渉期間を確保できると考える。

よって当調査チームでは、原則として放送開始の1年半前、おそくとも1年前を企画決定（日本テレビコンテンツ委員会での決定）の目標とすることを提言する。この「1年半前」とは、2022年に日本テレビ社内で行ったテレビドラマに係るプロジェクトで検討された理想的な制作期間である。それにより、トラブルを未然に防ぐとともに、効率的な撮影、クオリティの向上、制作期間中の労務管理、制作費の効率的な運用、出演者やスタッフ等の拘束時間の軽減を図り、安全な職場環境を整備し、安心して制作に臨める体制を構築する。

2 ドラマ制作におけるトラブル回避のための方策

(1) 契約書の早期締結

本件脚本家名のクレジットに関する問題が、その後の SNS 投稿等へとつながった可能性があるとして第4で指摘した。本件ドラマのクレジット表記は、本来、著作権法上の氏名表示権に基づく表記を除き、制作者である日本テレビが自ら判断決定できる事項である。ところが、日本テレビは本件原作者と本件脚本家の意向を調整することができず、最終的に本件脚本家側に強い不満が残る対応となった。

この点、第4では、本件原作者及び本件脚本家との間で契約が締結されていなかったことが要因となった可能性として指摘されている。少なくともクレジットの問題が生じた時点でそれぞれ契約が締結できていれば、日本テレビは放送や二次利用について不安定な立場に置かれることなく、自ら主体的にクレジットに関する判断を行うことができた可能性もある。

もちろん、本件において契約書が締結されていれば、本件脚本家のクレジット表記に関する問題は起こらなかったかという点、必ずしもそうではない。しかし今後は、こうした事態を極力回避するためにも、原作者及び脚本家との間で可能な限り早期に契約を締結することが望ましい。

特に、原作契約書は、実際、制作開始の時点において作成、締結することは困難な場合が多い。なぜなら、原作契約には放送期間、放送回数、対価、二次利用などの条件が詳細に定められており、制作開始の時点では、それらが決まっていないことが多いからである。このため現在、原作契約書はドラマ放送後に締結するケースが多くなっている。

しかし、一部の出版社との間では、原作契約書の「ひな型」を作成し、それに基づき、早期に契約を締結しているケースもある。今後はこの「ひな形」を活用することにより、出版社との間で原作契約書の早期締結を目指すよう提言したい。

契約書は、合意成立の時期や範囲を明確にするなど、ビジネス上の諸条件を明確にするものであるから、第4において指摘されているような制作・放送過程における関係者の認識の齟齬を防ぐという観点からも、その早期締結は少なからず意義のあることと考える。

(2) SNS の利用における留意点の共有

本件ドラマ制作をめぐっては、制作サイドの SNS 投稿をめぐることがあったことも、第4において指摘したとおりである。番組関係者による適切なタイミング、内容での SNS 投稿は、番組の効果的な宣伝手段として有効である。しかし、SNS 上で一方通行の投稿が行われることで、関係者間での無用な軋轢を招く可能性があるほか、投稿内容をきっかけとした個人に対する誹謗中傷につながるなどのリスクもある。こうした事態を回避するため、制作に関わる者が SNS の利用について共通の意識を醸成することは、検討すべき課題の一つである。

① SNS 利用に関する指針の周知

日本テレビでは社員、スタッフその他雇用形態を問わず、日本テレビの業務に携わるすべての人に向け「日本テレビソーシャルメディアポリシー」を策定し、価値あるコミュニケーションとパブリックイメージの向上を実現できるよう促している。この中で、SNS を利用した情報発信には高い公共性と倫理性が要求され、特に業務上知りえた情報（その場で撮影した写真や画像なども含む）で未公開のものは、機密情報として公開してはいけない、と規定している。この内容について、番組制作に関わるすべての関係者に周知し、その理解を得ることは、SNS を有効に活用しつつ安全な制作環境を維持するための一助となろう。例えば、SNS 利用に関する案内文書を作成し、制作開始に先立ち、出演者、原作者、脚本家などに配布した

り、台本に刷り込むなどすることは、すぐにでも取り組むことができる有用な手段である。

なお、今回ヒアリングしたドラマプロデューサーの中には、「～撮影のお願い～」と題するペーパーを台本に挟み込んで関係者に配布しており、この中で、SNS（ソーシャルネットサービス）に関してのお願い」という項を設け、以下のような注意喚起を行っており、参考となる。

■ SNS(ソーシャルネットサービス)に関してのお願い

撮影現場の写真等をX（旧ツイッター）・フェイスブック・インスタ・ブログ・TikTok 等に掲載することによるトラブルが多発しております。情報漏洩防止の観点より、今作品に関わる情報、写真の無断掲載は絶対におやめ下さい。掲載に関してのご相談はプロデューサー部までお願いします。

また、決定稿・スケジュール・ロケ地図・スタッフリストなどの配布物の取り扱いにも、十分注意してください。

② 契約等による注意喚起

上記に加え、関係者との間で締結する契約書の秘密保持条項等において、SNSの利用に関する条項を定型的に追加することも一考であろう。番組制作に関わる投稿を行う場合は、少なくとも事前に番組サイドとコミュニケーションをとる旨、明記するなどである。

3 制作/組織体制における諸課題の解決策

(1) プロデューサーの業務量・人数についての見直し

当社のドラマ枠はここ数年、増減はほぼない。一方で、プロデューサーの業務は配信用やスピンオフドラマの制作、宣伝番組の制作、SNS 用の宣伝素材の制作・監修、ドラマ出演者の局内番組への出演調整など、ドラマ本編の制作以外の業務が多岐にわたっている。当社プロデューサーへのアンケートにおいても、プロデューサーの仕事量や仕事の幅について、プロデューサー・アシスタントプロデューサー25名中18名が「多（広）すぎる」と回答した。

また、コンテンツ制作局のドラマ担当社員の数は、2020年6月時点は30人だったが、2023年6月時点では若手や中堅社員が加わって38人となっており、単純計算で8名増えている。しかし、育成途中の社員が多いため、人数が足りているとは一概には言えない。

このため、メインプロデューサーが脚本制作や出版社との調整などドラマ本編の

制作に専念できるよう、補佐をする社員または制作会社の協力プロデューサーを置き、ドラマ本編の制作以外の業務を分担することやドラマ制作を担当する社員をさらに増やすことを提言する。

(2) コミュニケーションの重要性の再認識

当社プロデューサーへのアンケートでは、管理職であるチーフプロデューサー（CP）について「常に目の前の業務やトラブル処理に追われている印象」「先々の話を気安く相談するのが申し訳ない」と業務量の多さやコミュニケーションの取りづらさが指摘された。また、「誰に相談してよいのか分からない時がある」「本社に出社している時は、細かく上司に報告&相談できるが、一度現場に出ると本社に行くことも少なくなり、その一方で日々、様々問題が発生するので報告が追いつかない」といった声など、組織内での相談・共有の課題に関する指摘が多く見られた。そこで、リスクやトラブルをドラマ班内で共有するシステムを構築し、過去のトラブル事例の検索、再発防止策の周知徹底、効果的なコミュニケーションの取り方など現状を点検し、システム化することを提言する。場合によっては、電話やメールよりもなるべく対面で行う機会を増やす（例：CPや局の幹部は撮影中のスタジオに定期的に出向き、Pに何か困っていること、悩んでいることはないか等の聞き取りを行う）など、コミュニケーションの手法の原点に戻ることもありうるであろう。

(3) ドラマ班の人材育成とフォロー体制の強化

アンケートでは、「宣伝担当などの協力プロデューサーを何度やってもメインプロデューサーをやらないと経験を積むことはできにくい」「ドラマ班にはドラマ作りのノウハウを学んだり伝えたり共有するといった体制がシステム化されていない」という声があった。あらゆる経験を積んでからプロデューサーになるとは限らず、経験不足の面がある場合は、それをフォローする体制やシステムが重要となる。

そこで、ドラマ制作の経験が浅いプロデューサーは、数多くの経験を重ね、豊富な知見を持つ先輩プロデューサーから助言を得るための機会を多く設けるなど、人員配置を見直すことを提案する。脚本打ち合わせに参加するなどしてドラマ制作のノウハウを身近に学びつつ、先輩がトラブルを未然に防いだり、発生したトラブルに対応する様子を目の当たりにすることでリスクマネジメント力を磨くことができるだろう。また、ドラマ班を対象とした、過去の事例や著作権などについて学ぶ研修を適宜開催することも有効と考える。

(4) 上長によるチェック体制の構築

日本テレビのコンテンツ制作局の幹部G氏は「ドラマという専門性が高い分野に、常に遠慮があった。人材育成や制作状況等、より気を配って管理し、サポート体制を

よりの確に指示するなど、上長としてもっと関与すべきであった。A氏が当時こうした状況にまで追い込まれている現状を把握できなかった」と述べ、幹部としてのリスクマネジメントにおける責任を認めている。

制作現場における改善策をより実効的なものとするためには、上長（局長、局次長および CP）が日常的に監督、サポートを行う体制を構築する必要がある。そのため、業務フローをチェックリスト化することを提言する。

そして、作成したチェックリストが形骸化することなく恒常的に機能するよう、上長によるチェックを行うことが有効であると考ええる。

その上で、もし、クリアできないチェック項目がある場合は、クリアを困難にする具体的・合理的な理由を番組プロデューサーが提示し、上長に報告、共有することで、放送可能とすることを提案する。

4 相談窓口の活用

日本テレビは公益通報者保護法等に基づき、トラブルなどに対応するための受付窓口「日テレホットライン」を設置している。ドラマ制作に関わるすべてのスタッフの相談先として、「日テレホットライン」を周知する。

以上